



# 富山市地域福祉計画

2019年度～2023年度

2019年(平成31年)3月

富山市

# 富山市 地域福祉計画

2019年(平成31年)3月

富山市



## はじめに

近年、人口減少や少子・超高齢社会の到来、核家族化の急速な進行、価値観の多様化などに伴い、地域における人と人とのつながりや絆、連帯意識が希薄化する中、社会的孤立、生活困窮、児童虐待、介護や子育てへの不安や障害者の自立支援などの福祉課題は複雑化・複合化してきております。



このような中、誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らし続けられるよう、行政や福祉関係の事業者・団体、ボランティアなど地域に関わるすべての人が連携して、お互いに支え合い、支援が必要な人を支える地域社会をつくることがより一層重要になってきています。

今回策定いたしました「地域福祉計画」では、高齢者、障害者、子どもなど対象者別個別計画における理念や仕組みの整合性を図りながら横断的につなぎ、市民協働による地域福祉を推進することを目指し、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を基本理念に、市民の皆様、地域の関係団体、事業者の皆様、そして本市が協働のもと、地域の問題を「我が事」として「丸ごと」とらえ、「支え手」「受け手」という垣根を超えて、共に支え合う地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました富山市社会福祉協議会地域福祉専門分科会の皆様をはじめ、地域福祉に関するアンケート調査及び地域懇談会にご協力いただきました市民や福祉関係団体の皆様に心から感謝申し上げます。

平成31年3月

富山市長 森 雅 志



<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>3</b>
1 計画策定の背景.....	3
(1) 地域福祉とは.....	4
(2) 地域共生社会とは.....	4
(3) 市民力・地域力の向上.....	5
2 計画の法令の根拠と位置付け.....	5
(1) 法律上の位置付け.....	5
(2) 総合計画との関係.....	5
(3) 他計画との調和.....	6
3 計画の期間.....	7
4 計画策定の組織と取組.....	7
(1) 市民アンケート調査.....	8
(2) 福祉関係団体アンケート調査.....	8
(3) 地域懇談会.....	8
(4) パブリックコメント.....	8
(5) 富山市地域福祉計画策定委員会.....	8
(6) 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会.....	8
5 「圏域」の考え方.....	9
<b>第2章 富山市の地域福祉を取り巻く現状</b> .....	<b>13</b>
1 人口の状況.....	13
(1) 人口の推移.....	13
(2) 自然動態と社会動態.....	14
(3) 合計特殊出生率.....	15
(4) 高齢化率.....	15
(5) 人口推計.....	16
2 世帯の状況.....	17
(1) 世帯数の推移.....	17
(2) 高齢者単身世帯.....	17
(3) ひとり親世帯.....	18
3 地域活動・資源の状況.....	18

(1) 自治会数.....	18
(2) ボランティア登録数.....	19
(3) 老人クラブ.....	19
4 支援を必要とする人たちの状況.....	20
(1) 幼児期の教育・保育施設や学童クラブ.....	20
(2) 障害者手帳所持者数.....	21
(3) 要支援・要介護認定者数.....	22
(4) 生活保護世帯.....	22
5 アンケート結果から見える現状.....	23
(1) 共に助け合う「互助」精神の醸成に向けた地域のつながり.....	23
(2) 地域における交流や地域活動のあり方.....	23
(3) 地域活動やボランティア活動の輪を広げるための環境づくり.....	24
(4) 地域住民や活動団体が一体となった福祉活動の推進.....	24
(5) 悩みや不安の解消に向けた相談窓口の拡充による自殺予防策.....	25
(6) 福祉サービスに関する情報提供や支援体制の拡充.....	25
6 地域懇談会における意見や要望等.....	26
(1) 高齢者関連.....	26
(2) 子ども関連.....	26
(3) 障害者関連.....	26
(4) 要援護者関連.....	26
(5) 生活・交通関連.....	26
(6) 地域の人材について.....	26
(7) 地域のつながりについて.....	26
(8) ボランティア関連.....	27
(9) 複合的な問題について.....	27
(10) 行政関係.....	27
7 統計資料・アンケート調査・地域懇談会から見えるもの.....	28
<b>第3章 計画の基本的な考え方.....</b>	<b>31</b>
1 地域共生社会の実現について.....	31
2 計画の基本理念.....	32
3 施策の基本目標.....	32
4 重点的に取り組む事項.....	34
5 施策体系図.....	36

<b>第4章 地域福祉の施策展開</b> .....	<b>43</b>
基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり .....	43
1 市民主体のまちづくり .....	43
2 一人ひとりが尊重される地域社会づくり.....	46
3 地域を担う人材の育成.....	48
4 コミュニティの強化.....	49
5 地域福祉を促進する仕組みづくり.....	51
基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化.....	54
1 福祉サービスの適切な利用の促進.....	54
2 サービス提供事業者への支援.....	59
基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり .....	62
1 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造.....	62
2 地域の見守り、問題発見体制づくりの推進.....	64
3 地域の子育て支援、地域包括ケア体制の充実.....	65
4 人にやさしいまちづくり.....	69
基本目標Ⅳ 市民が誇りを持てるまちづくり .....	72
1 地域における魅力づくりや情報発信.....	72
2 市や地域に対する愛着や誇りの醸成.....	73
<b>第5章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>79</b>
1 協働による計画の推進.....	79
(1) 市民の役割.....	79
(2) 地域活動団体の役割.....	79
(3) 福祉サービス事業者の役割.....	79
(4) 社会福祉法人の役割.....	79
(5) 社会福祉協議会の役割.....	80
(6) 市の役割.....	80
2 計画の周知・普及.....	80
3 計画の推進について.....	80

資料編	83
1 計画策定の経過	83
2 アンケート結果の概要	84
（1）調査票の配布と回収状況	84
（2）調査結果の概要	84
3 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	102
4 富山市地域福祉計画策定委員会設置要綱	103
5 用語集	105

本文中で※印が付いている用語は、巻末の資料編に「用語集」がありますので、そちらをご覧ください。  
尚、用語が複数回記載のある場合は、最初用語のみに※印を付けています。







# 第1章

## 計画策定にあたって







# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景

本市では、「第2次富山市総合計画※」（以下「総合計画」という。）のもと、「安らぎ・誇り・希望・躍動」を基本理念としてまちづくりを進めています。福祉分野では、まちづくり目標「Ⅰ すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】」及び「Ⅳ 共生社会を実現し誇りを大切にする協働※のまち【協働・連携】」の実現に向けて取り組んでいます。

平成18年度には「富山市地域福祉計画（2007～2011年度）」（以下「ささえあいプラン」という。）を策定し、「地域ボランティアと市域ボランティア」や「退職者の活躍の場づくり」、「ささえあい意識の醸成」など5つの重点課題を掲げて施策を推進しました。併せて、高齢者や障害者、子どものほか、保健・医療等の分野ごとに策定された個別計画等に基づき、これまで地域福祉施策を展開してきております。

この間、ボランティアに関しては、福祉ニーズの多様化や担い手不足の問題が生じてきており、退職者に関しては、団塊世代を含む高齢者が地域活動の担い手として注目されるようになりました。また、近年、地域でのつながりの希薄化など社会環境は大きく変わってきており、地域における包括的な支援体制を整備していく必要が生じてきております。

その一方で、介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や障害のある子どもと要介護の親で構成される世帯など、複数の課題を抱える世帯の増加や、精神疾患やがんの患者等に係る保健医療や就労など複数の分野にまたがる課題、家族関係や近隣関係の希薄化に伴う社会的孤立や公的な福祉サービスでは対応できない制度の狭間の問題など様々な地域生活課題が増加してきております。

こうした課題に対応するためには、公的支援と共に地域住民がお互いに配慮し、存在を認め合い、共に支え合うことが大切です。そうすることで、困りごとを抱えた住民が地域で孤立せずにその人らしい生活を送ることができ、また、支援を必要とする人を含め誰もが役割を持つことで、それぞれが日々の生活において安心感や生きがいを得ることができるようになります。

国においては、「高齢者」「障害者」「児童（子ども・子育て世帯）」などの分野において、法改正や様々な制度の整備などが行われているほか、「生活困窮者※」への支援という新しい分野が加わりました。また、平成28年度には子どもから高齢者まで、障害のある人もない人もすべての人々が、地域の困りごとを「我が事・丸ごと※」と捉え、住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし、共に支え合う「地域共生社会※」の実現に向けた取組がはじまっています。

本計画では、すべての市民が住み慣れた地域において、共に支え合いながら、安心していきいきと暮らしていくことができるよう、本市の地域福祉に関する個別計画を包含する理念や、協働して支え合う仕組みについて示しました。



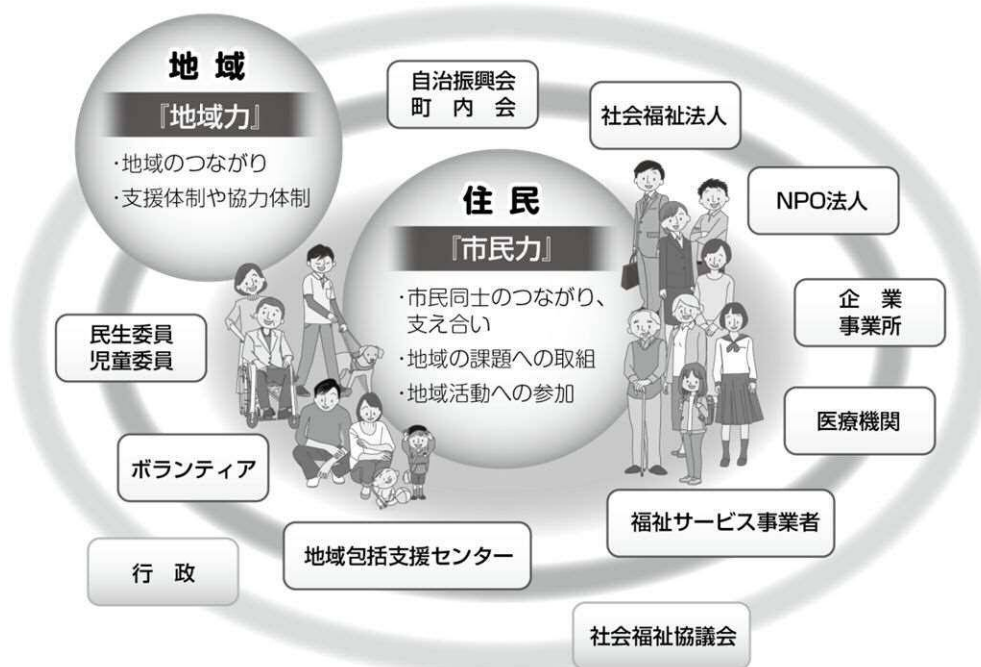
## （１）地域福祉とは

近年、ひきこもりや子育てに悩む親の孤立、高齢者などの孤独死、児童や高齢者、障害者に対する虐待や、自殺者の増加等が社会問題となってきています。また、地域で暮らす住民の中には、小さな不安を抱き、ちょっとした支援を求めている人もいます。

課題の大小にかかわらず、誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民同士の結びつきを密にし、支援を必要とする方を地域の中で支えていくことが求められます。

地域福祉とは、地域の課題を住民自らが把握し主体的に解決を図る、という考え方を基本に、“市民力・地域力”、行政による支援、社会福祉協議会\*やNPO\*法人\*、民間事業者による支援など、重層的な協働の取組をいいます。

### ■ 地域福祉のイメージ



## （２）地域共生社会とは

既存の様々な福祉制度や分野ごとの福祉施策では解決できない複合課題や、制度の狭間の課題の存在、自ら相談に行くことができない状態にある社会的孤立・社会的排除への対応、地域の“つながり”の弱まりなどの課題が顕在化してきています。

これらの地域課題に対して、制度・分野ごとの“縦割り”や、“支え手”“受け手”という固定的な役割分担の考え方では対応が難しくなっています。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」としてとらえ、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる取組を通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に築く「地域共生社会」の実現を目指していきます。



### (3) 市民力・地域力の向上

地域共生社会の実現のためには、地域で誰もが役割を持ち、お互いに支えあっているという意識の醸成や、すべての地域住民が地域福祉の向上を目指し、参加していく仕組みの構築、“支え手”“受け手”が固定されない場づくりが重要です。こうした取組には、“市民力・地域力”の向上が不可欠なものとなります。

#### 「市民力（しみんりょく）」

市民一人ひとりが、地域における課題を自主的・自発的に解決しようとしたり、地域福祉を推進するための基盤となる力をイメージしています。

#### 「地域力（ちいきりょく）」

地域における住民や町内会・自治振興会、各種団体、事業者など様々な人々が、お互いに協力し合い、自ら地域における課題を見つけ、その解決に向け活動を重ね、地域をより良いものにしていく力をイメージしています。

## 2 計画の法令の根拠と位置付け

### (1) 法律上の位置付け

本計画は、社会福祉法\*第107条に基づく「市町村地域福祉計画」です。同条で定められた項目を基本に、昨今の社会情勢を踏まえ必要な事項を加えて具体的な取組施策を示すものです。

### (2) 総合計画との関係

本市の各計画との関係では、総合計画（基本計画）を最上位計画とします。地域福祉計画は、総合計画のまちづくり目標である「I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】」及び「IV 共生社会を実現し誇りを大切にす協働のまち【協働・連携】」という方針の実現に向けて、地域福祉の視点から様々な施策の推進に向けた計画となります。

まちづくりの目標	主要課題
I すべての人が輝き安心して暮らせるまち【人材・暮らし】	①多様な人材の育成と地域への定着 ②少子高齢化と人口減少への対応 ③すべての世代の健康・安心な生活の実現
IV 共生社会を実現し誇りを大切にす協働のまち【協働・連携】	①市民協働による共生社会づくり ②シティプロモーションの推進とシビックプライド*の醸成



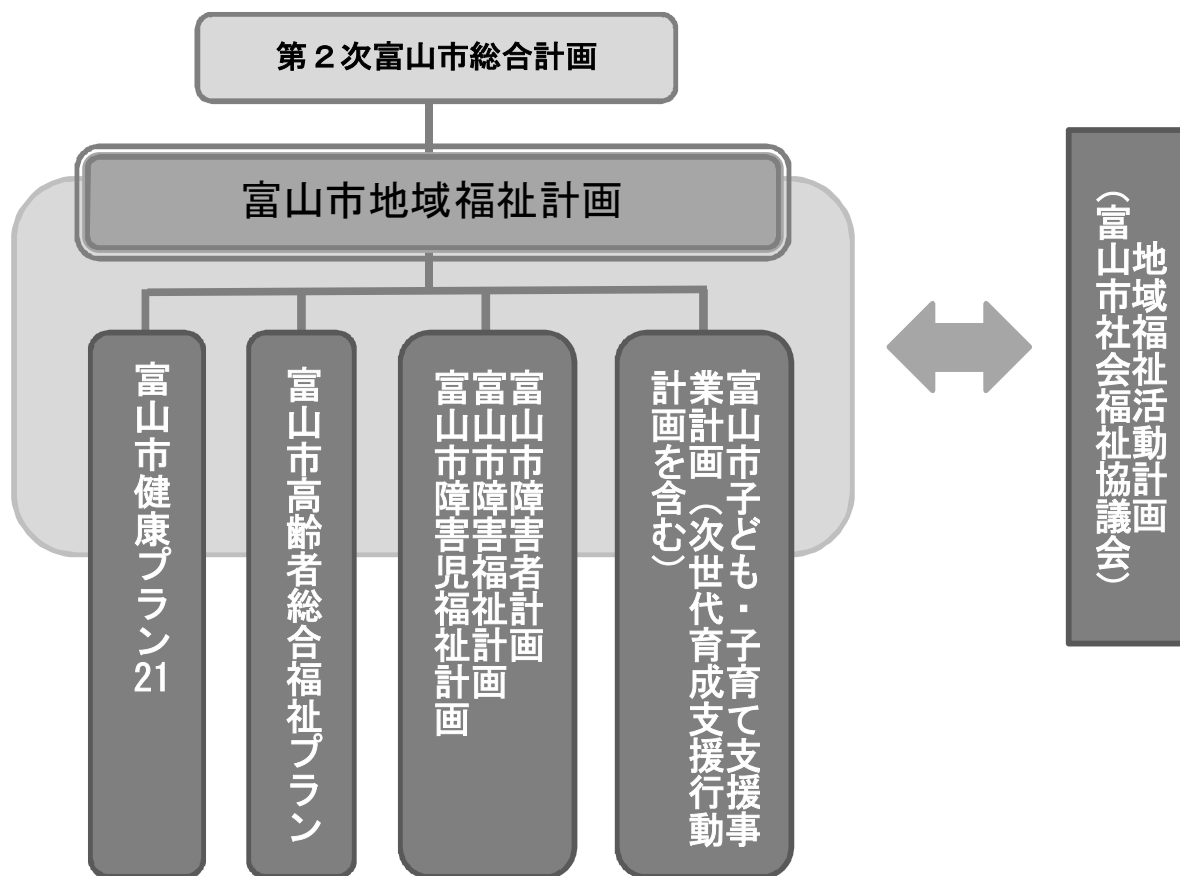
### (3) 他計画との調和

本計画は、基本的な施策の方向を定めるもので、地域福祉を推進するための総合的な計画であり、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画<sup>\*</sup>、障害者計画<sup>\*</sup>・障害福祉計画<sup>\*</sup>・障害児福祉計画<sup>\*</sup>、子ども・子育て支援事業計画<sup>\*</sup>、健康増進計画<sup>\*</sup>等の対象者別計画における理念や仕組みの整合性を図りながら横断的につなぐ計画です。また、対象者別計画では網羅できない課題についても、本計画で取組を進め、行政と地域住民の力で解決を目指します。

さらに、保健・医療、防災、交通、教育、消費生活などの他分野の計画とも調和を図り、連携することで、個別施策を実現していきます。

本計画の実行には、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画<sup>\*</sup>における活動の取組強化が欠かせません。地域福祉活動計画は地域住民の自主的・主体的な地域福祉の推進を目指す行動計画であり、本計画とは車の両輪の関係にあります。内容を一部共有し、本計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなど、相互の連携を図っています。

#### ■ 地域福祉計画の位置付け



### 3 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

また、国の動向、今後の社会情勢の変化によっては、必要に応じ計画内容の見直しを行うことがあります。

#### ■ 地域福祉計画と関連計画の計画期間

計画名	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
総合計画	基本構想									
	前期基本計画			後期基本計画						
地域福祉計画	本計画 (2019年度～2023年度)					次期計画 (2024年度～2028年度)				
高齢者総合福祉プラン	第7期計画		第8期計画			第9期計画		第10期計画		
障害者計画	第3次計画		第4次計画							
障害福祉計画・ 障害児福祉計画	第5期計画 第1期計画		第6期計画 第2期計画			第7期計画 第3期計画				
子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)	1期 計画	第2期計画								
健康プラン21	第2次計画									
地域福祉活動計画 (富山市社会福祉協議会)	2次 計画	第3次計画								

### 4 計画策定の組織と取組

本計画の策定にあたっては、福祉・保健・医療などに関連する庁内関係所管で構成する地域福祉計画策定委員会において協議、検討を行うとともに、地域福祉に関する学識経験者、地域福祉活動団体の代表者、公募の市民で構成する富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催し、「ささえあいプラン」を踏まえた本計画の方向性、盛り込む内容、推進体制などについて、各委員の意見集約を図りました。

また、市民の意見を把握し本計画に反映させるため、市民や福祉関係団体に対するアンケート調査や地域懇談会、パブリックコメントを実施しました。





## (1) 市民アンケート調査

- ① 調査対象者：20歳以上の男女3,600人（無作為抽出）
- ② 調査期間：平成30年9月10日～9月25日
- ③ 調査方法：郵送方式による配布・回収
- ④ 有効回収数：1,669人（有効回収率：46.4%）

## (2) 福祉関係団体アンケート調査

- ① 調査対象者：市内ボランティア団体、NPO法人、福祉関係団体200団体
- ② 調査期間：平成30年9月18日～10月1日
- ③ 調査方法：郵送方式による配布・回収
- ④ 有効回収数：122団体（有効回収率：61.0%）

## (3) 地域懇談会

- ① 実施期間：平成30年8月22日～8月30日
- ② 実施場所：市内9会場（富山3会場、大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入）
- ③ 参加者数：計171人

## (4) パブリックコメント

- ① 実施期間：平成31年1月30日～2月8日

## (5) 富山市地域福祉計画策定委員会

- ① 開催日：第1回 平成30年5月25日  
第2回 平成30年11月20日  
第3回 平成31年2月15日
- ② 構成委員：24人（福祉保健部、こども家庭部、市民生活部、教育委員会）

## (6) 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会

- ① 開催日：第1回 平成30年5月30日  
第2回 平成30年11月28日  
第3回 平成31年2月20日
- ② 構成委員：17人（民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、老人福祉専門分科会、公募委員）



## 5 「圏域」の考え方

これまで地域福祉計画では、行政が適切な福祉サービスを提供するための範囲として、市民の日常生活を考慮した福祉圏域を設定してきました。しかし、地域福祉は“適切な福祉サービスの提供”だけでなく、地域住民による地域福祉活動の推進も大きな役割の一つであり、改正社会福祉法にも新たに盛り込まれています（第107条の3）。

そのため、福祉圏域の設定にあたっては、地域住民による地域福祉活動を推進するための範囲についても考慮する必要があります。

本市においては、自治振興会や地区社会福祉協議会、地区校下民生委員・児童委員<sup>※</sup>協議会などが、概ね小学校区単位で組織・活動されていることから、多くの住民にとって身近な生活圏域となっている「小学校区」を基本の圏域として位置付けます。

「小学校区」は、住民が地域意識を持ち、かつ主体的に活動できる範囲であり、市内全域的に地域福祉を推進する上で中核となる重要な圏域です。しかし、地域福祉の課題によっては、「中学校区・地域包括支援センター<sup>※</sup>担当区域」や「保健福祉センターの担当区域」、「市内全域」などのより広い範囲の圏域を設定することによって課題を段階的に共有し、新たな活動につなげていくなど、地域活動を重層的に機能させます。

また、圏域内、圏域間との連携も図りながら、福祉サービスの提供やボランティア活動の展開、地域活動の拠点づくり、ネットワーク構築など、官民協働による地域福祉活動のシステム構築の推進に取り組んでいきます。

- ① 「町内会・隣近所」  
日常的な会話や交流、互いに支え合い活動を実施する最も身近な範囲
- ② 「小学校区」  
比較的身近な場所で相談や情報交換ができ、専門サービスへつなぐことができる範囲
- ③ 「中学校区・地域包括支援センター担当区域」  
身近な地域での専門的な相談・支援等が受けられる範囲
- ④ 「保健福祉センターの担当区域」  
保健や福祉に関する相談や健康づくりの支援等が受けられる範囲
- ⑤ 「市内全域」  
市や市社会福祉協議会等による総合的な相談対応、支援等が受けられる範囲

このほか、本市では様々な圏域が設定されています。

### 『富山市高齢者総合福祉プラン（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）』

日常生活圏域<sup>※</sup>として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、「18の圏域」を設定しています。



総曲輪等地区、山室等地区、堀川等地区、蛭川等地区、奥田等地区、五福等地区、岩瀬等地区、豊田等地区、新庄等地区、藤ノ木等地区、熊野等地区、和合地区、呉羽地区、水橋地区、大沢野等地区、大山地区、八尾等地区、婦中地区

また、高齢者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、総合相談窓口として地域包括支援センターを32か所設置しています。

水橋北、水橋南、大広田・浜黒崎、岩瀬・荻浦、和合、針原、新庄、豊田、広田、奥田北、奥田、百塚、呉羽、神明・五福、愛宕・安野屋、まちなか、柳町・清水町、東部・山室、藤ノ木・山室中部、堀川・光陽、蛭川、堀川南、太田、月岡、新保・熊野、大沢野・細入、大久保・船峯、大山、八尾北・山田、八尾南、婦中東、婦中西

### 『富山市子ども・子育て支援事業計画』

中学校区や日常生活圏域、市町村合併前の行政区域等をふまえた13ブロックを基本とし、対象となる子どもが少ない山田地域及び細入地域については、これまでの日常的なつながりを重視して、山田地域は八尾地域と、細入地域は大沢野地域と一体的に考えて、市内全体を「11区域」として設定しています。

中央、東部、西部、南部、北部、呉羽、水橋、大沢野・細入、大山、八尾・山田、婦中

### 『富山市都市マスタープラン』


#### ① 地域生活圏と拠点

地域としての歴史的つながりや日常生活に必要なサービスを身近に享受できる拠点の育成、人口規模により「14の地域生活圏域」として設定し、駅やバス停、生活利便施設が徒歩圏の範囲にまとまっている地区を拠点として設定しています。

富山中央、富山北部、和合、呉羽、富山西部、富山南部、富山東部、水橋、大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入

#### ② 公共交通軸（串）と居住を推進する地区（お団子）

コンパクトなまちづくりの実現に重要な公共交通の路線を「公共交通軸（串）」とし、このうち利便性が高い路線の地域内の鉄道及びバス停の徒歩圏の範囲内において、「居住を誘導する地区（お団子）」を設定しています。



## 第2章

# 富山市の地域福祉を取り巻く現状





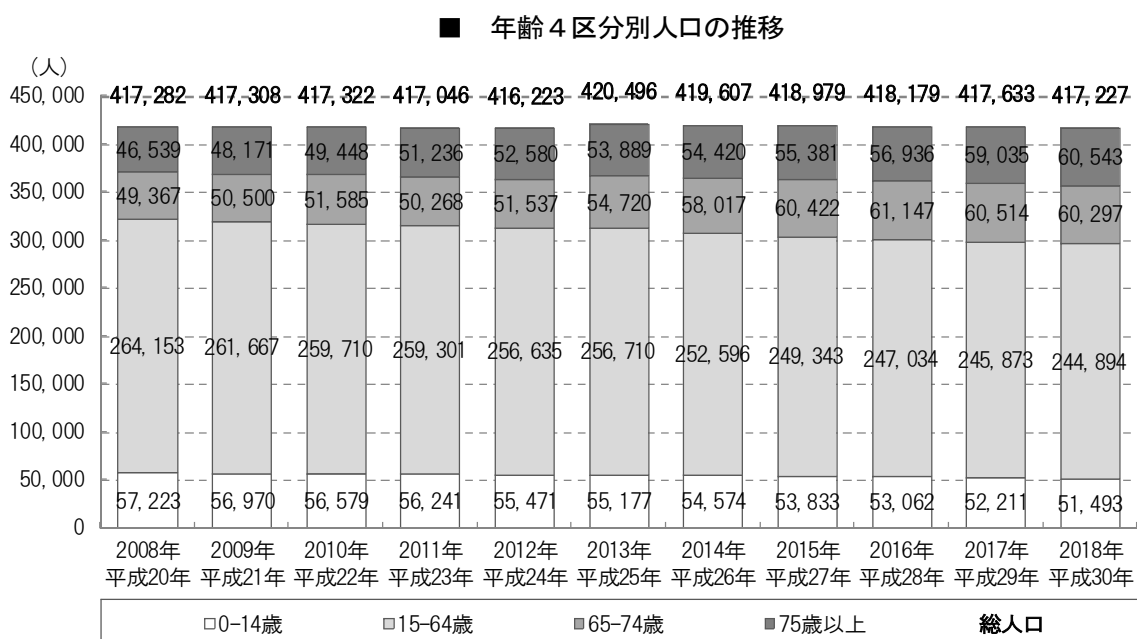


## 第2章 富山市の地域福祉を取り巻く現状

### 1 人口の状況

#### (1) 人口の推移

人口の推移をみると、2008年（平成20年）以降、0～14歳・15～64歳で減少する一方、75歳以上は増加傾向にあります。65～74歳は2016年（平成28年）をピークに緩やかな減少に転じています。総人口はほぼ横ばいで推移しています。



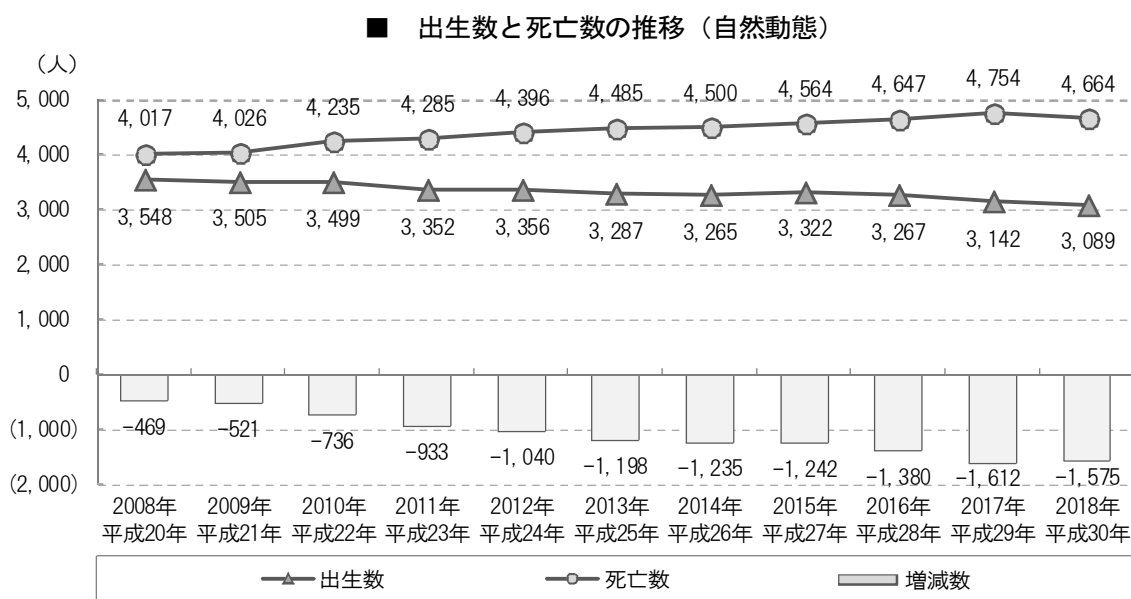
資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）



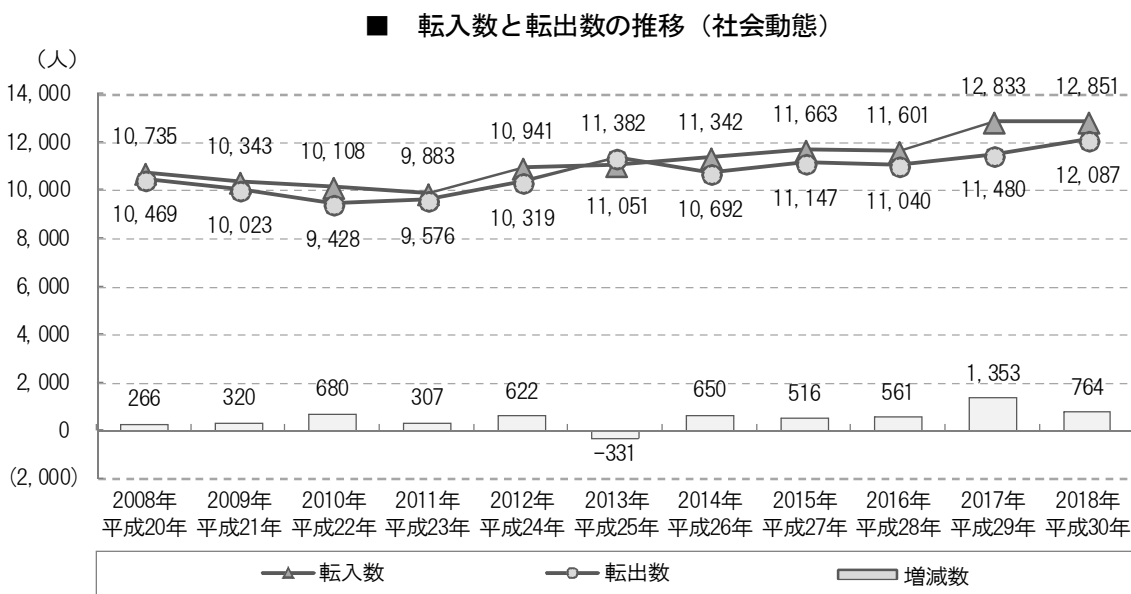
## (2) 自然動態と社会動態

自然動態をみると、2008年（平成20年）以降、出生数は緩やかな減少傾向、死亡数は緩やかな増加傾向となっています。また、常に死亡数が出生数を上回り、増減数はマイナスが続いています。特に、2017年（平成29年）は出生数が少なく、死亡数が最も多いため、自然減が最も大きく-1,612人となっています。

また、社会動態は2013年（平成25年）を除いて、転入数が転出数を上回り、増減数はプラスの傾向が続く状況となっています。



資料：富山市統計書(各年3月末日現在)

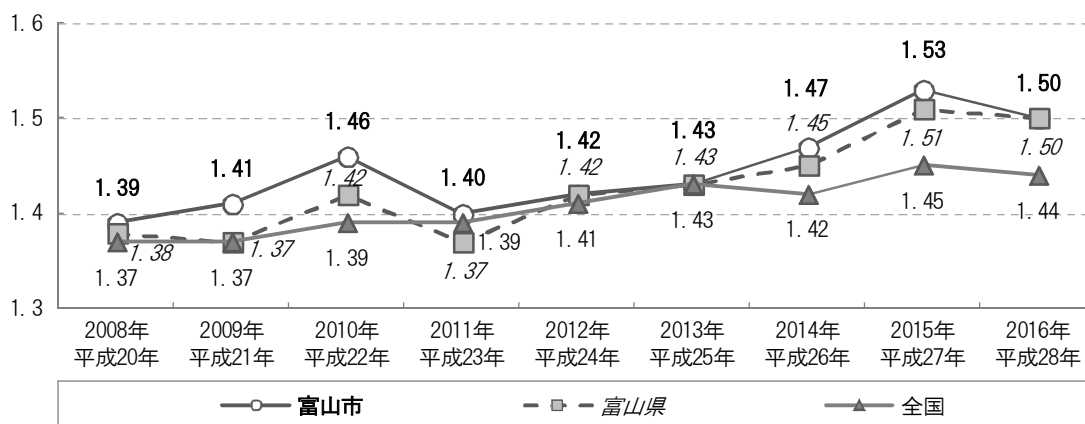


資料：富山市統計書(各年3月末日現在)

### (3) 合計特殊出生率

合計特殊出生率※は、2012年（平成24年）以降年々上昇し、2015年（平成27年）には1.53となっています。また、ほとんどの年で全国・富山県の値を上回っています。

■ 合計特殊出生率の推移

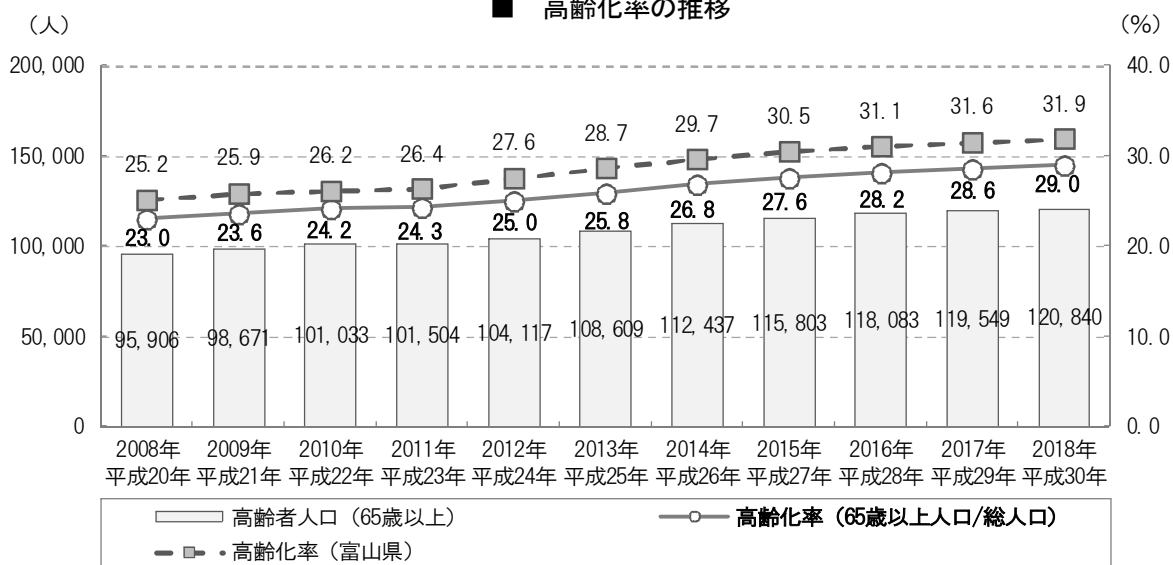


資料：富山市統計資料、厚生労働省

### (4) 高齢化率

高齢者人口は、2008年（平成20年）から2018年（平成30年）で24,934人（+26.0%）増加しています。また、高齢化率※は県の値を下回っているものの、年々高くなっており、2018年（平成30年）は29.0%となっています。

■ 高齢化率の推移



資料：富山市統計資料(各年4月1日現在)、富山県統計資料(各年10月1日現在)

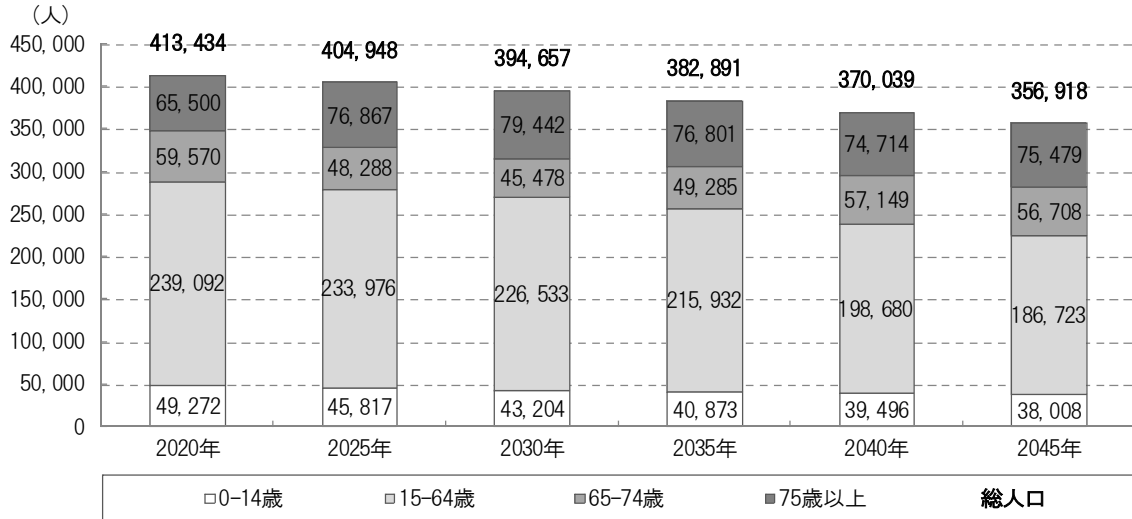




## (5) 人口推計

人口推計をみると、0～14歳・15～64歳人口はともに減少の見込み、また、増加が予測される75歳以上人口も2030年をピークに減少に転じる見込みです。そのため総人口は、2030年には40万人を下回り、2045年には約35万人となる見込みです。

■ 年齢4区分別人口の推計



資料：国立社会保障・人口問題研究所

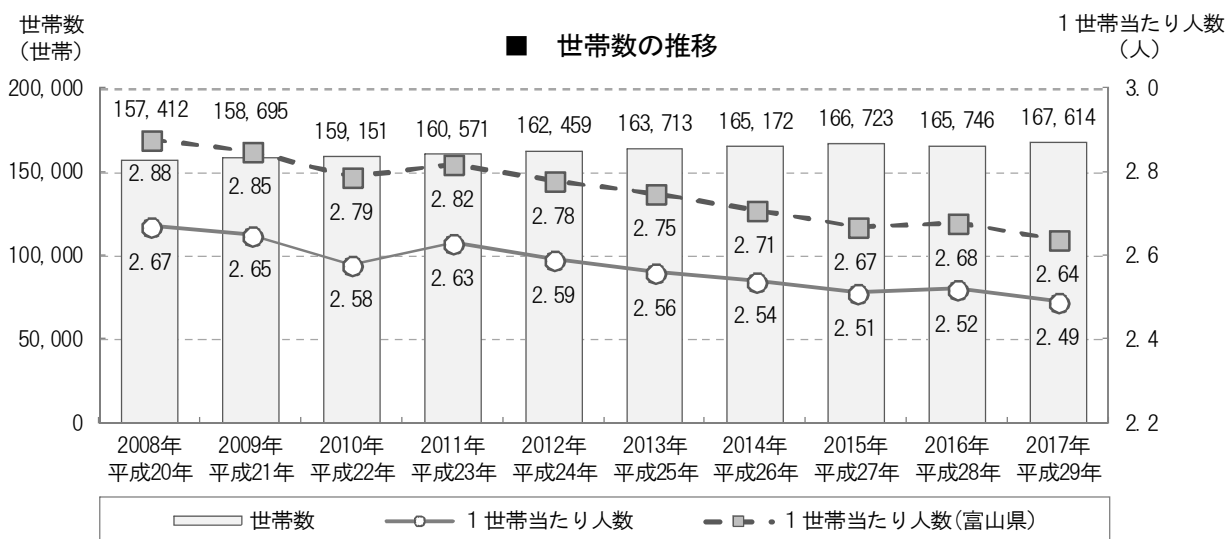
『日本の地域別将来推計人口(平成)30(2018)年3月推計』富山市の将来推計人口



## 2 世帯の状況

### (1) 世帯数の推移

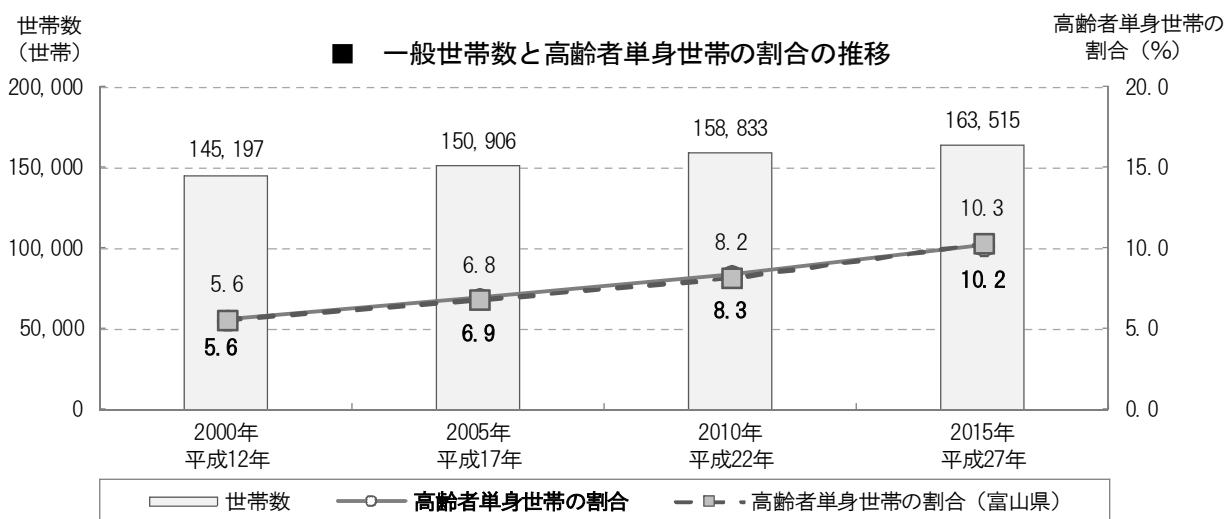
2008年（平成20年）以降、世帯数は緩やかに増加する一方、1世帯当たり人数は減少を続けています。本市の1世帯当たり人数は富山県を下回っていますが、その差は徐々に小さくなっています。



資料：住民基本台帳、富山県統計資料(各年4月1日現在)、平成22年のみ国勢調査

### (2) 高齢者単身世帯

施設等の世帯を除く一般世帯数をみると、2000年（平成12年）から2015年（平成27年）にかけて18,318世帯増加しています。また、一般世帯数に占める高齢者単身世帯の割合は2000年（平成12年）の5.6%から大きく上昇し、2015年（平成27年）には10.2%となっています。

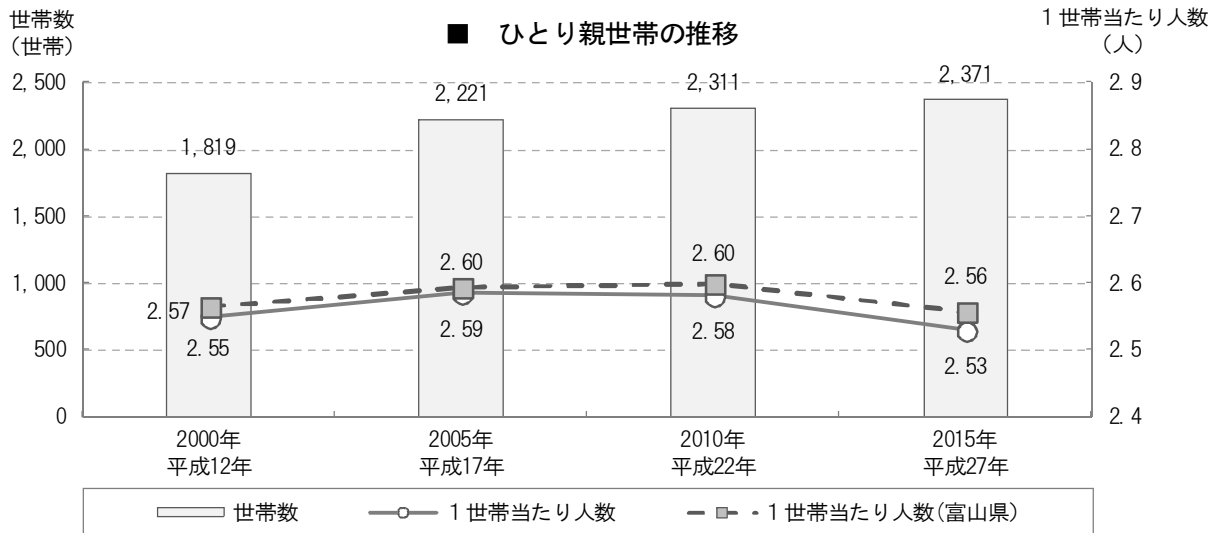


資料：国勢調査



### (3) ひとり親世帯

ひとり親世帯数は、2000年（平成12年）から2005年（平成17年）にかけて大きく増加し、その後緩やかに増加を続けています。1世帯当たり人数は富山県をやや下回り、ともに2005年（平成17年）をピークに減少傾向にあります。

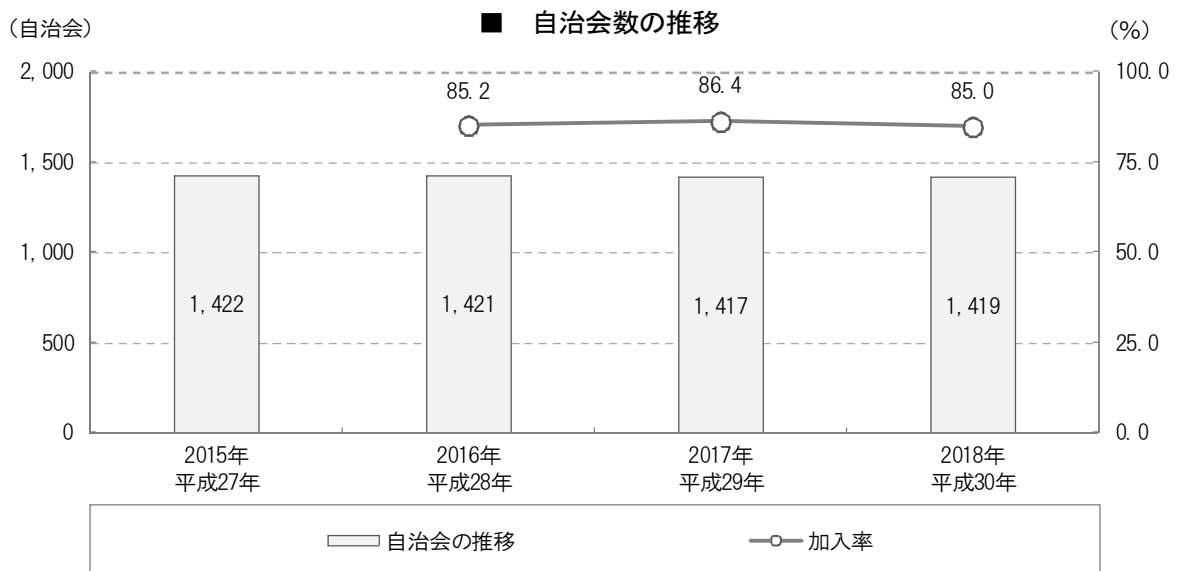


資料: 国勢調査

## 3 地域活動・資源の状況

### (1) 自治会数

自治会数は横ばいで推移しており、加入率は85%前後で横ばいの状況です。

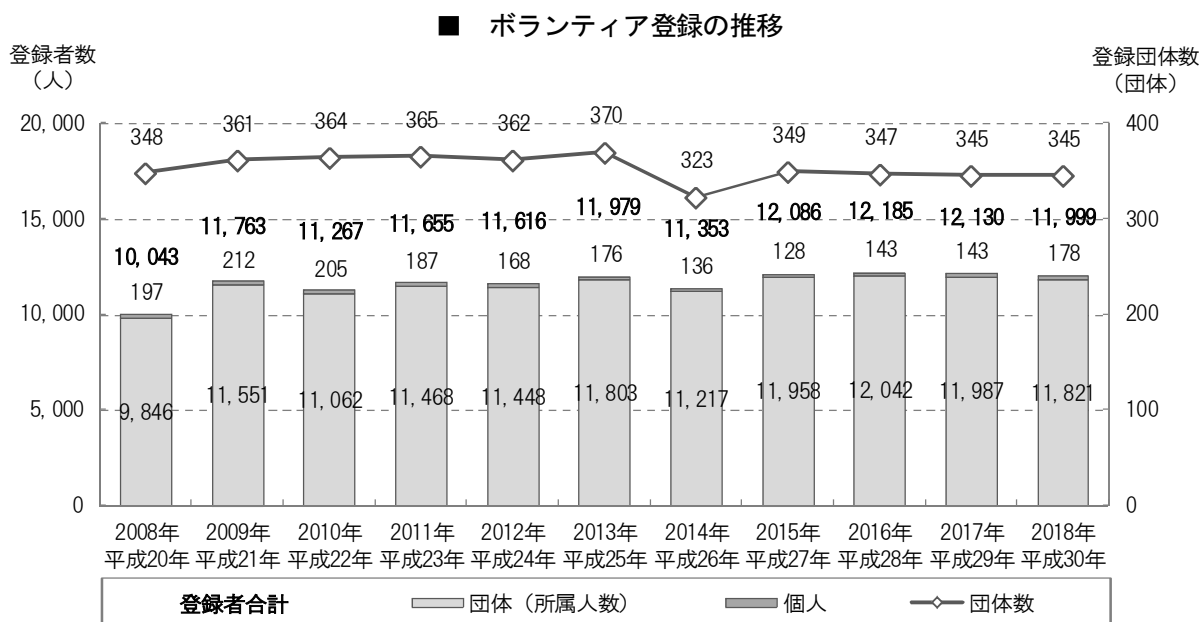


資料: 富山市統計資料



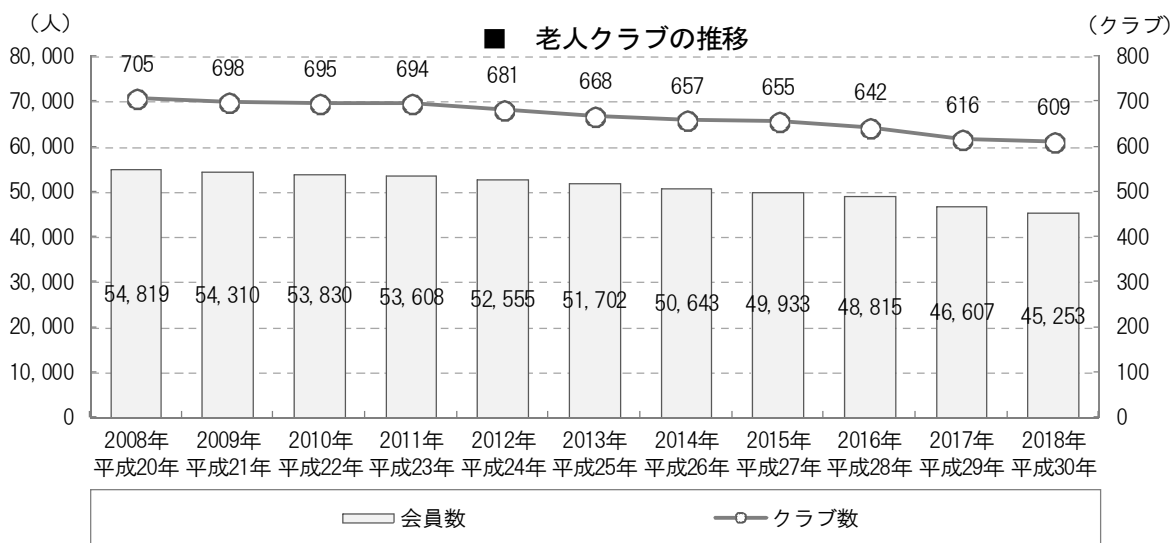
## (2) ボランティア登録数

ボランティアの登録団体数は、ピークとなった2013年（平成25年）の翌年、大幅に減少したものの、さらにその翌年には2008年（平成20年）の水準まで戻り、その後は横ばいとなっています。2015年（平成27年）以降、ボランティアの登録者数は、個人を合わせると12,000人前後となっています。



## (3) 老人クラブ

老人クラブ\*の状況を見ると、会員数及びクラブ数ともに2008年（平成20年）以降減少傾向です。

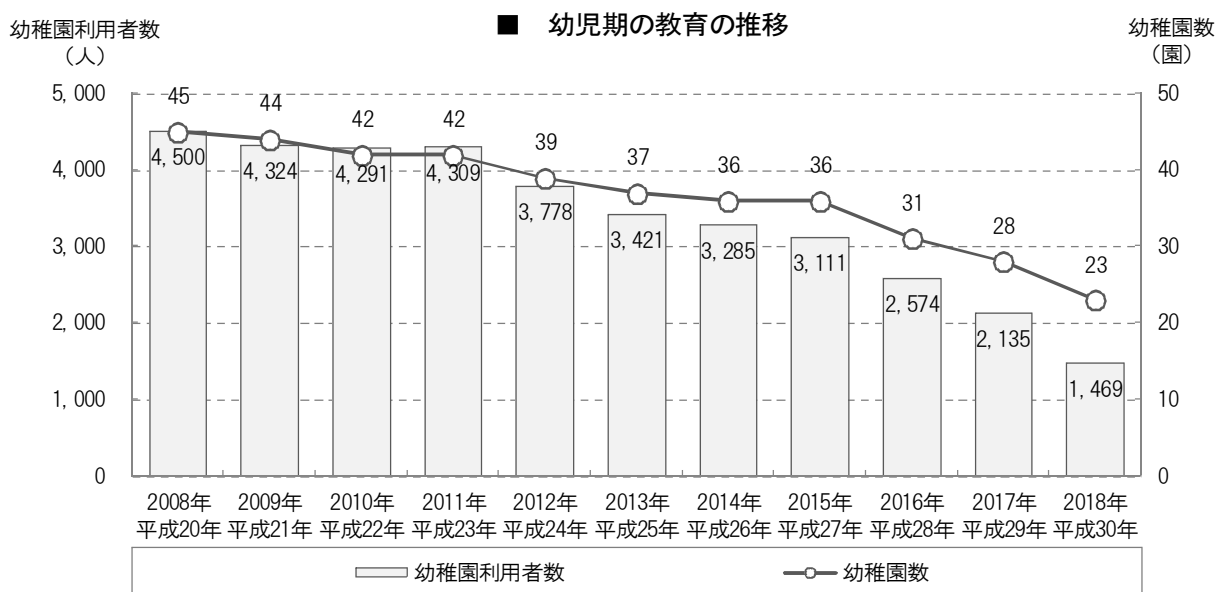




## 4 支援を必要とする人たちの状況

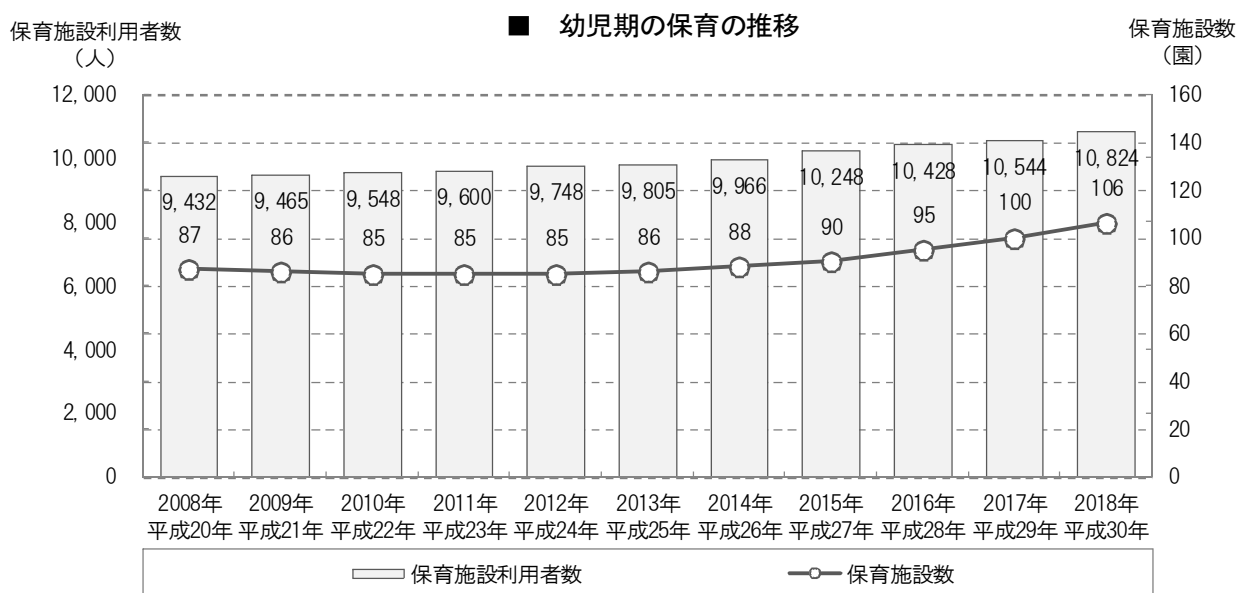
### (1) 幼児期の教育・保育施設や学童クラブ

2018年（平成30年）の幼稚園利用者数は、2008年（平成20年）の約3分の1まで減少し1,469人となっています。同様に、幼稚園数も45園から23園に減少しています。



資料：富山市統計資料(各年5月1日)  
 ※公立私立の認定こども園利用者を除く 休園中の施設数を除く

2018年（平成30年）の保育施設利用者数は、2008年（平成20年）から約15%増加し10,824人となっています。同様に、保育施設数も87園から106園に増加しています。

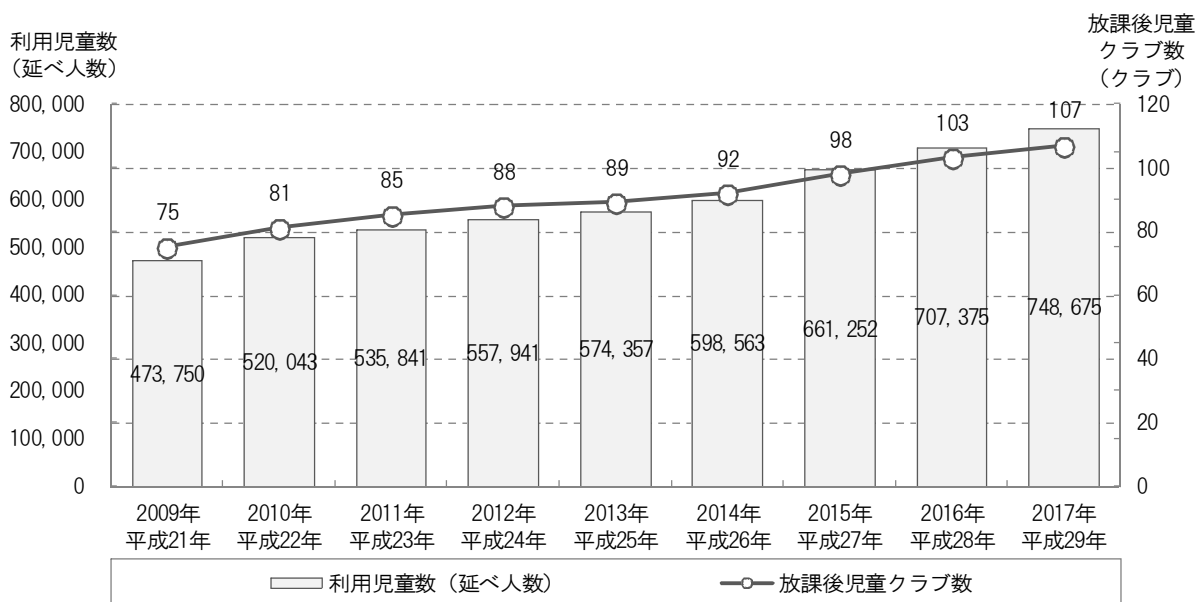


資料：富山市統計資料(各年4月1日)



放課後児童健全育成事業\*の利用児童数は、2009年（平成21年）から約1.5倍に増加し、放課後児童クラブ\*数も75クラブから107クラブに増加しています。

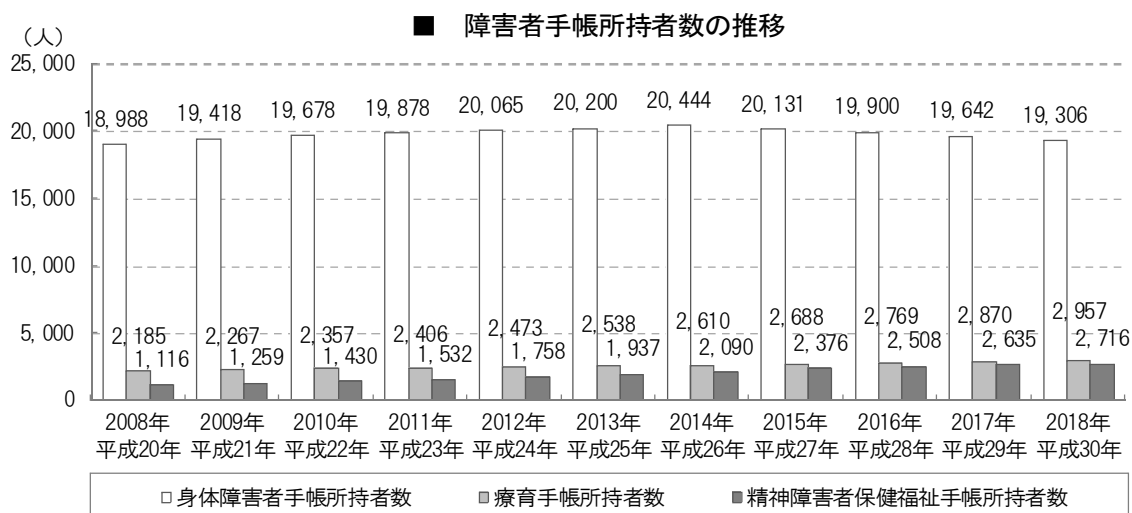
■ 放課後児童健全育成事業における利用児童数の推移



資料：子ども育成健康課データ(利用児童数は各年度末の実績)

(2) 障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、2014年（平成26年）の20,444人をピークに減少傾向にあります。一方、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数ともに緩やかに増加しています。

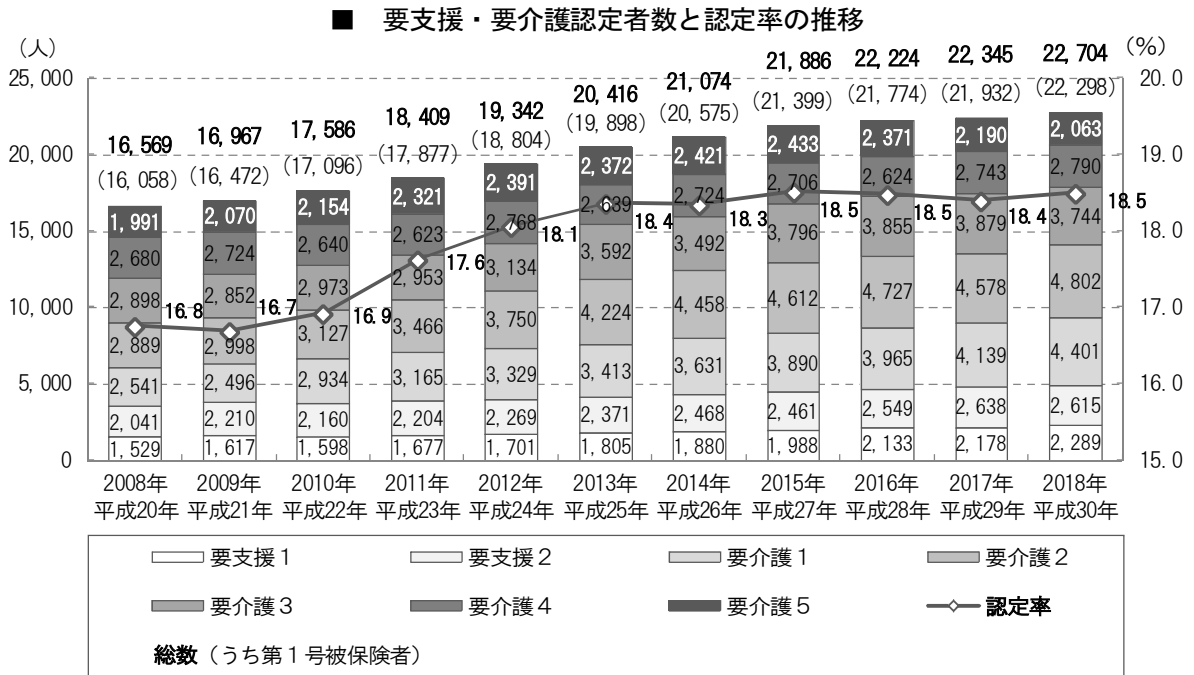


資料：富山市障害者計画・障害福祉計画(各年3月31日)



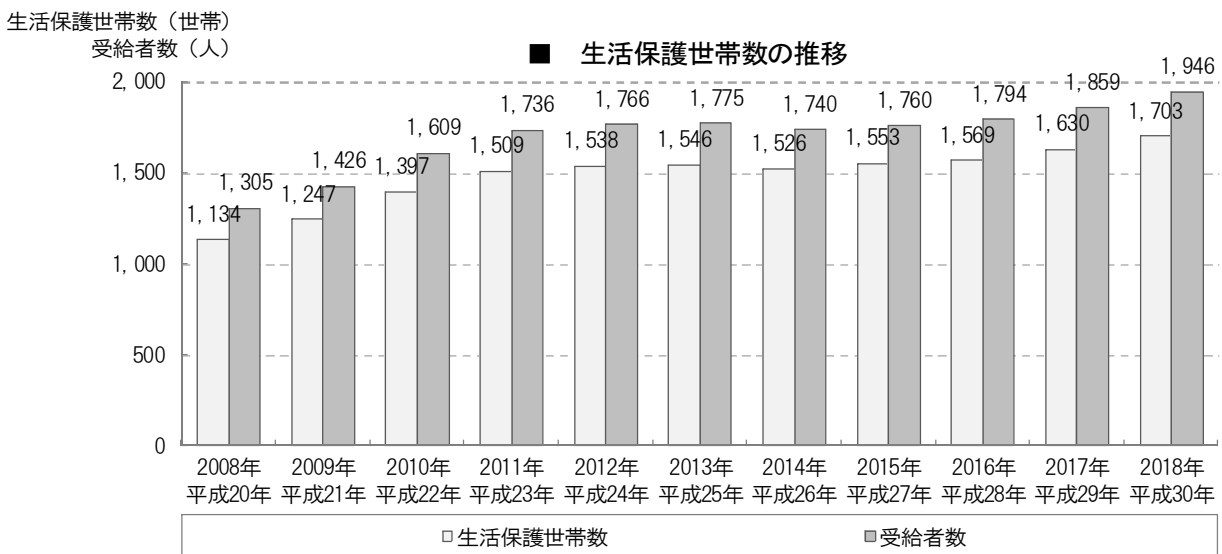
### (3) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数は年々増加していますが、2013年（平成25年）まで上昇していた認定率は、18.3～18.5%で横ばいとなっています。



### (4) 生活保護世帯

生活保護世帯数は、2008年（平成20年）の1,134世帯から年々増加し、2018年（平成30年）には1.5倍の1,703世帯となっています。同様に、受給者数も1,305人から約1.5倍の1,946人に増加しています。





## 5 アンケート結果から見える現状

本計画策定にあたり、20歳以上の市民を対象としたアンケート調査や、市内ボランティア団体、NPO法人など福祉関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

その結果からは、以下のような傾向や課題等が見えてきました。

### (1) 共に助け合う「互助」精神の醸成に向けた地域のつながり

○日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしいことは「除雪や屋根雪下ろし」「買い物代行」が4割を超えています。一方、困っている世帯にできることは「安否確認の声かけ」が6割を超え高く、「ゴミ出し」「買い物代行」「除雪や屋根雪下ろし」がそれぞれ2割台となっています。(市民調査/問13・14)

○これまでに募金や寄附をした分野をみると、「災害援助支援」が6割を超え最も高く、「寄附をしたことがない」が2割弱となっています。(市民調査/問15)

○誰もが安心して暮らしていくために地域で重要なことは、「見守りや安否確認」「生きがいづくり・社会参加の促進」「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」がそれぞれ4割を超え、「障害を持つ人への支援」が3割台となっています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問13)

### (2) 地域における交流や地域活動のあり方

○近所の人との付き合いの状況をみると、「あいさつをする程度」が約6割、「非常に親しくつきあっている」と「親しくつきあっている」を合わせて約3割、「つきあいは、ほとんどない」が約1割となっています。居住年数別でみると、「21年以上」で「非常に親しくつきあっている」と「親しくつきあっている」を合わせて約4割となる一方、「あいさつをする程度」が5割強と高く、20年以下では6～7割台となっています。また、「つきあいは、ほとんどない」は「1～2年」で約3割と高くなっています。

(市民調査/問9・問9×問5)

○地域活動への参加状況では、「参加していない」が5割弱と最も高く、居住年数「1年未満」では7割強、また年齢階級「20～29歳」では9割弱となっています。「町内会、自治会等」の活動に参加しているのは約4割、居住年数「21年以上」「6～10年」で4割以上、年齢階級「60～69歳」では5割となっています。(市民調査/問10・問10×問5×年齢階級)





### (3) 地域活動やボランティア活動の輪を広げるための環境づくり

- ボランティア活動への参加は1割強で、活動内容は「環境関係」「高齢者関係」がそれぞれ3割台となっています。一方、「参加するつもりはない」が半数近くを占め、その理由として「仕事や家事で忙しい」が4割強、「体が弱い、病気がち」「興味がない」がそれぞれ1割台となっています。(市民調査/問16・16-3)
- 今後参加したいボランティア活動では、「環境関係」が3割強、「高齢者関係」「災害復旧ボランティア関係」「子育て関係」がそれぞれ1割台となっています。(市民調査/問16-2)
- 地域の人たちが協力して取り組んでいくことが必要な問題は、「一人暮らし高齢者や高齢世帯への支援」「災害時の支援」の割合が高くなっています。(市民調査/問17)
- 今後富山市が取り組むべき施策は、「高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」が5割強、年齢階級別では50歳以上で6割前後となっています。(市民調査/問18・問18×年齢階級)

### (4) 地域住民や活動団体が一体となった福祉活動の推進

- ボランティア団体・福祉関係者が活動を行って『良かったと感じたこと』は、「地域に貢献できる」が7割を超えて高く、「様々な人々と接することができる」「高齢者や障害を持つ人への理解が深まる」がそれぞれ6割台となっています。また、「特になし」は該当者がなく、すべての方が活動に何らかのやりがいを感じています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問6)
- 一方で、3割前後の方が「支援を必要とする人などの情報が得にくい」「市民に情報提供する場や機会が少ない」と、活動において不便さを感じているようです。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問8)
- 団体・組織運営で困っていることをみると、「構成員が高齢化してきている」が5割を超え、「活動資金が足りない」が約3割となっています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問7)
- 活動にあたり連携が必要な組織・団体は、「民生委員・児童委員」「社会福祉施設」「町内会」がそれぞれ3割を超え、「老人クラブ」「学校」「医療機関」がそれぞれ2割強となっています。(ボランティア団体・福祉関係者調査/問9)
- ボランティア団体・福祉関係者の声として、「地域ボランティアの支援が十分に浸透されていない」「地域に根ざした活動の必要性」があげられています。地域コミュニティの見守り、支え合いを通して地域共生社会の実現に向けた取組が必要です。(自由意見/ボランティア団体・福祉関係者調査)



## (5) 悩みや不安の解消に向けた相談窓口の拡充による自殺予防策

○普段の生活で感じている悩みや不安について、「自分の健康」が約5割、「家族の健康」が約4割、「経済的問題」が約3割となっています。また、悩みや不安を相談したい人を見ると「家族」が約7割で高く、「知人・友人」が約4割、「親族」が約3割となっていますが、1割未満の方が「相談できる人がいない」と回答しています。

(市民調査/問11・12)

○自殺を考えるほどの悩みや不安がある場合に、「相談したいと思う」が約6割、「相談したいと思わない」が3割となっています。(市民調査/問26)

○相談したい相手は「家族や親族」が7割を超え、「友人や同僚」が約5割、「公的な相談機関の職員(市役所、地域包括支援センターなど)」が約2割となっていますが、一方で「相談できる人がいない」と「誰に相談したらよいか分からない」を合わせて1割強となっています。(市民調査/問26-1)

○相談したいと思わない理由をみると、「相談しても解決しないと思うから」が5割、「自分一人で解決するべきだと思うから」「他人に知られたくないと思うから」がそれぞれ3割となっており、相談しやすい体制の整備や窓口の拡充が必要です。(市民調査/問26-2)

## (6) 福祉サービスに関する情報提供や支援体制の拡充

○成年後見制度\*の内容を知っていると回答した方は3割強で、制度の利用が必要になった場合に利用をためらう理由をみると、「制度についてよく分からない」「成年後見人等が不正をしないか心配」がそれぞれ3割台、「手続きの方法が分からない」「どこに相談すればよいか分からない」が2割台となっています。(市民調査/問19・20)

○福祉に関する情報の入手方法は、7割を超える多くの方が「市の広報紙」を利用し、「町内会の回覧板」が4割となっています。(市民調査/問21)

○ダブルケア\*について、内容を知らないと回答した方は6割を超える状況です。

また、「現在、ダブルケアをしている」と「過去にダブルケアをしたことがある」を合わせて1割強となっています。(市民調査/問22・23)

○市民への調査結果からダブルケアに必要な支援をみると、「要介護者を受け入れてくれる施設(特別養護老人ホームなど)の拡充」が4割台、「介護に関する経済的な支援」が3割台、「家族・親族等からの支援(人的・経済的)」が2割台となっています。また、ボランティア団体・福祉関係者への同調査結果では「育児と介護の両立のための総合的な専門相談窓口の拡充」「子育てに関する経済的な支援」がそれぞれ3割台、「地域やボランティアによる支援」「要介護者を受け入れてくれる施設(特別養護老人ホームなど)の拡充」がそれぞれ2割台となっていますが、困っている方への支援について「行う予定はない」が半数を超えています。(市民調査/問23-1、ボランティア団体・福祉関係者調査/問14・問14-1)



## 6 地域懇談会における意見や要望等

地域懇談会に参加された市民の皆さんから寄せられた、多くの意見や要望等を以下にまとめました。

### (1) 高齢者関連

- 地域住民の高齢化が進むなか、住民同士で対応できる範囲は徐々に減少している。
- 町内で高齢者に対する支援マップを作成したいと考えているが、なかなか具体的な行動が起きない。何をするにも地域の人あまり関心がない。
- 高齢化の進む折、地域ケアネット活動に限界がきており、支援者が疲れている。

### (2) 子ども関連

- 少子化対策について真剣に考えなくてはいけない。地域の活性・再生化を考える際は、若者世代にもっと焦点を当てるべき。
- ボランティア活動を学校教育のカリキュラムの中に入れて欲しい。

### (3) 障害者関連

- 現在、障害を持つ妻の介護を自分で行っているが、仮に自分が倒れた場合どうすれば良いか不安。
- 夫婦2人暮らしで、1人が障害者（又は要介護者）の家庭で、どちらか1人が急病等になった時、緊急な対応が必要な場合の支援体制が必要。

### (4) 要援護者\*関連

- 災害があった際、一人暮らし高齢者、障害者をどのように助けるかが問題である。
- 見守り活動を行う上で、障害者、子育て家庭、高齢者等の名簿がどこからももらえない。

### (5) 生活・交通関連

- 近隣にスーパーがないことで買い物が不便。
- 地域に店がないため、買い物難民が増えてきている。
- 今後、一人暮らし世帯が増えてきたときに近所だけで支えられるか不安。

### (6) 地域の人材について

- 地域のコミュニティの中で担い手不足が否めない。ボランティア、地域福祉、自治会活動を行う方がどうしても高齢者になり、若者のリーダー不足が否めない。
- 町内会の役員、長寿会役員をしている方の後継者不足が課題となっている。

### (7) 地域のつながりについて

- 地域活動を推進していく上で、高齢者ばかりを対象としているとなかなか発展がない。若い方々を呼び込まなくてはならない。



- 若者が地域に関心をもてるようにする仕組みづくりを考えなければならない。誰でも気軽に立ち寄れて地域のことを考えられる場等があればよい。
- 地域のつながりは強いと思うが、高齢者が多く、住民同士で支えきれなくなっている。
- マンション居住者の中には、地域とのつながりの少ない居住者が増えている。

## (8) ボランティア関連

- 地域ボランティアの基盤ができていない。地域行事や見守り活動などボランティアをする人が高齢者ばかりになっている。
- 支える側のボランティアに対する意識が低く感じる。特に認知症・精神障害に対して意識を変えることが難しい。若い人は自分が生きていくことに精一杯で人の世話をまで手が回らず、ゆとりがない。
- ボランティアとは、行政と福祉を必要とする方とをつなぐ位置にいると考えるが、具体的には何をすればよいかよく分からない。

## (9) 複合的な問題について

- 30年前からパラサイトシングルが身の回りで目立っている。
- ダブルケアについてもっと知りたい。
- 今後、ダブルケアの問題が増えるのではないかと心配している。親だけでなく子供の精神ケアも必要だと思うので、どちらも話を聞ける人材が必要だと思う。

## (10) 行政関係

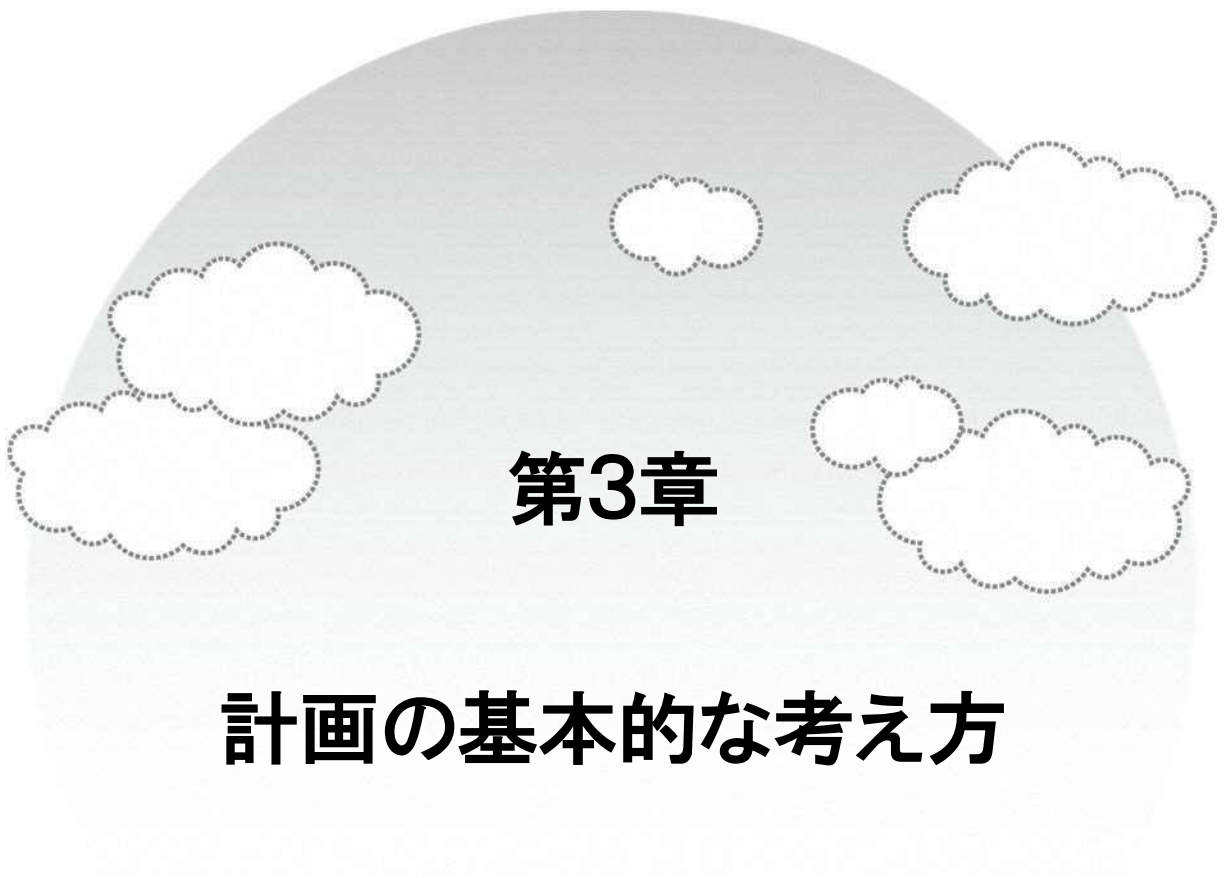
- 行政の窓口を整理してもっと簡素化してほしい。
- 縦割り行政を見直し、横割りの組織体制にしてほしい。また、窓口を一本化してほしい。
- 災害時の対策や地域の見守り活動をするために要援護者等の情報が必要だが、個人情報保護の関係で必要な情報がもらえない。個人情報の取り扱いをもう少し緩和してほしい。



## 7 統計資料・アンケート調査・地域懇談会から見えるもの

本市の統計資料や2つのアンケート調査結果、地域懇談会における意見等を踏まえて、現在の地域福祉を取り巻く状況から見えてきたものをまとめました。

- 人口の減少が始まる中、核家族化<sup>※</sup>等による世帯数の増加や高齢化率の上昇が顕著になってきており、今後もさらに増加・上昇が続くことが見込まれる。また、高齢者、障害者、生活困窮者など、支援を必要とする人々が増加してきており、地域活動やボランティアなどの支援する側の体制の充実や、地域における支え合いが必要である。
- 高齢者数の増加等により「除雪や屋根雪下ろし」「買い物の代行」「見守りや安否確認」等のニーズが高まっているため、公的なサービスや営利活動等に加え、地域での支え合いの中で解決していく必要がある。
- ボランティア活動に取り組む人材が不足しているため、高齢者の積極的な参加を含むマンパワー確保策を検討する必要がある。
- 近所付き合いがほとんどない割合が1割程度となっているため、防犯や災害時の対応を含めて、地域における日頃の交流を促進する必要がある。
- 地域活動関係者は「支援を必要とする人などの情報が得にくい」「市民に情報提供する場や機会が少ない」「地域ボランティアの支援が十分に浸透されていない、地域に根ざした活動の必要性がある」等、活動する中で不便さを感じているため、情報共有体制や情報発信に加え、福祉関係団体等への支援のあり方を見直す必要がある。
- 成年後見制度等の認知度が低いため、権利擁護<sup>※</sup>に関する情報発信を積極的に行い、認知度を高めていく必要がある。
- ダブルケア経験者は1割強となっており、今後さらに増加することが予想されるため、市関係各課の連携や関係機関等のネットワークの強化等が求められる。
- 高齢者の社会参加や生きがいづくりの取組を推進し、介護予防・健康づくり・ボランティア活動・就労の機運を醸成する必要がある。
- 地域住民の高齢化が進展し、地域活動を活発に行えない地域もある。
- 要援護者等支援の取組において、個人情報保護の観点から情報共有が困難な面がある。
- 若者目線を施策に取り込み、地域活動へ積極的に参加を促進する必要がある。



## 第3章

# 計画の基本的な考え方







## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 地域共生社会の実現について

地域共生社会の実現に向けた検討を行うため、国では2016年度に『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部、「地域力強化検討会」等を設置し、その検討結果を受けて当面の改革工程を示しています。

当面の改革工程で示された市町村における体制整備のイメージは、「住民に身近な圏域」での体制整備として、①他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要、②「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けることとしています。

また、市町村における包括的な相談支援体制の整備として、③協働の中核を担う機能が必要となっています。

#### ■「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）の抜粋

##### ◆地域課題の解決力の強化

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちでの活動、「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる地域づくりを支援する、『他人事』を『我が事』に変えていくような働きかけを通じて、住民が、主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。
- 同時に、住民に身近な圏域において、各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人や NPO 法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけではなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超え『丸ごと』の相談を受け止める場を設けていく。
- 本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における『丸ごと』の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

##### ◆地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を『丸ごと』支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。





## 2 計画の基本理念

地域のコミュニティ機能の低下が進む中、地域力の復元・強化に努めるとともに、地域を越えた市民の新しいつながり（市民力）を促進する必要があります。また、市民と行政が社会的課題等の解決に向けて連携・協力する活動や、市民による広域的な活動など民間活力を活かした協働によるまちづくりが求められています。

まちづくりの目標としては、市民協働による共生社会づくりを進めるとともに、地域コミュニティを強化し、“安らぎのある（安心・安全な）まちづくり”を進めます。また、「わがまち富山」に対して愛着や誇りを抱くシビックプライドの醸成に努めます。

### 基本理念

**誰もが住み慣れた地域で安心して  
暮らし続けられるまちをめざして**

## 3 施策の基本目標

本計画の基本理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を実現するため、4つの基本目標を掲げて、様々な施策を推進します。

### 基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり

人口減少と少子高齢化が進行する中であって、高齢者の単身世帯や高齢夫婦のみの世帯、ひとり親家庭等の世帯が増加してきており、地域コミュニティの衰退が懸念されることから、地域内における住民同士のつながりだけでなく、世代や地域を超えた多様な人と人とのつながりの強化も重要となっています。

こうしたことから、自助・互助・共助<sup>\*</sup>の取組を推進し、公益サービス提供の役割を担う市民団体の活動を支援するなど、自助・互助・共助・公助の連携によって、様々な地域課題に取り組んでいきます。

### 基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化

本計画は、他の福祉分野別計画の上位計画として、整合性を図り一体的に推進していくものです。地域には支援を必要とする様々な人が暮らししており、こうした人々が安心して暮らし続けられるためには、住みよい環境をつくるとともに、福祉施策を充実させていくことが必要です。福祉サービスの量的確保のみならず、サービスの質の向上やサービス提



供事業者への支援を図ります。

また、地域における総合相談体制の充実のほか、高齢者や障害者の権利擁護や成年後見制度の利用促進体制整備を推進します。

### **基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり**

---

---

住民組織等での対応が難しい課題の解決が図られるよう、行政・専門機関による相談支援体制を整えるとともに、制度の狭間等の課題に対応する包括的な支援体制の構築に向けて今後検討を進めていきます。

このような取組を通して、高齢者や障害者などを含む、市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、生活環境の整備を進めていきます。また、災害時に備えた地域での支え合いの取組を推進していきます。

### **基本目標Ⅳ 市民が誇りを持てるまちづくり**

---

---

本市が有する多様な歴史や文化の魅力をさらに引き出すことで、共感や信頼など、本市の価値を高める（ブランディング）ことや、本市の認知度を総合的・戦略的に高める取組（シティプロモーション）を推進するとともに、市民一人ひとりが本市に対して抱く愛着や誇り、自負心（シビックプライド）を醸成することが必要です。

このような取組を通して、地域におけるコミュニティの強化や市民協働のまちづくりを進めます。



## 4 重点的に取り組む事項

本計画の基本理念「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」を実現するため、以下の5つの重点項目を設定しました。

### 重点項目1 地域づくりの推進

---

---

これからの地域づくりは、地域住民が地域の問題・課題を共有し、住民が相互に理解と交流を深めることができるように、地域での交流を通じて顔の見える関係づくりを行っていくことが必要とされます。地域での交流事業や居場所づくりなどへの支援を行い、高齢者や障害者など、孤立しやすい住民も地域社会との接点を築くことができるような取組を推進し、さらには住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりを目指していきます。

### 重点項目2 ささえあい意識の醸成

---

---

地域でのネットワーク活動を実践するには、地域住民の参加が不可欠であり、地域ぐるみの活動として取り組めるような体制をつくるとともに、福祉関係団体などに対してネットワーク活動の意義、必要性を十分に理解してもらい、その意識を醸成していきます。

### 重点項目3 一人ひとりが尊重される社会づくり

---

---

地域における生活を継続するためには、公助だけでなく自助・互助・共助等の取組が必要となります。

子ども・子育て支援制度、障害福祉制度、介護保険、高齢者福祉制度、生活困窮支援等の福祉サービス基盤の強化を図るだけでなく、自治振興会をはじめ地域活動を行う各関係団体における支援活動やセルフマネジメントとしての健康づくり・介護予防等にも積極的に取り組み、一人ひとりが尊重される社会を目指していきます。

### 重点項目4 相談体制の充実

---

---

少子高齢化が進行する中であって、家族構成やライフスタイルも複雑化してきています。また、インターネットやスマートフォン等の普及により情報を容易に入手でき、自助の段階で解決できる問題も増えた半面、複合的で複雑な課題があり解決が難しい方や、地域社会とのつながりが希薄化し、孤立化してしまう方もいることから、各分野の相談窓口の情報発信を継続して行うとともに、複合的な問題に対する解決策については、関係各課や関係団体との連携強化により、適切な相談支援体制を構築していきます。



## 重点項目5 地域共生社会の実現

---

重点項目の1～4の実践によって、地域住民や地域の多様な主体が地域の課題を「我が事」としてとらえ、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながる取組を通して、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に築く地域共生社会の実現を目指していきます。



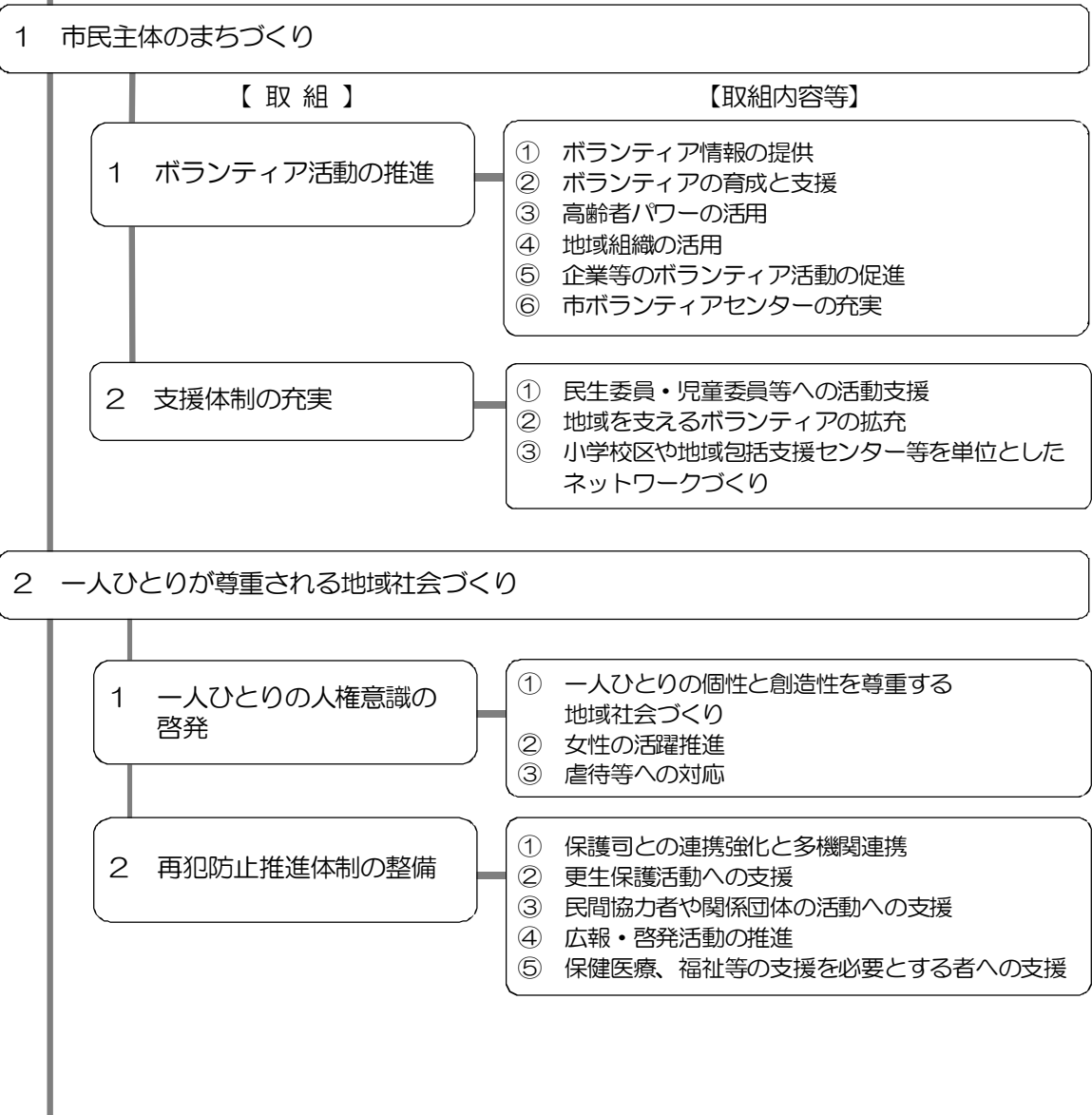
## 5 施策体系図

### 基本理念

**誰もが住み慣れた地域で安心して  
暮らし続けられるまちをめざして**

### 基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり

【施策の方向】





【施策の方向】

3 地域を担う人材の育成

【取組】

【取組内容等】

1 地域の担い手の発掘・育成

- ① 地域リーダーの発掘と育成
- ② 交流活動の機会の充実

4 コミュニティの強化

1 地域福祉活動の拠点づくり

- ① 地域福祉活動の場づくり
- ② ボランティアの交流・情報交換の場づくり
- ③ 拠点づくりの推進

2 公共施設の有効活用

- ① 公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営
- ② 行政サービスセンター等の空きスペースの活用

5 地域福祉を促進する仕組みづくり

1 地域福祉を促進するための支援

- ① 地域住民の合意による施設整備の検討
- ② ボランティア団体等への活動費の助成
- ③ 地域福祉活動を支援する事業の拡充
- ④ 共同募金の活用
- ⑤ 企業が行っている助成金制度の周知
- ⑥ 寄附文化の醸成
- ⑦ 子育て支援事業等への参加の促進
- ⑧ 地域力を活用した地域支援事業等の実施

2 各種団体との情報交換

- ① 当事者団体との情報交換と活動支援
- ② NPO法人、社会福祉法人等との情報交換と連携
- ③ 民生委員・児童委員協議会との連携

3 学校、企業との連携

- ① 学校との連携
- ② 企業との連携



## 基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化

### 【施策の方向】

#### 1 福祉サービスの適切な利用の促進

##### 【取組】

##### 【取組内容等】

1 福祉サービスの利用に関する情報提供

- ① 市民への情報提供の充実
- ② 関係機関・団体への情報提供
- ③ サービス利用に結びついていない要援護者への対応

2 総合相談体制の充実

- ① 相談機関の充実
- ② 身近な相談に対応する地域の相談員等の活動の充実

3 権利の擁護

- ① 日常生活自立支援事業の推進
- ② 虐待の早期発見とネットワークの確立
- ③ 障害を理由とする差別の解消の推進

4 成年後見制度の利用促進体制の整備

- ① 成年後見制度の普及
- ② 地域連携ネットワークづくり

5 福祉サービスの質の確保

- ① 苦情への対応
- ② 情報開示の推進

#### 2 サービス提供事業者への支援

1 福祉サービス事業の健全な発達

- ① 地域福祉活動計画との連携
- ② 事業者の参入を促進する情報提供の充実
- ③ 公募等による事業者の採用
- ④ 指定管理者制度の導入
- ⑤ 市事業の見直し
- ⑥ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開



**基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり**

【施策の方向】

1 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造

【取組】

1 地域コミュニティの醸成

【取組内容等】

- ① 地域での交流促進
- ② 地域の福祉課題の共有
- ③ 住民参画型のまちづくりの推進
- ④ 地域づくりの基盤強化
- ⑤ 多様性を認め合う社会の実現

2 地域の見守り、問題発見体制づくりの推進

1 地域の連携体制の充実

- ① 地域のささえあい意識の向上
- ② 福祉推進員の充実
- ③ 情報の共有化
- ④ 地域の見守りネットワークの整備
- ⑤ 地域における福祉活動の把握・調整
- ⑥ 災害や事故など緊急時の対応

3 地域の子育て支援、地域包括ケア体制の充実

1 サロン活動等の充実

- ① 住民による子育てサロンの開催
- ② 地域ぐるみの子育て支援
- ③ ふれあいいいきサロン等の拡充

2 地域の交流の促進

- ① 世代間交流の拡充
- ② 福祉関係施設と地域住民との交流

3 地域包括ケア体制の強化

- ① 介護予防推進体制の強化
- ② 地域ぐるみの介護予防の推進
- ③ 認知症の知識の普及・啓発
- ④ 認知症ケア体制の整備
- ⑤ 在宅医療と介護の連携推進

4 地域共生社会の推進

- ① 身近な地域で生活課題を解決できる環境の整備
- ② 身近な相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築
- ④ 複合的な課題への対応
- ⑤ 障害者の地域生活への支援
- ⑥ ひとり親家庭の自立支援
- ⑦ 生活困窮者支援の推進





【施策の方向】

4 人にやさしいまちづくり

【取組】

【取組内容等】

1 ユニバーサルデザインのまちづくり

- ① 公共的施設等のバリアフリー化の推進
- ② 道路の整備
- ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進

2 安心して暮らせる住居の整備促進

- ① 高齢者や障害者などに配慮した住宅の整備の充実
- ② グループホームの整備促進
- ③ 高齢者が安心して住み続けられる住宅の確保
- ④ 居住に課題を抱える者への横断的な支援

3 就労・能力活用への支援

- ① 高齢者への就労支援
- ② 障害者への就労支援
- ③ 福祉分野以外の様々な分野との連携

基本目標Ⅳ 市民が誇りを持てるまちづくり

1 地域における魅力づくりや情報発信

1 地域の魅力の発掘と発信

- ① 選ばれるまちづくりの推進

2 地域福祉活動の啓発

- ① 地域組織を通じた啓発活動の強化
- ② 地域福祉フォーラム等の開催
- ③ 地域福祉活動のPR


2 市や地域に対する愛着や誇りの醸成

1 地域の強みや魅力の再発見

- ① 地域への愛着や誇りの醸成
- ② ふるさと教育の推進

2 地域における福祉教育の充実

- ① 学校におけるボランティア活動
- ② 生涯活動における福祉講座の開設
- ③ 出前講座の活用



## 第4章

# 地域福祉の施策展開







## 第4章 地域福祉の施策展開

地域福祉の施策の展開にあたっては、4つの基本目標ごとにそれぞれ基本施策を掲げ、本計画の基本理念である「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちをめざして」いきます。

### 基本目標Ⅰ 市民協働による共生社会づくり

#### 1 市民主体のまちづくり

##### めざす方向

市民が主体となるまちづくりを推進するため、ボランティア情報の提供の他、自治振興会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会等の地域組織によるボランティア等活動促進のための支援を行うとともに、それらの地域資源を有効活用していきます。

また、ボランティア育成のための養成講座の開催や各グループ間の交流を深めるための機会を設け、ボランティアサポーター<sup>\*</sup>やグループが地域で活躍しやすい環境を整備するとともに、市・関係団体・市民が一体となって、地域が抱える問題に取り組んでいきます。

##### 現状・課題

- 人口減少や少子高齢化が進行する中であって、核家族化や高齢者のみの世帯、ひとり親家庭等の世帯が増加しており、地域コミュニティの衰退が懸念されることから、地域内における住民同士のつながりを大切にし、お互いに支え合う仕組みを作っていくことが重要となっています。
- 自助・互助・共助の取組を促進し、公益サービス提供の役割を担う市民団体の活動を支援するなど、自助・互助・共助・公助の連携によって、様々な地域課題に取り組むことが必要となっています。

また、市民主体のまちづくりの推進にあたっては、広報紙やホームページ、報道機関などにより市政情報を発信していくことで市民との情報の共有を図るとともに、住民ニーズや地域の現状をふまえた福祉施策を推進していくことも求められます。



## 取組 1 ボランティア活動の推進

---

### 取組内容等

#### ① ボランティア情報の提供

市の広報紙「広報とやま」や市ボランティアセンター※の情報紙「ボランティア情報」等を通じて、市民にボランティア活動に関する情報を提供します。また、新聞、テレビ、ラジオ、市社会福祉協議会・市ボランティアセンターのホームページなどにより、必要な時に、ボランティアに関する情報を得られるよう努めます。

#### ② ボランティアの育成と支援

市ボランティアセンターでは、ボランティア育成のため、ボランティア養成講座を開催しています。講座内容の充実のため、従来の講義中心の講座にワークショップ※や現在活動しているボランティアグループとの交流の場を取り入れるなどして、広くボランティアの必要性や楽しみを感じてもらえるよう努めます。

また、市社会福祉協議会、市は、より多くの地域に活動が広まり、多くの住民の参加が得られるよう、様々な機会を捉えて地域への働きかけ、ボランティアグループ立ち上げのためのノウハウの提供等の支援を行っていきます。

#### ③ 高齢者パワーの活用

シニア世代の生きがいづくりとしてボランティア活動に参加することは重要なことと考えられます。高齢者が、地域福祉の担い手としてその力を発揮できる環境づくりを推進していきます。

#### ④ 地域組織の活用

自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブなどの地域組織は、地域福祉活動において、大きな役割を果たしています。また、独自に活動しているボランティアグループが、地域の協力を得ることによって、活動がよりスムーズに、あるいは、より大きくなる可能性があります。地域組織は地域福祉活動を支える非常に大きな資源の一つであることから、活動しやすい環境の整備や必要な支援に努めます。

#### ⑤ 企業等のボランティア活動の促進

企業や事業主などに対し、社会貢献への理解を深める働きかけや、ボランティア活動への参加を支援していきます。また、市職員など公務員が積極的に地域活動やボランティア活動へ参加するよう呼びかけます。



## ⑥ 市ボランティアセンターの充実

市ボランティアセンターは、ボランティアに関する相談に円滑に対応できるよう、ニーズの把握やボランティアサポーター、企業、社会福祉施設、NPO法人等の関係団体との関係づくりに努めるとともに、ボランティアサポーターと連携して、校下や町内単位でのボランティア普及・啓発活動を進めます。

## 取組2 支援体制の充実

市や市社会福祉協議会等の委嘱や依頼により、地域において要援護者等の支援を行っている人たち（民生委員・児童委員、福祉推進員※、高齢福祉推進員※、保健推進員※、食生活改善推進員※、身体障害者相談員※、知的障害者相談員※、メンタルヘルスサポーター※、地域包括支援センター相談協力員、介護相談員※等）が、それぞれの役割を認識して、地域福祉の推進に取り組んでいきます。

### 取組内容等

#### ① 民生委員・児童委員等への活動支援

地域福祉活動の重要な担い手である民生委員・児童委員及び主任児童委員に対する研修内容の充実や必要な情報提供に努め、活動しやすい環境づくりに取り組みます。

#### ② 地域を支えるボランティアの拡充

地域では福祉推進員や高齢福祉推進員など多くのボランティアが活動されており、民生委員・児童委員や自治振興会などと協力しながら、地域の福祉問題の発見・解決に向けた役割を担っています。その役割を地域住民へ周知するとともに、活動に対する支援や配置・体制の充実に努めます。

#### ③ 小学校区や地域包括支援センター等を単位としたネットワークづくり

地域における連携を図るため、市社会福祉協議会の支援のもと、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会が中心となって、小学校区や地域包括支援センター、保健福祉センターの担当区域を単位としたネットワークづくりに取り組みます。



## 2 一人ひとりが尊重される地域社会づくり

### めざす方向

市民一人ひとりが、かけがえのない個人として尊重される地域社会の実現のため、ハンディキャップを持つ人やシングルマザー、配偶者からの暴力（DV<sup>\*</sup>）を受けている人、犯罪被害者等特別な支援を必要とする人たちに対して支援するとともに、男女共同参画の社会を目指していきます。

また、犯罪や非行をした人が自らの罪を悔い改め、社会に戻った後、再び罪を犯さないように「再犯防止対策」の取組も新たに推進していきます。

### 現状・課題

- 一人ひとりが個性と能力を発揮できる基盤づくりのため、あらゆる生活の場面で、互いに個性を認め合い、人権を尊重する社会を築いていく必要があります。
- スマートフォンやタブレット端末の普及に伴い、インターネット上の掲示板や SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）<sup>\*</sup>への書き込みなど、社会の情報化に伴う新たな人権侵害などが顕在化しています。老若男女を問わず、誰もが加害者にも被害者にもなり得る社会であることを自覚し、人権教育や啓発を一層推進するとともに、すべての人が尊重される地域社会づくりを目指していくことが必要です。
- 家庭や地域、職場において男女参画の意識づくりを進め、DVやハラスメントなどの暴力の根絶にむけて人権尊重や意識啓発の推進が重要です。

### 取組 1 一人ひとりの人権意識の啓発

#### 取組内容等

#### ① 一人ひとりの個性と創造性を尊重する地域社会づくり

地域に住む市民一人ひとりの人格や個性が尊重される地域社会の実現のため、人権意識の啓発に努めます。

また、男性と女性が、互いの個性を尊重することで、男女共同参画の意識の浸透を図ります。

さらに、ハンディキャップのある人が安心して暮らしていける社会づくりのため、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域でいきいきと暮らしていける社会を目指すノーマライゼーション理念の普及に努めるとともに、援護が必要な人の支援を行います。



## ② 女性の活躍推進

男性が積極的に家事等に参画するための意識啓発や、生活スタイルの向上のための学習機会の提供などを通じて、あらゆる世代の女性が、その個性と能力を十分に発揮し、いきいきと働ける社会の実現に向けて、育児休業や介護休業を取得しやすい職場環境づくりを促進し、仕事と家庭生活等の両立（ワーク・ライフ・バランス）を支援していきます。また、シングルマザーに対する就業支援策や子育て支援策などの総合的な提供、各種審議会等委員への女性の積極的な登用にも努めていきます。

## ③ 虐待等への対応

高齢者、障害者、幼児・児童への虐待や配偶者等からの暴力（DV）に対し、防止や早期発見、早期対応を図るための普及啓発に努めるとともに、地域で起きている異変を早期に発見できる見守り体制の強化や相談支援に係る関係機関との連携を図ります。

## 取組2 再犯防止推進体制の整備

平成14年の刑法犯認知率は戦後最悪の285万件に達し、政府は犯罪に強い社会の実現のために行動計画を策定し、犯罪防止に取り組んだ結果、平成28年には戦後最少の約100万件にまで減少させることができました。一方で、再犯者の割合（再犯率）は上昇しており、約50%を占めるに至っています。更なる安心・安全を確保するため、再犯を防止する取組が重要となってきています。こうした中、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年12月）が成立し、「地方公共団体が、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の状況に応じ、必要な施策を策定・実施する責務を有する」ことが法律上明記されました。

本市においても、再犯防止に関する施策を推進し、安心して安全な地域社会の実現に向けて取り組んでいきます。

### 取組内容等

#### ① 保護司との連携強化と多機関連携

保護司は犯罪をした者の改善及び更生を助けることを目的に、保護観察・生活環境の調整・犯罪予防活動等の再犯防止における重要な役割を担っています。本市においても、保護司との情報共有や連携を強化するとともに、県・警察・教育委員会をはじめ、矯正施設や検察庁、家庭裁判所、保護観察所、地域生活定着支援センターなど国の関係施設・団体との多機関連携を図っていきます。





## ② 更生保護活動への支援

保護司・保護司会が更生保護活動を行う更生保護サポートセンターの設置にあたっては、富山市総合社会福祉センターの施設・設備の提供等による保護司の活動を支援するとともに、保護観察対象者との面接場所として自宅以外の市施設の相談室等の提供を行っていきます。

## ③ 民間協力者や関係団体の活動への支援

地域における再犯防止の推進には、保護司のほか、犯罪をした者の社会復帰を支援する更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティア、更生保護事業協会など、再犯防止に携わる多くの民間ボランティア団体や更生保護法人等の活動に支えられていることから、その活動に対する支援や連携を図っていきます。

## ④ 広報・啓発活動の推進

再犯防止の啓発活動の一環として、「社会を明るくする運動」に取り組んでおり、街頭啓発活動への協力のほか、広報紙への掲載や懸垂幕の掲示など、再犯の防止に関する広報啓発活動を実施していきます。

## ⑤ 保健医療、福祉等の支援を必要とする者への支援

高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、地域での生活を可能となるよう努めます。

# 3 地域を担う人材の育成

## めざす方向

自らが市政の担い手であり、地域の担い手であるという意識を市民一人ひとりが持てるよう、様々な機会を捉えて市政への参画や地域づくりへの参加を促進していきます。

## 現状・課題

- 近年における地域福祉の担い手の考え方として、行政だけでなく、関係団体や特にその地域で暮らす市民が主体的に地域福祉に取り組むことの重要性が指摘されるようになってきました。人口構成や家族構成、また地域におけるコミュニティの状況等が多様化する今日において、それぞれの地域において一人ひとりが主体的に行動することが地域福祉を推進するための鍵となっています。そのため、地域の課題を最も把握できる立場にある市民が主体的に課題の把握・解決に取り組むことが求められています。



- また地域の課題を解決するためには、地域課題の解決に取り組む人材の確保や育成が最も重要であり、その人材についても現役世代のみならず、高齢者や女性も含めた全世代型の人材を確保・育成するとともに、地域リーダーとなり得る人材の発掘とコミュニティ内における人材発掘・育成の醸成も必要となっています。
- さらには、生涯学習や社会参画の側面から、多様な年代それぞれの特性を生かしつつ、その活躍の場の確保・整備や活動機会の充実等も推進していく必要があります。

### 取組1 地域の担い手の発掘・育成

#### 取組内容等

#### ① 地域リーダーの発掘と育成

地域の身近な課題を把握し、主体的にその課題の解決に取り組めるよう、行政、関係団体、市民が一体となって、地域リーダーの担い手を発掘・育成するための環境の整備を目指していきます。

#### ② 交流活動の機会の充実

多様化するコミュニティにおいて、全世代型で交流できるような活動の場や機会を確保するとともに、地域間における交流も推進し、地域の課題解決のための手法の情報交換・情報共有を図り、地域力の向上を目指していきます。

## 4 コミュニティの強化

#### めざす方向

小学校区を基本的な単位としつつ、都市部や農山村部の地域的な特性に応じて、柔軟にコミュニティを形成・維持していくとともに、コミュニティの強化のため活動の場づくりやその拠点づくり、交流・情報交換の場づくり等を推進していきます。

#### 現状・課題

- 本市では、これまで主に小学校下を単位としてコミュニティが形成されてきましたが、都市部では、都市化の進展とともに、個人の価値観や生活様式の多様化などにより、地域住民同士の地域社会における連帯意識や地域への愛着心の希薄化が心配され、農山村部では過疎化・高齢化により、従来のような強固なコミュニティの維持を図ることは難しくなると予想されます。
- コミュニティの強化には、地域における新たなつながりや連帯感の醸成が必要であり、



地域における市民の主体的な参画と協働のまちづくりとしての様々な活動を支援していくことが必要となっています。

- 地域住民やボランティア活動団体等が地域福祉活動を行うには、活動拠点の確保や維持が必要となるため、公民館や行政サービスセンター\*などの既存の公共施設の改修や新規整備を検討する必要があります。

## 取組 1 地域福祉活動の拠点づくり

---

### 取組内容等

#### ① 地域福祉活動の場づくり

既存施設や空き店舗などを活用した地域住民の運営による地域福祉活動の場づくりを推進していきます。地域福祉活動の場は、あくまで住民の意思を尊重し、住民の要望に応じて整備し、住民の運営（ボランティア、NPO法人を含む）によることを基本とします。

#### ② ボランティアの交流・情報交換の場づくり

ボランティアは活動範囲（県域、市域、校下・町内など）や分野等が多岐にわたっていることから、他のボランティア活動状況を知り、ボランティア同士がつながるきっかけを作るとともに、情報共有・情報交換の場づくりを推進していきます。

#### ③ 拠点づくりの推進

高齢者、障害者、子育て中の家族など誰もが気軽に集える場や、それらの人を含めた地域住民の誰もが集える場づくり、自殺対策、各福祉分野に共通して求められる状態が悪化する前の早期発見のための地域づくりやネットワークづくりに努めます。

## 取組 2 公共施設の有効活用

---

本市には、公民館などの公共施設、少子化や合併などの社会情勢の変化により使われなくなった公共施設の空き部屋などがあり、これらを地域福祉のために有効活用していきます。

### 取組内容等

#### ① 公民館などの公共施設の活用と柔軟な運営

各地区ふるさとづくり推進協議会と連携し、地域住民の連帯感を深めるための事業の実施を推進します。



## ② 行政サービスセンター等の空きスペースの活用

行政サービスセンター等の公共施設における利用可能なスペースについては、現在、本市が進める公共施設の再編等の動向を見ながら、地域住民の福祉の向上のために活用できないか検討を進めます。

# 5 地域福祉を促進する仕組みづくり

## めざす方向

地域福祉の当事者は地域住民ですが、その活動やグループづくりを促進し、支援していくことは行政にも求められます。国、県の制度の活用はもちろん、それにとらわれず市独自の仕組みや支援を市民と行政の協働という視点で検討していきます。

## 現状・課題

- 地域活動を行うにあたり、その活動資金を確保していく必要があります。ボランティア団体等への活動費助成や企業からの助成制度の情報を広く周知するとともに、共同募金等も活用しながら地域福祉活動に携わる団体への支援を行うことが必要とされます。

## 取組 1 地域福祉を促進するための支援

### 取組内容等

#### ① 地域住民の合意による施設整備の検討

地域福祉活動の拠点づくりにあたり、公民館や行政サービスセンターなどの既存施設の改修等が必要な場合には、地域住民の意見を聞きながら、整備を検討していきます。

#### ② ボランティア団体等への活動費の助成

市社会福祉協議会では、ボランティア団体や福祉団体等に対して、活動助成金を交付しています。今後は、活動内容に応じてより効果的な助成について検討し、地域福祉活動の推進を図ります。



### ③ 地域福祉活動を支援する事業の拡充

障害者、高齢者、乳幼児等を対象とした地域福祉活動についての支援事業の拡充を図ります。

### ④ 共同募金の活用

共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんの町を良くするしくみ。」として取り組んでいます。地域課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築し、誰もが支え・支えられる地域づくりを目指します。

### ⑤ 企業が行っている助成金制度の周知

企業がボランティア団体やNPO法人等に対して行っている助成金制度を広く周知し、活動の活性化やNPO法人等の基盤強化を支援します。

### ⑥ 寄附文化の醸成

地域における社会福祉法人やNPO法人などの取組や、地域住民等が主体的に地域の課題を解決していくためには、公的財源だけではなく、共同募金やふるさと納税など様々な種類の寄附金が重要な財源となっていることから、寄附を通じた社会貢献についての理解を深めるための啓発を行い、寄附文化の醸成を図ります。

### ⑦ 子育て支援事業等への参加の促進

子育てサロン※、児童館親子サークル※など、地域で実施する事業への住民の参加を促進していきます。また、市の子育て支援事業がより地域のニーズに即した利用しやすいものとなるよう、事業の拡充、新規事業の実施にあたっては、ボランティア、NPO法人等多様な主体が参画し、支援が必要な人に対し、地域全体で支える体制づくりを進めます。

### ⑧ 地域力を活用した地域支援事業等の実施

介護予防サービス※等を提供する地域支援事業※や障害者の地域生活支援事業※などについて、ボランティアなど多様な主体の参画を検討していきます。

## 取組２ 各種団体との情報交換

---

### 取組内容等

#### ① 当事者団体との情報交換と活動支援

障害者とその家族、認知症の人とその家族、ひとり親家庭等の団体等と情報交換を行い、市の施策に反映していくとともに、団体等の活動への支援を行います。また、地域の理解や



協力が必要な内容については、地域課題についての共通認識をもつことができるよう、必要に応じて関係団体等に情報を伝えていきます。

### ② NPO法人、社会福祉法人等との情報交換と連携

市、市社会福祉協議会は、ボランティア、NPO法人、社会福祉法人等との情報交換を密にし、地域に必要な福祉サービスの推進を図っていきます。また、富山市社会福祉法人連絡協議会の活動についても支援を行っていきます。

### ③ 民生委員・児童委員協議会との連携

地域福祉の担い手として、地域の身近な相談役や地域と行政とのつなぎ役である民生委員・児童委員の組織力を強化できるよう市民生委員・児童委員協議会への支援に努め、情報交換や連携を強化していきます。

## 取組3 学校、企業との連携

---

### 取組内容等

#### ① 学校との連携

市内の小学校・中学校等では、老人ホームでの介護体験、幼稚園・保育園での保育体験、障害者施設での交流等を行っています。今後さらに、学校、地域が協力して、子どもを含めた地域での福祉活動を推進していきます。また、市内の大学、短期大学、専修学校等の学生に対してボランティア活動への参加を働きかけていきます。

#### ② 企業との連携

多くの企業が社会貢献活動を行っています。特に、子育て支援については、企業に次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定が義務付けられ、積極的な取組が期待されます。計画の内容の一つとして「子ども・子育てに関する地域貢献活動」があり、これらの取組を進めるにあたって、企業、地域、ボランティア、NPO法人等が連携できるよう支援していきます。



## 基本目標Ⅱ 福祉サービス基盤の強化

### 1 福祉サービスの適切な利用の促進

#### めざす方向

地域における福祉ニーズは複雑化しており、それに伴い福祉活動も多種、多様化していることから、福祉サービスを利用したい人が利用したいサービスを自ら選択できる情報がある、あるいは、利用したいサービスについて知ることができる体制をつくる必要があります。

そのため、福祉サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、権利擁護支援等の充実を図ります。

#### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、福祉に関する情報の入手方法は、「市の広報紙」（76.5％）で最も高く、次いで「町内会の回覧板」（41.2％）、「新聞、テレビ、ラジオなど」（26.2％）、「インターネットのホームページや SNS」（17.1％）となっています。市が発行する広報紙や回覧板等、マスメディアとしての新聞・テレビ・ラジオに加え、パソコン・携帯電話・スマートフォン等の電子機器の普及により、「インターネット」や「SNS」等が新たな情報入手先として表れています。こうしたことから、多様化する情報入手経路を踏まえ、市民に必要な情報提供体制を整備していくことが求められます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、成年後見制度の内容を知っていると回答した方は3割強で、制度の利用が必要になった場合に利用をためらう理由をみると、「制度についてよく分からない」「成年後見人等が不正をしないか心配」が3割台、「手続きの方法が分からない」「どこに相談すればよいか分からない」が2割台となっています。このため、権利擁護に関する制度自体の周知度を高める取組を推進していくことが必要とされます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、悩みや不安について相談したい人は、「家族」（69.6％）、「知人・友人」（38.9％）、「親族」（27.1％）等の身近な方への相談が多い一方で、「地域包括支援センター」（6.3％）、「市の相談窓口や職員」（4.5％）、「社会福祉協議会」（1.4％）、「民生・児童委員」（1.1％）と、市や関係団体への相談希望は低くなっています。また「相談できる人がいない」割合も5.4％あり、身近な方々で解決できない問題が生じた場合の総合的な相談支援体制を維持・継続するとともに、市民への情報提供体制の周知も図っていく必要があります。



## 取組 1 福祉サービスの利用に関する情報提供

---

### 取組内容等

#### ① 市民への情報提供の充実

子育て支援、介護保険、障害者福祉、生きがい・健康づくりなどの福祉サービスの情報提供については、広報紙やホームページなどによる情報提供をはじめ、保健事業、各種団体の催し物や会合など、様々な機会を通じて情報を発信するとともに、地域における福祉活動の情報についても提供していきます。

#### ② 関係機関・団体への情報提供

福祉サービスなどの情報が行き届くよう、支援を必要とする人に直接かかわる民生委員・児童委員、介護支援専門員※、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センターなどの地域の拠点、ボランティア、NPO法人、事業者、医療機関などにも福祉情報を提供していきます。

#### ③ サービス利用に結びついていない要援護者への対応

介護サービスやその他の福祉サービスについては、サービスが周知されていない、あるいは家庭に問題があってサービス利用に結びついていない場合なども考えられます。このような要援護者にサービスが行き届くよう、様々なルートからサービスの周知を図ります。また、必要に応じて専門的な知識を持った相談員を派遣できるよう、地域住民、民生委員・児童委員、福祉推進員、保健推進員などによる見守り体制を築いていきます。

## 取組 2 総合相談体制の充実

---

### 取組内容等

#### ① 相談機関の充実

高齢者の地域における総合的な相談窓口である地域包括支援センター、子育てサークルの育成や、妊娠期から子育て期にわたり切れ目なく支援を行い、不安の解消を図る子育て世代包括支援センターや子育て支援センター※、乳幼児から高齢者、障害者へのサービスを一元的・包括的に提供するまちなか総合ケアセンター、地域で生活する障害者の身近な相談窓口である委託相談支援事業所や総合的な相談窓口である基幹相談支援センター、生活困窮者の相談支援を行う社会福祉協議会等の活動の充実に努めます。また、保健福祉センターは地域の各専門相談機関の連携を促進し、地域の複合的で複雑な課題の把握を行い、地域における包括的支援体制の構築に努めます。





## ② 身近な相談に対応する地域の相談員等の活動の充実

各相談機関の相談員を対象に行われている研修会を体系化し、より専門的な研修を各分野ごとに行うとともに、各分野に共通する複合的・複雑な課題への一次相談のための知識・技術の向上を図ります。

また、日常生活に関する身近な相談に対して、民生委員・児童委員をはじめ、高齢福祉推進員、地域相談員※、保健推進員、食生活改善推進員等が支援する取組を推進していきます。

## 取組3 権利の擁護

### 取組内容等

### ① 日常生活自立支援事業の推進

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者や障害者が地域で自立して暮らし続けるために、今後ますます必要性が高まると考えられることから、事業の一層の周知と生活支援員の確保を図り、利用の促進を図っていきます。

### ② 虐待の早期発見とネットワークの確立

地域住民やサービス提供事業者、医療機関等が協力して、子ども、高齢者、障害者に対する虐待、あるいは女性への暴力の早期発見に努めるとともに、民間団体も含め関係機関相互の連携を強化し、迅速・適切に対応していきます。

### ③ 障害を理由とする差別の解消の推進

障害者が差別を受けることなく、誰もが安心して地域で生活するための環境づくりを推進し、市民・事業者等地域社会全体への障害に対する関心を高め、理解を深めるため、啓発活動に取り組みます。

## 取組4 成年後見制度の利用促進体制の整備

### 取組内容等

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」において、市町村は国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、成年後見制度の利用促進に関する施策について基本的な計画（市町村計画）を定めるよう努めるものとされています。この項目では、市町村計画として、本市における成年後見制度の利用促進に向けて、今後の方向性について示します。

国の成年後見制度利用促進基本計画のポイントは、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」となっています。



このうち、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」では、全国どの地域に住んでも、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指しており、市町村において地域連携ネットワーク及び中核機関を整備することが求められています。地域連携ネットワークは、本人を後見人と共に支える「チーム」をつくり、そのチームを法律・福祉の専門団体や関係機関でつくる「協議会」が支援する体制であり、「中核機関」がその協議会を運営し、チームに対して専門的助言等の支援を確保し、地域連携ネットワーク全体の仕組みを調整するものです。

そして、地域連携ネットワーク及び中核機関には、(ア) 広報機能、(イ) 相談機能、(ウ) 成年後見制度利用促進機能、(エ) 後見人支援機能の4つの機能が段階的・計画的に整備されることが求められており、体制整備により不正防止につながることも期待されています。

市においても、国の基本計画のポイントを踏まえながら、成年後見制度の利用促進を目指して取り組んでいきます。

### ① 成年後見制度の普及

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある人の権利を擁護する仕組みとして、成年後見制度が導入されています。市社会福祉協議会にとやま福祉後見サポートセンターを設置して、成年後見制度の普及啓発、後見人等の相談支援、市民後見人の養成、法人後見の受任等を行っており、引き続きとやま福祉後見サポートセンターの機能充実に努めていきます。

### ② 地域連携ネットワークづくり

とやま福祉後見サポートセンターは、中核機関の一部の機能を有していますが不足している機能もあるため、今後、市と市社会福祉協議会、家庭裁判所、専門職団体等の関係機関、関係団体と中核機関の設置・運営について検討していきます。

そして、今後、各種関係機関、関係団体との連携のあり方を検討し、地域連携ネットワークの充実を目指していきます。

#### <チームの取組>

国の基本計画が示す「チーム」とは、本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う仕組みを指します。市においては、すでに地域で様々なネットワークが構築されているため、その既存のネットワークを活用し、チームで本人を見守り、支援していきます。

#### <協議会の取組>

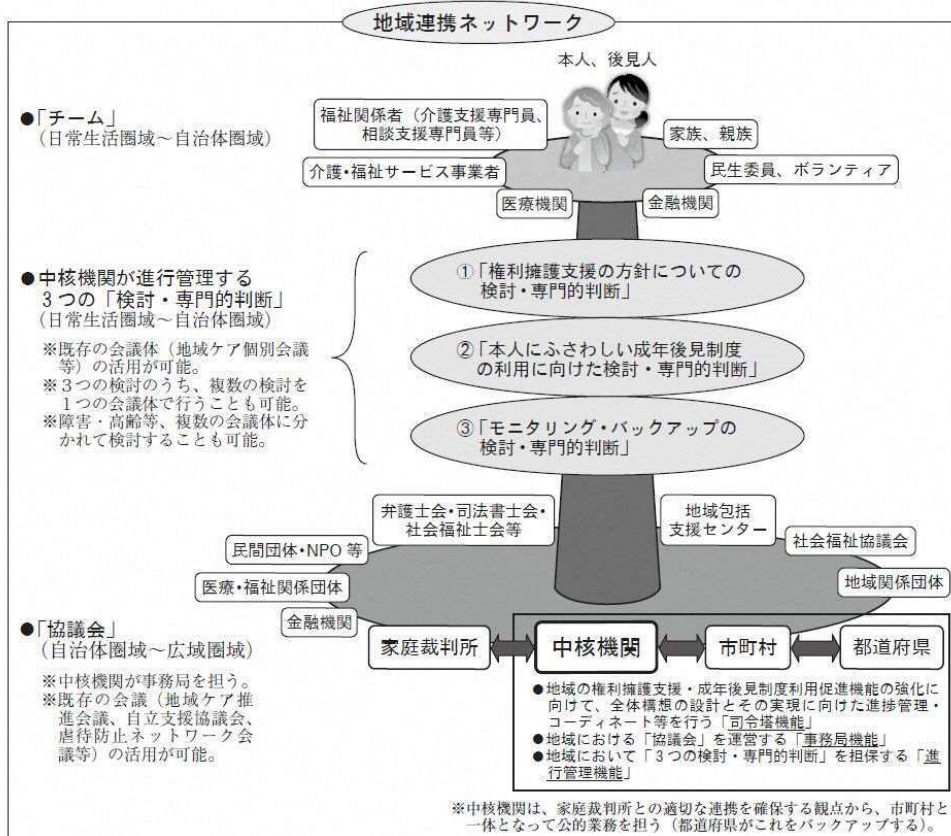
国の基本計画が示す「協議会」とは、チームに対して専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるように体制づくりを進める合議体です。専門職団体などと地域の関係者が連携し、地域課題の検討・調整・解決に向け継続的に協議する場となり、中核機関や地域連携ネットワークの活動をサポートするとともに、それらの活動のチェック機能を担います。



市では、すでに設置しているとやま福祉後見サポートセンターで定期的に行う運営委員会などが今後、協議会として活用できないか検討していきます。

そのほか、既存の高齢者施策、障害者施策の取組を通じ、関係機関や様々な専門職が連携を図りながら、権利擁護支援の必要な人の早期発見・支援、また地域において本人らしい生活継続のための支援を行っていきます。

■ 地域連携ネットワークにおける「チーム」「中核機関」「協議会」の連関イメージ



出典：成年後見制度利用促進体制整備委員会発行  
「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」15 ページから



## 取組5 福祉サービスの質の確保

### 取組内容等

#### ① 苦情への対応

多数のサービス提供事業者の参入によってサービスの量は確保されますが、利用者保護の観点から、サービスの質の低下につながらないようにすることが大切です。また、入所施設等については、苦情等処理するために講ずる措置の概要を明らかにすることとなっていることから、これらの苦情解決の仕組みの周知を図ります。

#### ② 情報開示の推進

住民が必要とする時に各種福祉サービスに関する情報を容易に入手できるよう、市広報紙やホームページなど様々な媒体を活用した情報提供体制の充実に努め、サービス利用の促進を図ります。

## 2 サービス提供事業者への支援

### めざす方向

介護保険の居宅サービス\*がすべて民間事業者に門戸が開かれたため、居宅サービス提供事業者が大幅に増加しました。良質なサービスを供給するには、サービス供給主体の多様化と民間活力の導入が有効です。新たなサービスの供給主体として、社会福祉法人や医療法人だけでなく、企業、NPO法人などの多角的な導入を図っていきます。

また、地域において福祉活動の中心的な役割を担う地域包括支援センターや市社会福祉協議会が、自治振興会や地域において要援護者等の支援を行う人たちなどをネットワーク化する役割を果たすよう機能の充実に図り、地域における活動に協力していきます。

### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、今後本市が取り組むべき施策では「高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」(52.4%)が最も高くなっており、年齢階級別の回答割合も年齢が上がるとその割合も高い傾向となっています。少子高齢化の中での適切な福祉サービスを提供する必要性があることから、サービス提供事業者の健全な発達を推進するための取組が必要とされます。
- ボランティア団体・福祉関係者への調査において、福祉活動に必要な情報の入手元では「社会福祉協議会から」(45.1%)が最も高く、地域住民からの要望の把握方法では、「地域住民から直接聞く」(51.6%)に次いで「社会福祉協議会から」(43.4%)



が高くなっています。地域福祉活動の中心的な役割を担う機関として市社会福祉協議会が位置付けられているため、市民ニーズの把握や市民と共に課題解決を図るための計画的な取組が必要とされます。

## 取組 1 福祉サービス事業の健全な発達

---

### 取組内容等

#### ① 地域福祉活動計画との連携

近年の社会福祉を取り巻く環境を踏まえ、市民のニーズを把握し、市民と共に考え、互いに協力して課題解決を図り、より住みやすい地域づくりを進めることが市社会福祉協議会に期待されています。市社会福祉協議会が中心となり地域住民、関連団体・機関等が協働して福祉のまちづくりを推進することを目的とする富山市地域福祉活動計画の策定を進めます。なお、富山市地域福祉活動計画は、富山市地域福祉計画と連携しながら実施していきます。

#### ② 事業者の参入を促進する情報提供の充実

NPO法人など幅広い事業者が福祉サービスに参入できるよう、本市に不足している福祉サービス、あるいは今後促進していきたいサービスなどの情報を提供し、事業者の積極的な参入を促進していきます。

#### ③ 公募等による事業者の採用

市が行う事業のうち、委託等が適切と考えられるものについては、公募、提案（プロポーザル）などによる業者選定の手法を取り入れていきます。

#### ④ 指定管理者制度<sup>※</sup>の導入

本市においては、障害者関連の通所施設、養護老人ホームなど、市の福祉施設の多くを富山市社会福祉事業団<sup>※</sup>が管理・運営しています。多様化する市民のニーズに効果的、効率的に対応するため、市の福祉施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上、経費の節減等を図っていきます。

#### ⑤ 市事業の見直し

施設以外にも、市は様々な福祉サービスを実施しています。これらの事業のなかに、社会福祉法人、NPO法人、企業等への委託、譲渡等が適切なものがないか検討していきます。また、今後の事業展開においても、民間活力の導入を図っていきます。



⑥ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

富山型デイサービス※がモデルとなって制度化された共生型サービス※をはじめ、農福連携、障害就労継続支援事業所等で行うレストラン等の活用など、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場づくりを推進します。



## 基本目標Ⅲ 安心・安全で暮らしやすい地域づくり

### 1 地域福祉活動を通じた新しいコミュニティの創造

#### めざす方向

地域住民が地域の問題・課題を共有し、住民相互の理解と交流を深めることができるように、地域での交流を通じて顔の見える関係づくりを行っていくことが必要です。地域での交流事業や居場所づくりなどへの支援を行い、高齢者や障害者など、孤立しやすい住民も地域社会との接点を築くことができるような、行事や健康づくり、生涯学習活動などへの参加を促し、さらには住民自らが交流の場を創出できるような体制づくりに努めます。

#### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、「非常に親しくつきあっている」(2.4%) 「親しくつきあっている」(27.1%) と3割近くが親しく近所づきあいをしている一方、「つきあいは、ほとんどない」(11.6%) 割合が1割を超えています。また、現在参加している地域活動では、「参加していない」(46.1%) は4割を超えており、居住年数が短くなるにつれその割合は高くなっており、各年齢階級別にみても年齢が若くなるにつれ参加していない割合は高くなっている傾向があります。積極的な近所づきあいは、防犯の観点からも非常に重要な役割を担っているため、地域住民同士の交流会や勉強会、地区懇談会等、地域の課題を共有するための機会を設けることが必要とされます。
- 地域福祉に関するアンケート調査において、現在参加している地域活動では、「町内会・自治会等」が最も多く38.9%で4割弱となっています。年齢階級をみると60～69歳(50.0%)が高く、20～29歳は7.3%と低い状況となっています。若い世代はマンション、アパート等で暮らすケースが多く、町内会活動への参加割合が低くなっていることには一定程度の理解はできるものの、町内会は地域づくりの基盤となること、また加入者の高齢化もみられることから、地域活動の新たな担い手を育成し地域づくりの基盤を強化していくことが必要とされます。



## 取組1 地域コミュニティの醸成

---

### 取組内容等

#### ① 地域での交流促進

地域の連帯意識が希薄化する中であって、昔ながらの近隣の助け合いを求めることが難しくなっていることから、地域サロンや子育てサロンなど身近な地域での居場所づくりや幅広い世代の交流を促進するとともに、地域のイベントなど様々な機会を活用し、交流の機会をつくります。

#### ② 地域の福祉課題の共有

地域で活動している民生委員・児童委員等の地域福祉関係者、ボランティア、自治振興会組織の代表者等が中心となって、地域の福祉課題等を話し合い、協働して解決していく地区懇談会を開催していきます。

#### ③ 住民参画型のまちづくりの推進

各種福祉計画の策定のほか、公園や遊び場、交流施設等の整備にあたっては、市民、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、ワークショップなど当事者参画型のまちづくり手法を取り入れていきます。

#### ④ 地域づくりの基盤強化

町内会に加入しない世帯が増えています。町内会は、地域づくりの基盤となることから、町内会への加入が促進されるよう、自治振興会などに働きかけていきます。

#### ⑤ 多様性を認め合う社会の実現

地域には、子どもから高齢者、障害者のほか、性的マイノリティの方々、外国人など多くの方が暮らしていることから、地域のすべての人がお互いに多様性を理解し合い、安心して暮らせる地域づくりに努めていきます。





## 2 地域の見守り、問題発見体制づくりの推進

### めざす方向

地域の中で活動する人たちが連携体制（ネットワーク）をつくり、身近な地域での見守り、声かけ等の充実を図り、問題の早期発見、予防、解決できる体制づくりを推進していきます。

### 現状・課題

- 地域福祉に関するアンケート調査において、地域で取り組んでいくことが必要だと思うかの項目では、「一人暮らし高齢者や高齢世帯への支援」（64.1%）が6割台、日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしい支援では、「安否確認の声かけ」（30.6%）が3割台となっており、見守り活動等のニーズが高いことが伺えます。
- また、困っている世帯に対して出来る支援でも「安否確認の声かけ」（62.6%）が最も多く、ボランティア団体・福祉関係者への調査において、誰もが安心して暮らしていくために地域で重要なことでも、「見守りや安否確認」（46.7%）が最も多くなっています。見守りをする側・される側共に安否確認等のニーズが高いことから、本市においても地域における支え合いの意識を更に向上させ、地域における見守りネットワークの整備を推進するとともに、情報共有体制やキーパーソンとしての福祉推進員を充実させていく必要があります。

### 取組 1 地域の連携体制の充実

---

#### 取組内容等

#### ① 地域のささえあい意識の向上

地域においてネットワーク活動を実践するには、地域住民の参加が不可欠であり、福祉関係団体などに対してネットワーク活動の意義、必要性を十分に理解してもらい、地域ぐるみでの活動として取り組めるような体制をつくる必要があります。地区社会福祉協議会が地域で福祉に関する懇談会などを定期的で開催することにより、地域住民の理解を得て、地域でのささえあい意識の向上と地域住民との連携を図ります。

#### ② 福祉推進員の充実

地域で支え合い活動を根付かせるためには、活動の中心となるキーパーソンが必要です。町内単位で活動する福祉推進員について、関係団体や広報紙などで呼びかけ、その役割を周知し、人材確保に努めます。また、地区社会福祉協議会は、福祉推進員が円滑に活動を行えるように、町内会長、民生委員・児童委員、高齢福祉推進員などとの協力体制を確保し、さらに、各校下の福祉推進員が定期的に情報交換できる場を設けるよう努めます。



### ③ 情報の共有化

小地域※ネットワーク活動の推進のためには、関係者が福祉情報を共有することが重要であり、プライバシーの保護に十分配慮しながら、情報の共有化を推進します。

(※ 要援護者一人を支えるネットワークから町内会くらいまでの範囲)

### ④ 地域の見守りネットワークの整備

地域の見守り体制として、家族、親戚、隣り近所、町内会、民生委員・児童委員、関係団体、地域包括支援センター、ボランティア、NPO法人、福祉施設、保健福祉センター、教育機関などが相互に連携を図りながら、福祉サービス、生きがいなどの目的に合わせたネットワークの整備を推進し、地域の見守り体制の充実に努めます。

### ⑤ 地域における福祉活動の把握・調整

市社会福祉協議会では地域の福祉活動の把握のための調査や地域の社会資源の把握等、地域福祉活動が推進するよう努めます。

### ⑥ 災害や事故など緊急時の対応

災害や事故など緊急時において、高齢者や障害者等の要配慮者のほか、被害者やその家族を支援するため、関係機関と連携し、救済制度などの広報に努めるとともに、地域における支援体制づくりの推進や相談機能の充実に努めます。

## 3 地域の子育て支援、地域包括ケア体制の充実

### めざす方向

子育て不安の解消や高齢者等の孤立化を予防するため、市、地域住民、ボランティア、法人等が協力して、地域ぐるみの支援サービスを展開していきます。また、世代間の交流や、子ども、高齢者、障害者等の地域における交流を促進していきます。

### 現状・課題

- 子育て支援施策については、子ども子育て支援制度の中で保育所・幼稚園・認定こども園等の教育・保育事業や各種地域子育て支援事業等を行っています。幼稚園や保育所等に就園する前の子どもを持つ親の中には、子育てについての不安を抱えていたり、孤立化する方もいるため、サロン活動等を中心とした子育て世帯の地域とのつながりや世代間の交流を推進し、孤立化を防ぐ取組が必要となっています。
- 2025年には、3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上の高齢者となり、また、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれており、認知症の



知識の普及・啓発やケア体制の整備等、より一層の認知症施策の推進と在宅医療・介護連携を推進し、地域包括ケアシステム※を深化・推進していくことが必要とされます。

- また、高齢者がいつまでも元気でいきいきと暮らせる活力ある社会を築くために、これまで取り組んできたパワーリハビリテーション等の介護予防事業を充実することが必要とされます。
- 近年では、子育てと介護の両方をしなければならない「ダブルケア」が社会問題として取り上げられています。本市においても、子育て支援施策と高齢者介護施策を推進していく中で、ダブルケアの問題を抱えている方の把握とその支援に取り組んでいくことが必要とされます。
- 高齢者のほか、障害者、子育て家庭、ひとり親家庭、生活困窮者、社会的孤立（ニート・ひきこもりなど）など個人や世帯が抱える様々な課題に包括的に対応できる体制が必要となっています。

## 取組 1 サロン活動等の充実

---

### 取組内容等

#### ① 住民による子育てサロンの開催

子育てに不安をもち、子育ての孤立化がみられるのは、特に幼稚園や保育所等に就園する前の子どもをもつ親です。これらの子育て家庭を支援するため、公民館や民家を利用し、地域のボランティア等が中心となって、子育て中の親子の仲間づくりの場、しつけや遊び方を学ぶ場、地域の人との交流の場を提供していきます。

#### ② 地域ぐるみの子育て支援

子どもたちが地域の人々とふれあい、地域の歴史・文化を学び、様々な感動を体験することは、子どもの育ちにも、地域づくりにとっても必要です。地域の祭り、スポーツ、文化活動、体験型イベントなどを通して、子どもたちの成長を支えていきます。

#### ③ ふれあいいいきいきサロン等の拡充

一人暮らしの高齢者等の孤立感の解消などを目的とするふれあいいいきいきサロンやいきいきクラブ※が各地で開催されています。これらの活動を通して地域ボランティアが立ち上がってきています。今後もより多くの地域ボランティアが立ち上がるよう支援するとともに、介護予防・生きがいくりの場として、ふれあいいいきいきサロン等の拡充を図っていきます。また、高齢者だけでなく、子ども、障害者等が気軽に集える場づくりを推進していきます。



## 取組2 地域の交流の促進

---

### 取組内容等

#### ① 世代間交流の拡充

保育所・認定こども園・幼稚園の幼児や小学生、中学生が、老人ホームを訪問したり、園や学校に高齢者を招くなど、高齢者と子どもが交流する機会をつくれます。また、公民館等での世代間交流の場を提供していきます。

#### ② 福祉関係施設と地域住民との交流

老人ホーム、障害者の入所施設等において、地域住民と入所している人との交流が図られるよう、施設の祭りや地域の祭りなどのふれあいの場づくりを支援していきます。

## 取組3 地域包括ケア体制の強化

---

### 取組内容等

#### ① 介護予防推進体制の強化

徹底した「閉じこもり予防」から、「多様」で「適切」な「切れ目ない」介護予防施策を推進することとし、住民にとって身近な存在である老人クラブ等による声掛けや誘い出し機能を強化するとともに、「運動器の機能向上」のためのプログラムの強化等により、施策の充実を図ります。

#### ② 地域ぐるみの介護予防の推進

市内で活動する約600団体の老人クラブを、地域における介護予防の中核と位置付け、「介護予防推進リーダー」や「楽楽いきいき運動」、「介護予防ふれあいサークル」などの地域ぐるみの取組を進めていきます。

#### ③ 認知症の知識の普及・啓発

広く市民への認知症の理解を広げるために、地域での説明会や講演会などから、認知症を自分の問題、地域の問題として考える意識を高めるとともに、認知症の人やその家族を地域で温かく見守る「認知症サポーター」の養成を促進します。

#### ④ 認知症ケア体制の整備

「認知症初期集中支援チーム」を設置し、認知症の人を早期に発見し認知症専門医につなげる体制や、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、地域包括支援センターの認知症コーディネーター<sup>\*</sup>や認知症疾患医



療センター、認知症サポート医との連携を強化し、認知症の人を継続的に支援する体制を整えます。

#### ⑤ 在宅医療と介護の連携推進

高齢者が必要な医療・介護を受けて、可能な限り在宅生活を継続することができるよう、地域において効率的かつ質の高い医療の提供体制を構築するとともに、医療・介護関係者間の連携強化に取り組んでいきます。

### 取組 4 地域共生社会の推進

---

#### 取組内容等

#### ① 身近な地域で生活課題を解決できる環境の整備

自治振興会や地区社会福祉協議会をはじめとした地縁団体とともに地域の企業や社会福祉法人、NPO法人等、多様な主体が地域づくりに参画できる環境の整備ができるよう、地域の実情に応じた検討を行います。

地域の中では「支える側」の人が「支えられる側」の人となることもあります。「お互い様」という関係性をつくり、「支え手」「受け手」という関係を超えて、お互いの存在を認め合いながら各々の役割を発揮できる地域づくりを推進します。

#### ② 身近な相談を包括的に受け止める体制の整備

地域に身近な行政の窓口として、福祉や防災・防犯をはじめ地域住民の様々な相談に対応してきた73の地区センターの機能と実績を生かし、地域住民が身近に立ち寄り、暮らしや生活の話・相談ができる「場」としてFace to Faceのサービスを推進します。

#### ③ 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

保健福祉センターが中心となって、担当地域の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、社会福祉協議会等、高齢者や障害者、子ども、生活困窮者等の各専門相談機関の連携を強化し、顔の見える関係づくりを行うとともに、必要に応じ支援チームを編成し、多機関が協働して支援することができる相談支援体制づくりを地域の実情に応じて検討します。

支援チームによる個別の事案の検討については、地域ケア会議や既存の会議の場を活用するとともに、必要に応じ関係機関に出向いて会議等を行います。

また、住民に身近な場で、民生委員・児童委員等の地域の関係者及び地区センター等と連携し、対象者を積極的に把握し、支援につなげることができるような体制を構築します。



#### ④ 複合的な課題への対応

介護と育児に同時に直面する世帯（ダブルケア）や、80代の高齢の親と収入のない50代の子が同居する世帯（8050※）など課題の複合化や、社会的孤立、制度の狭間の問題に対し、様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、包括的な支援体制の構築を検討していきます。

#### ⑤ 障害者の地域生活への支援

障害者が地域における支え合いの中で共に生き、地域の一員として生きがいや社会的役割を持ち、安心して自分らしい生活を営むことができるような支援や地域づくりを進めます。

#### ⑥ ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭が地域で自立した生活ができるよう相談支援や就業支援の充実を図ります。

#### ⑦ 生活困窮者支援の推進

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者や複雑な問題を抱えて社会的に孤立した人に対し、市社会福祉協議会など関係機関と連携しながら包括的に対応し、社会的・経済的な自立と生活向上を支援するほか、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークづくりを行うとともに、生活困窮者自立支援制度※の周知を図ります。

## 4 人にやさしいまちづくり

### めざす方向

まちづくりのスタートは、高齢者や障害者など外出にハンディをかかえている人の立場から設計を考えることです。高齢者や障害者が利用しやすく、そして誰もが利用しやすい魅力的な設計をまちづくりの目標として推進していきます。このような視点から、建築物や道路などの都市環境はもちろん、住環境、就労環境など生活全般に関して、人にやさしいまちづくりを進めていきます。

### 現状・課題

- 高齢者や障害者など行動に制限を受ける人だけのためではなく、あらかじめ誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザイン※の考え方に基づきまちづくりをすることが求められており、本市においては、公共的建築物、公共交通機関、道路等のバリアフリー化を推進しています。



- 少子高齢化が進展している中で、要援護高齢者や障害者が住み慣れた地域における生活をできる限り継続できるよう、安心して暮らせる住居の整備が求められています。
- 就労は社会の一員としての自覚を持つ要素、生計を維持する要素、生きがいを感じる要素という3つの要素を持っています。高齢者や障害者が地域で充実した生活を送ることができるよう就労等に関する支援が必要とされています。

## 取組1 ユニバーサルデザインのまちづくり

---

### 取組内容等

- ① 公共的施設等のバリアフリー化の推進  
誰もが利用しやすい施設や道具をデザインするユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、公共的施設等のバリアフリー化を推進していきます。
- ② 道路の整備  
高齢者や障害者の生活圏の拡大を図るために、歩道段差の切下げ、点字ブロックの敷設、盲人用信号装置の設置などを推進していきます。
- ③ 公共交通機関のバリアフリー化の推進  
路面電車や、路線バスの低床化などを促進し、高齢者や障害者が利用しやすい公共交通機関を目指します。

## 取組2 安心して暮らせる住居の整備促進

---

### 取組内容等

- ① 高齢者や障害者などに配慮した住宅の整備の充実  
市営住宅の建て替えにあたっては、高齢者や障害者などの生活に配慮した居室の整備を推進していきます。また、要援護高齢者や重度の障害者の住宅改修を支援します。
- ② グループホームの整備促進  
「施設から在宅へ」の考え方を基本とし、障害者、認知症高齢者が地域で暮らし続けられるよう、グループホーム<sup>\*</sup>の整備を促進していきます。また、グループホームで暮らす人への地域住民の支援や交流を促進していきます。



### ③ 高齢者が安心して住み続けられる住宅の確保

高齢者が、生きがいをもち、自立した生活を送るため、望ましい居住形態を選択できる環境の整備が必要です。このような住まいに対する多様なニーズに対応するため、また、高齢者が安心して安全に暮らし続けることのできる住まいとするため、軽費老人ホームや有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等に適切な指導・支援を行い、需要に合わせた供給を促進します。

### ④ 居住に課題を抱える者への横断的な支援

生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育てる家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進について、地域福祉としての取組のあり方について検討します。

## 取組3 就労・能力活用への支援

### 取組内容等

#### ① 高齢者への就労支援

高齢者が長年培った知識と経験を生かし、活躍し続けることができるよう企業へ的高齢者の雇用促進への働きかけや、高齢者の多様な就労形態による雇用の促進を図り、雇用機会の拡大に努めます。また、富山市シルバー人材センター<sup>\*</sup>の事業拡大が図られるよう、会員数の増強と就業率の向上、受注の拡大に向けて、引き続き支援に努めます。

#### ② 障害者への就労支援

障害者が自立した生活を送ることができるよう、障害者就労支援促進事業などにより一般就労への支援を行うとともに、一般就労へ移行した方が継続して就労できるよう支援します。また、一般就労が困難であっても、生産活動に従事することは、障害者の社会参加や働く権利、自己実現の観点等からも重要であることから、福祉的就労の場の整備に努めます。

#### ③ 福祉分野以外の様々な分野との連携

生活困窮者、高齢者、障害者をはじめ様々な課題を抱える人が、その持てる能力を活かし、就労や活躍の場を確保できるよう、福祉以外（商工業、農林水産等、環境、都市計画等）との連携に努めます。





## 基本目標Ⅳ 市民が誇りを持てるまちづくり

### 1 地域における魅力づくりや情報発信

#### めざす方向

少子高齢化の進展により人口減少時代に突入している現在において、中核都市としての「人口のダム機能」を果たすとともに、持続可能で「選ばれるまち」となるよう地域の魅力や誇りをこれまで以上に高めていく必要があります。

#### 現状・課題

- 北陸新幹線の開通や国際化が進む羽田空港への航空路線の維持により、海外や首都圏を含む広域的な交流の機会が拡大しています。
- 本市は豊かさや暮らしやすさを示す指標で上位を示す等、全国的に見ても魅力あるまちとなっています。これらの強みを生かして「暮らしたいまち」「訪れたいまち」として更に選ばれるよう、産業・教育・文化・福祉の融和を推進し、魅力ある都市として総合力を高めていく必要があります。
- 豊富な自然環境や豊かな食文化を持つ「富山ブランド」のブランディングやシティプロモーションを通じて広く情報発信し、認知度の向上を図ることが必要です。

#### 取組1 地域の魅力の発掘と発信

##### 取組内容等

##### ① 選ばれるまちづくりの推進

豊かさや暮らしやすさを示す指標で上位を示す本市の魅力を、県外企業赴任者等の外部の視点も取り入れて戦略的・効果的に情報発信することで、団塊の世代や大都市圏等からの移住・定住者の増加を図る等、選ばれるまちとして定住人口の拡大を目指していきます。



## 取組2 地域福祉活動の啓発

### 取組内容等

#### ① 地域組織を通じた啓発活動の強化

地域活動の多くが、小学校下を単位として行われています。自治振興会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、老人クラブ等の組織も小学校下単位となっており、強いつながりをもっています。これらの地域組織を通して、住民の福祉への関心を高め、福祉意識を醸成していきます。そのためまず、これらの地域組織の役員の方々に地域福祉に関心を持ってもらうため、福祉フォーラムや地域の勉強会の開催を通じて啓発に努めます。

#### ② 地域福祉フォーラム等の開催

活動が活発化してきたNPO法人や地域ボランティアの流れをさらに大きなものとするため、活動状況のPRの場として、また、市民の地域福祉活動への参加の動機づけとして、市、市社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア団体等が協力して、地域福祉フォーラム※や地域福祉セミナー※、福祉フェスティバル、講演会を開催していきます。

#### ③ 地域福祉活動のPR

市の広報紙やホームページ、マスメディアなど、様々な媒体を活用し、地域福祉活動の状況や市社会福祉協議会の事業や役割についても市民にPRしていきます。

## 2 市や地域に対する愛着や誇りの醸成

### めざす方向

多様な魅力を持つ本市に対して、市民一人ひとりが愛着や誇りを抱くシビックプライドを醸成するためのふるさと教育を推進していきます。また、多くの市民に「住み続けたい」と感じてもらうとともに、本市を離れて暮らしている市外居住者から「また帰って暮らしたい」と感じてもらえるよう、地域の魅力や強みを情報発信していきます。

### 現状・課題

- 市民意識調査結果では、本市に住み続けたい理由の第1位が「地域に愛着がある」となっており、地域に魅力や愛着を感じることができる環境づくりを進めていきます。
- 日本海側有数の都市として選ばれる都市づくりを目指してきた本市は、国内外から高い評価を得ており、都市部と中山間地域の両方を併せ持つ中で公共交通を軸とした拠



点集中型のコンパクトシティの取組や、産業・教育・文化・福祉を融合した都市の総合力を高める取組は今後も継続して推進することが必要です。

## 取組 1 地域の強みや魅力の再発見

---

### 取組内容等

#### ① 地域への愛着や誇りの醸成

本市では「AMAZING TOYAMA」をキャッチフレーズとして、市民と連携しシティプロモーションを行っています。本市の強みや魅力を発見するためのきっかけを提供し、市民一人ひとりがシビックプライドを持てるよう地域への愛着や誇りづくりを推進していきます。

また、市民が幅広い視野と国際感覚を持つための機会として、国際会議の誘致を積極的に取り組むとともに、国内外に都市としての知名度アップの向上に努めます。

#### ② ふるさと教育の推進

市民一人ひとりが魅力ある本市の自然・歴史・文化・産業についての理解を深められるよう、公民館活動やふるさとづくり事業の他、様々な地域活動や生涯学習の機会において、郷土に対する愛着や誇りを持てるふるさと教育の推進に努めます。

## 取組 2 地域における福祉教育の充実

---

### 取組内容等

#### ① 学校におけるボランティア活動

小学校、中学校等は、福祉やボランティアに対する関心や理解を深めるため、市社会福祉協議会、社会福祉施設、NPO法人等と連携して、ボランティア活動等に取り組みます。


#### ② 生涯活動における福祉講座の開設

相互理解を深めるため、公民館ふるさと講座で人権教育を年1回以上実施しています。また、生涯学習においても福祉の充実を図るため、必要に応じて高齢者、障害者、子どもごとの講座を開設し、活動を希望する受講者と、ボランティアを必要とする施設、団体等を結びつけていきます。



### ③ 出前講座の活用

行政情報を積極的に提供し、住民主体のまちづくりを推進するための出前講座※は、高齢者や障害者、子どものほか、健康など様々な福祉に関する講座の内容の充実とPRに努めることにより、利用を促進し、地域住民の福祉への関心を高めていきます。



**第5章**

**計画の推進にあたって**





## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 協働による計画の推進

地域福祉の主役は、地域で生活している市民一人ひとりです。自分たちの住む地域を支え合い、助け合いのできる理想の地域に近づけていくためには、市の取組に加え、市民との協働が不可欠となります。

また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることが考えられます。それらに対応していくためには、その地域で活動するボランティア、NPO法人、社会福祉法人、社会福祉協議会などの取組も必要となることから、これらの地域資源も重要な地域福祉の担い手となります。

この計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが、相互に連携を図り、役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

#### (1) 市民の役割

市民は、暮らしや健康を気かけるとともに、地域に住む担い手の一人として、地域や福祉に対する関心を持つことが重要です。また、そのためには日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが大切です。

また、ボランティア等の社会貢献活動や、各種募金、市や福祉団体等への寄附など助け合いの活動に理解を示し、可能な範囲で協力することも大切です。

#### (2) 地域活動団体の役割

自治会やボランティア団体、NPO法人、民生委員・児童委員など、地域活動団体は、地域の中にある生活課題を発見・共有するとともに、地域の中で連携しながら解決していくことが重要です。

#### (3) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、サービスの質の確保、事業内容の情報公開や利用者の生活の質の向上に取り組むことが重要です。また、福祉施設などにおいては、利用者とボランティアなどが交流し合う場として期待され、地域福祉の拠点としても期待されます。

#### (4) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。児童、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的



な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

## (5) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められます。

また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開を図ることが期待されます。

## (6) 市の役割

市は、市民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成や市民活動支援などの総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域共生社会の実現を目指し福祉施策を推進する役割を担っていることから、様々な福祉分野を横断的につなげる役割を持つ本計画に基づき、地域福祉のさらなる向上に努めていきます。

また、市民の地域福祉に対する意識やニーズを把握及び分析するとともに、地域の社会資源である社会福祉法人をはじめ、NPO・ボランティア団体など関係団体へ情報を提供することにより、相互の連携や協力の上、適切な福祉サービスが提供されるよう支援してまいります。

## 2 計画の周知・普及

地域福祉を推進する上で、計画の目指す地域福祉の方向性や取組について、市民、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉法人をはじめとする福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市などの計画に関係するすべての人が共通の理解を持つことが必要です。

そのため、市の広報紙「広報とやま」やホームページなどを通じて、計画を広く市民に周知し、普及に努めます。

## 3 計画の推進について

本計画の推進のため、社会状況の変化や社会福祉制度の動向を踏まえ、個別計画における各施策の取組状況の把握や計画間の整合性など、総合的かつ計画的な進行管理を図り、地域福祉の推進について必要な事項の検討や課題の提起を行います。





# 資料編







## 資料編

### 1 計画策定の経過

日時	内容
平成30年5月25日	第1回 富山市地域福祉計画策定委員会 議題1 富山市地域福祉計画の策定について
平成30年5月30日	第1回 富山市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議題1 専門分科会長の選出について 2 専門分科会副会長の指名について 3 富山市地域福祉計画の策定について
平成30年9月10日～	市民アンケート調査の実施（～9月25日） ・20歳以上の男女3,600人（無作為抽出）に対し、郵送・方式による
平成30年9月18日～	福祉関係団体アンケート調査の実施（～10月1日） ・市内ボランティア団体、NPO法人、福祉関係団体 200団体に対し、郵送・方式による
平成30年8月22日～	地域懇談会の実施（～8月30日） ・市内9会場（富山3会場、大沢野、大山、八尾、婦中、山田、細入）にて実施（171人参加）
平成30年11月20日	第2回 富山市地域福祉計画策定委員会 議題1 富山市地域福祉計画（素案）について 2 その他
平成30年11月28日	第2回 富山市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議題1 富山市地域福祉計画（素案）について 2 その他
平成31年1月30日～	パブリックコメントの実施（～2月8日）
平成31年2月15日	第3回 富山市地域福祉計画策定委員会 議題1 富山市地域福祉計画（案）について
平成31年2月20日	第3回 富山市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議題1 富山市地域福祉計画（案）について



## 2 アンケート結果の概要

### (1) 調査票の配布と回収状況

調査によるそれぞれの配布・回収状況は、以下のとおりです。

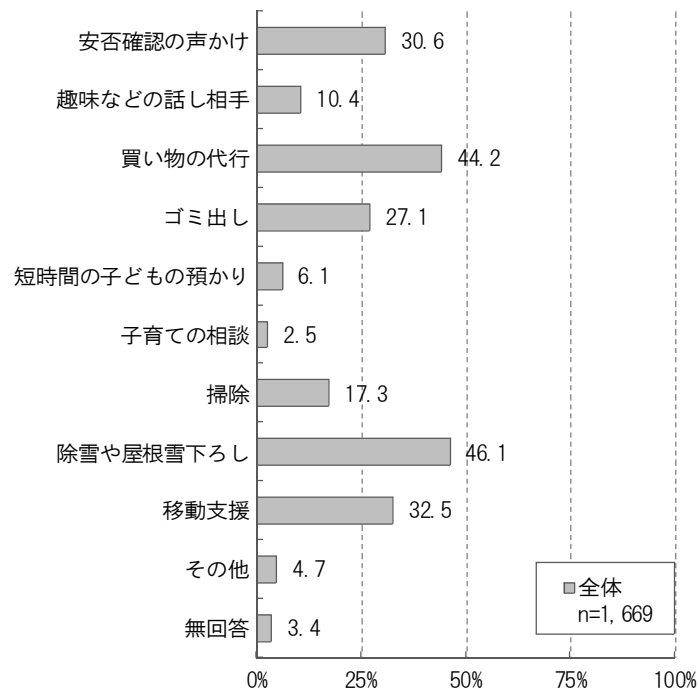
調査票	配布数(人)	有効回収数(人)	有効回収率(%)
① 地域福祉計画に関するアンケート調査 (市民)	3,600	1,669	46.4
② 地域福祉計画に関するアンケート調査 (ボランティア団体・福祉関係団体等)	200	122	61.0

### (2) 調査結果の概要

#### ① 地域における支援について

○日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしい支援についてみると、「除雪や屋根雪下ろし」(46.1%)が最も高く、次いで「買い物の代行」(44.2%)、「移動支援」(32.5%)となっています。

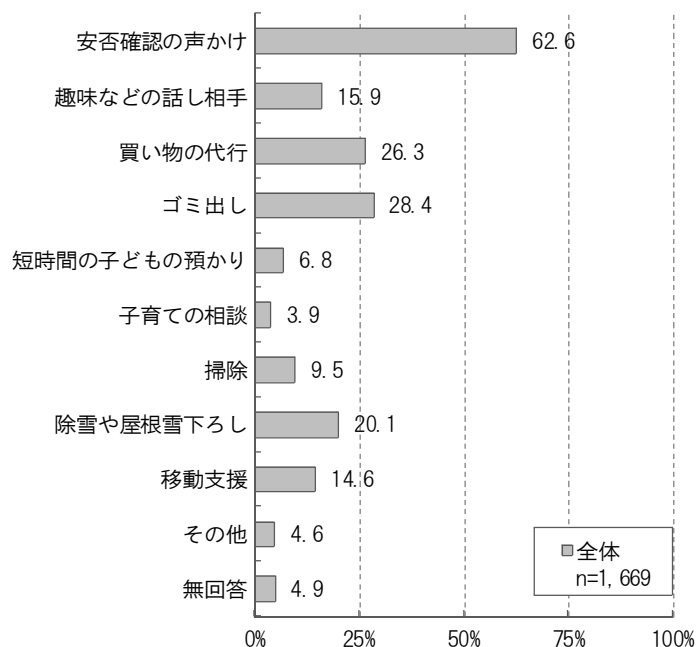
(市民) 問 13 日常生活が不自由になったとき、地域でしてほしい支援





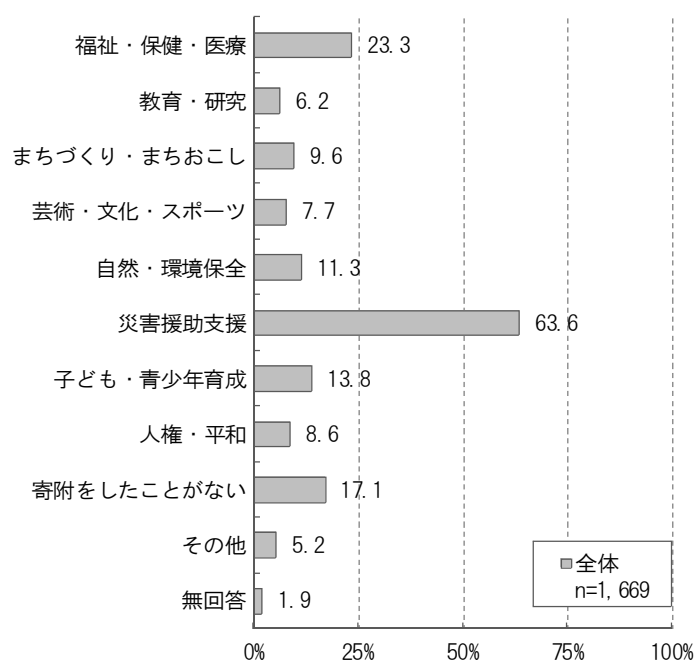
○困っている世帯に対して出来る支援は、「安否確認の声かけ」(62.6%)が最も高く、次いで「ゴミ出し」(28.4%)、「買い物の代行」(26.3%)となっています。

(市民) 問 14 困っている世帯に対して出来る支援



○どんな分野に募金や寄附をしたかをみると、「災害援助支援」(63.6%)で最も高く、次いで「福祉・保健・医療」(23.3%)、「子ども・青少年育成」(13.8%)となっています。また「寄附をしたことがない」は17.1%となっています。

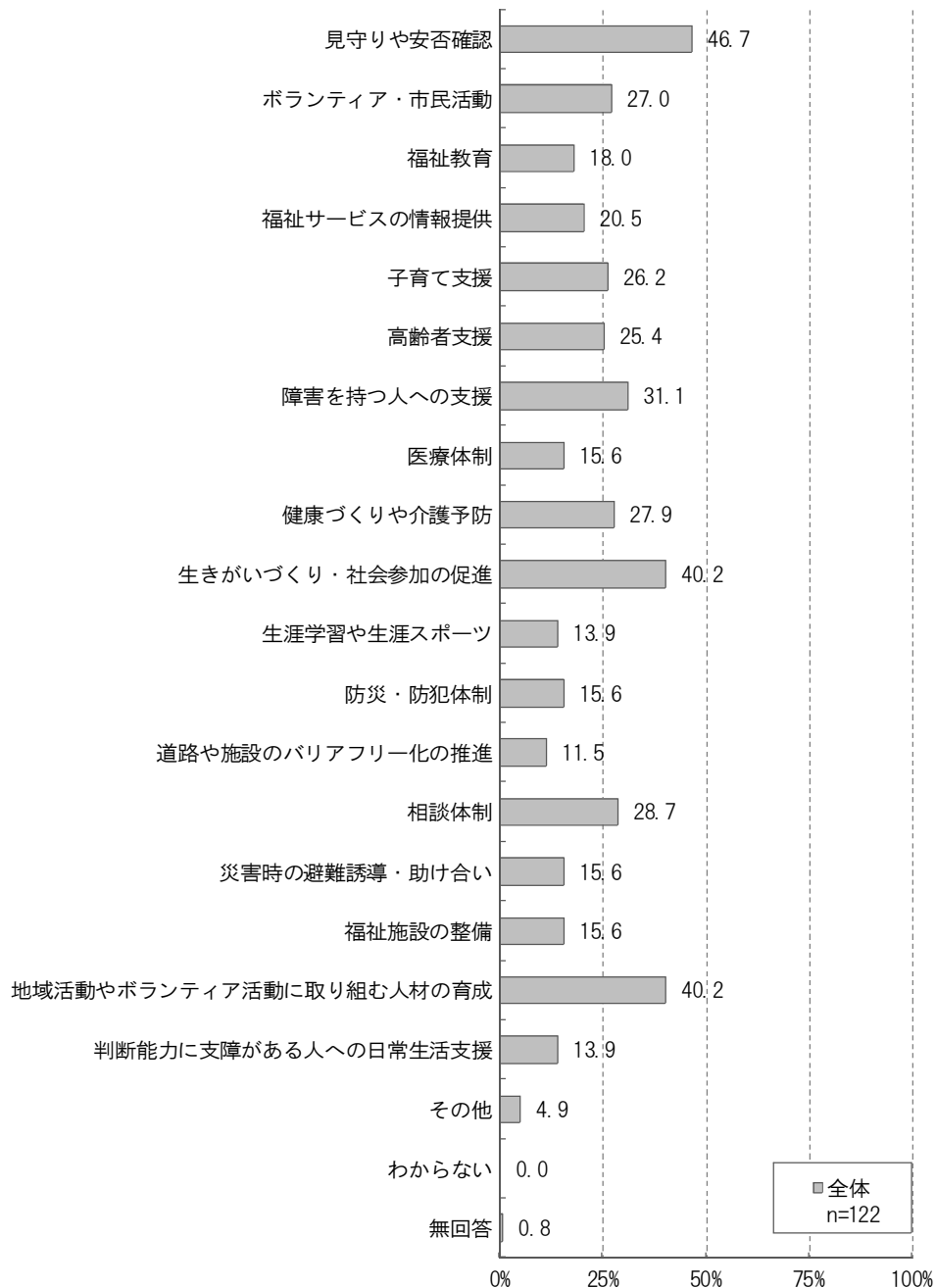
問 15 どんな分野に募金や寄附をしたか





○誰もが安心して暮らしていくために地域で重要なことは、「見守りや安否確認」(46.7%) が最も高く、次いで「生きがいきづくり・社会参加の促進」「地域活動やボランティア活動に取り組む人材の育成」(各40.2%)、「障害を持つ人への支援」(31.1%) となっています。

(関係団体) 問 13 誰もが安心して暮らしていくために地域で重要なこと

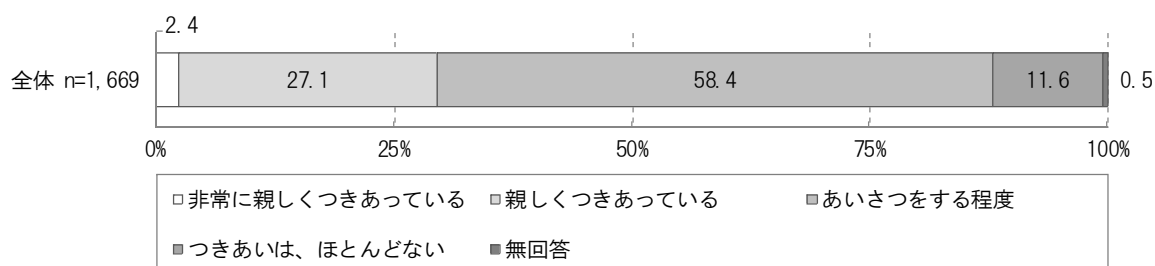




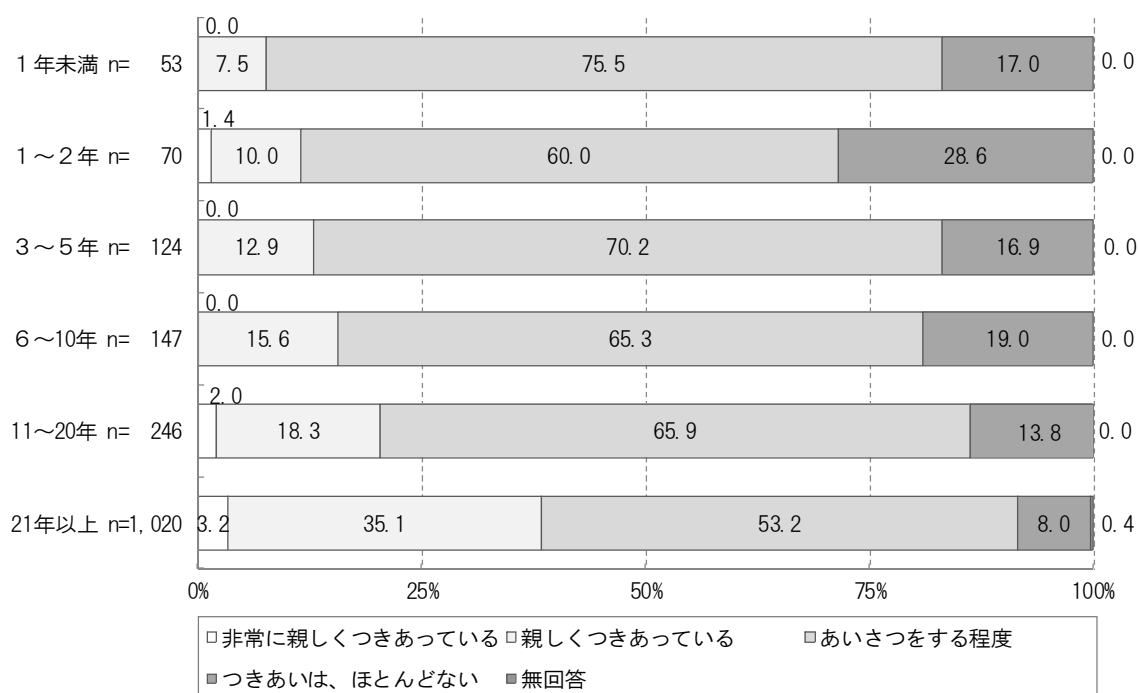
## ② 近隣との関わり合いの状況・地域活動の状況

○近所の人との付き合いの程度は、「あいさつをする程度」(58.4%)が最も高く、次いで「親しくつきあっている」(27.1%)、「つきあいは、ほとんどない」(11.6%)となっています。

(市民) 問9 近所の人との付き合いの程度



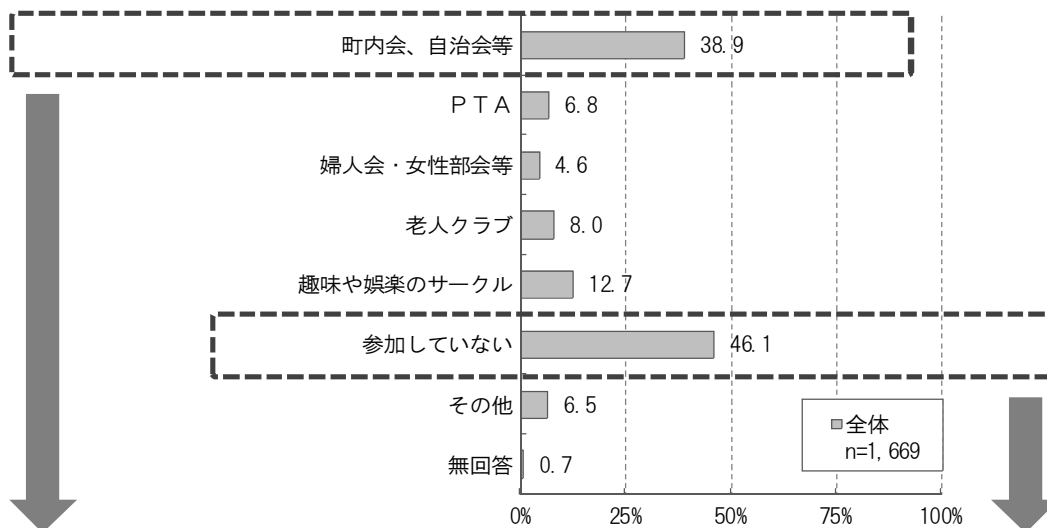
(市民) 問9 近所の人との付き合いの程度 × (市民) 問5 居住年数





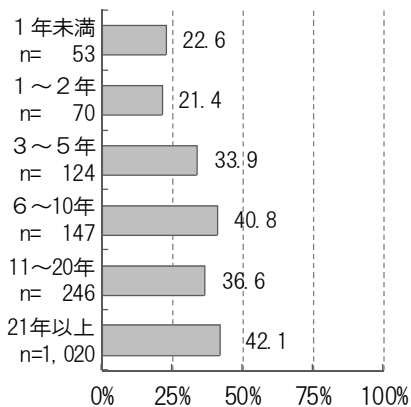
○現在参加している地域活動についてみると、「町内会、自治会等」(38.9%)、「趣味や娯楽のサークル」(12.7%)の順となっています。また「参加していない」は46.1%と最も高くなっています。

(市民) 問 10 現在参加している地域活動

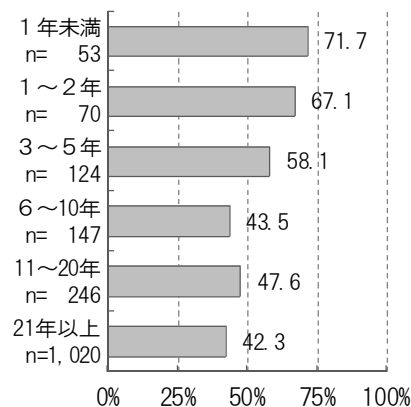


(市民) 問 10 現在参加している地域活動 × (市民) 問 5 居住年数 × 年齢階級

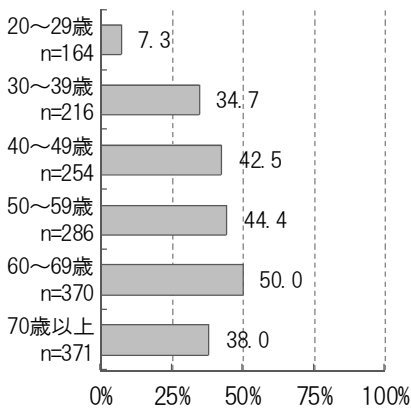
町内会、自治会等 (居住年数)



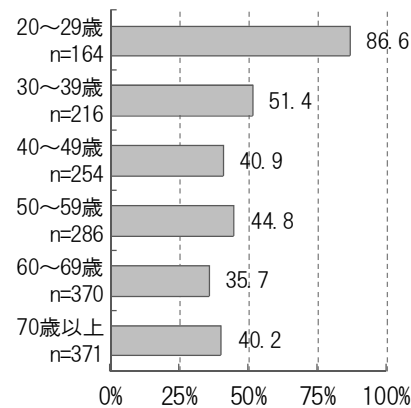
参加していない (居住年数)



町内会、自治会等 (年齢階級)



参加していない (年齢階級)

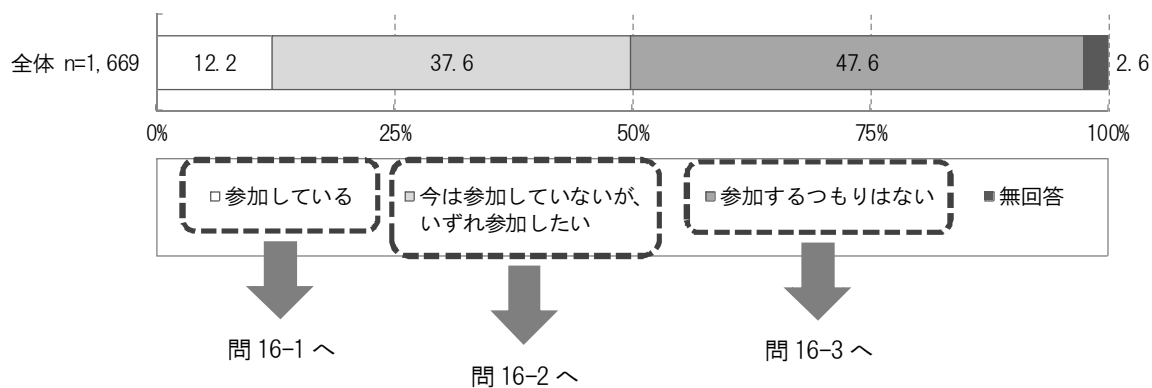




## ③ ボランティアについて

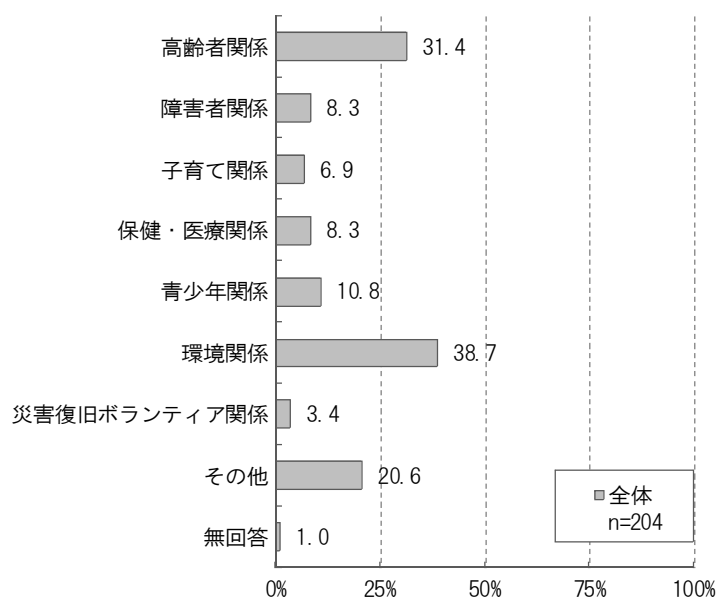
○ボランティア活動への参加状況は、「参加するつもりはない」(47.6%)が最も高く、次いで「今は参加していないが、いずれ参加したい」(37.6%)、「参加している」(12.2%)となっています。

(市民) 問 16 ボランティア活動への参加状況



○参加しているボランティア活動は、「環境関係」(38.7%)が最も高く、次いで「高齢者関係」(31.4%)、「青少年関係」(10.8%)となっています。

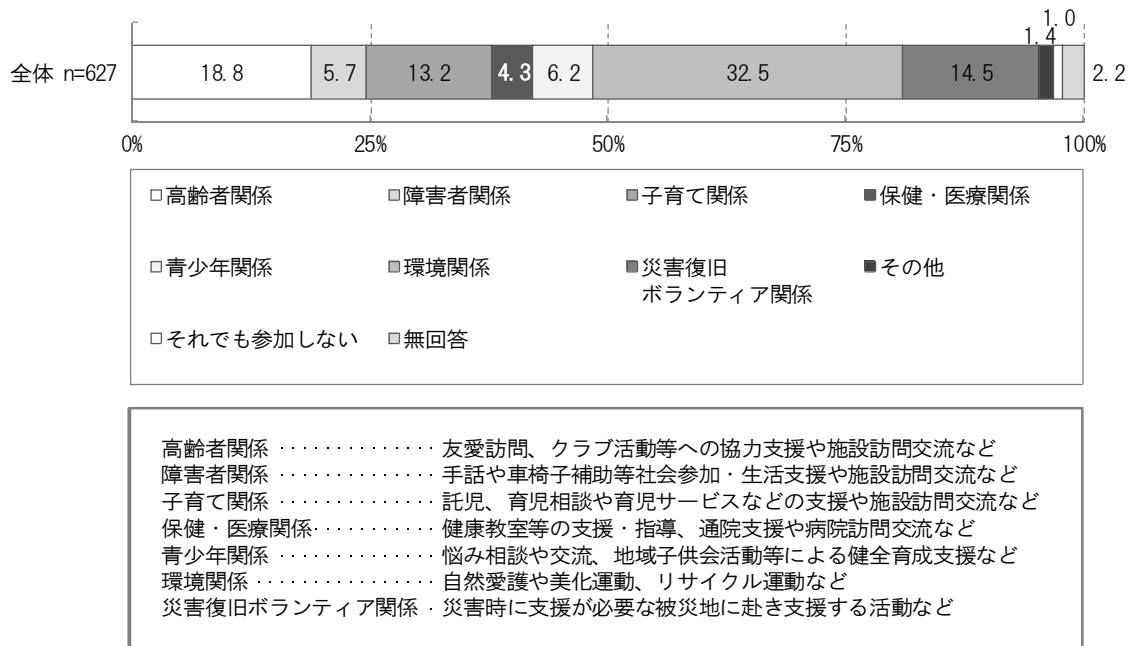
(市民) 問 16-1 参加しているボランティア活動





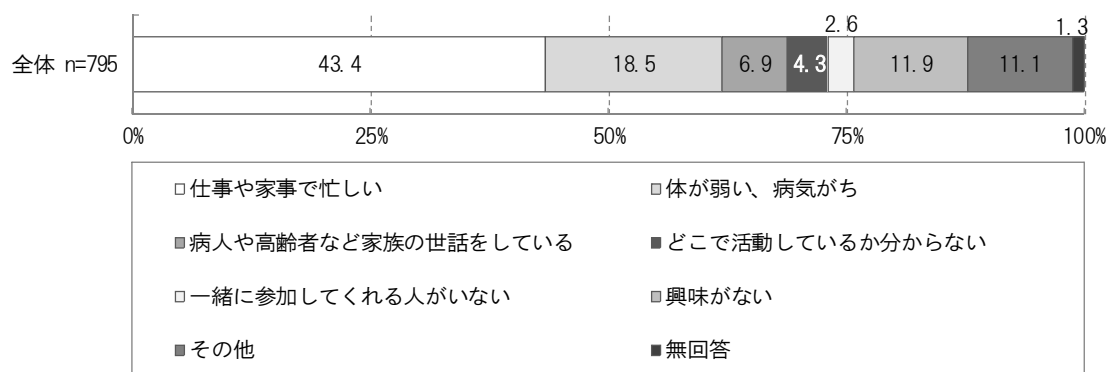
○今後参加したいボランティア活動は、「環境関係」(32.5%)が最も高く、次いで「高齢者関係」(18.8%)、「災害復旧ボランティア関係」(14.5%)、「子育て関係」(13.2%)となっています。また「それでも参加しない」は1.0%となっています。

(市民) 問 16-2 今後参加したいボランティア活動



○ボランティアに参加しない理由は、「仕事や家事で忙しい」(43.4%)が最も高く、次いで「体が弱い、病気がち」(18.5%)、「興味がない」(11.9%)となっています。

(市民) 問 16-3 ボランティアに参加しない理由

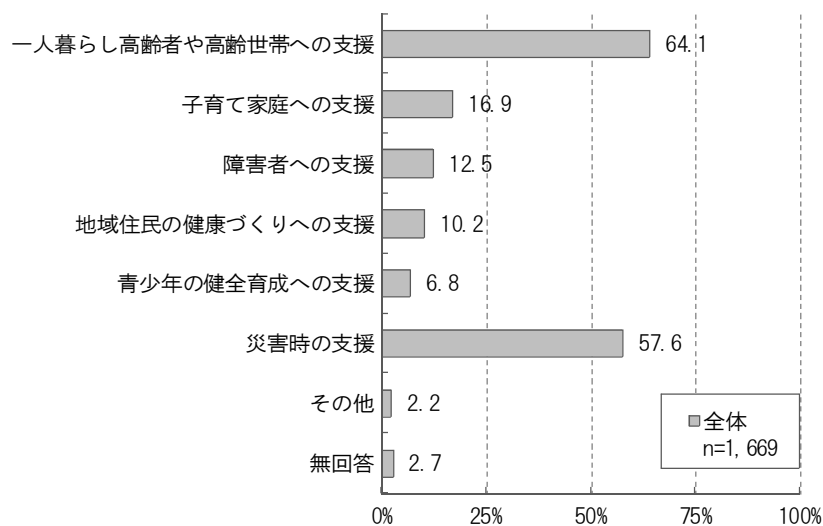




#### ④ 地域での支援・協力について

○地域で取り組んでいくことが必要だと思う問題、「一人暮らし高齢者や高齢世帯への支援」(64.1%)が最も高く、次いで「災害時の支援」(57.6%)となっています。

(市民) 問17 地域で取り組んでいくことが必要だと思う問題

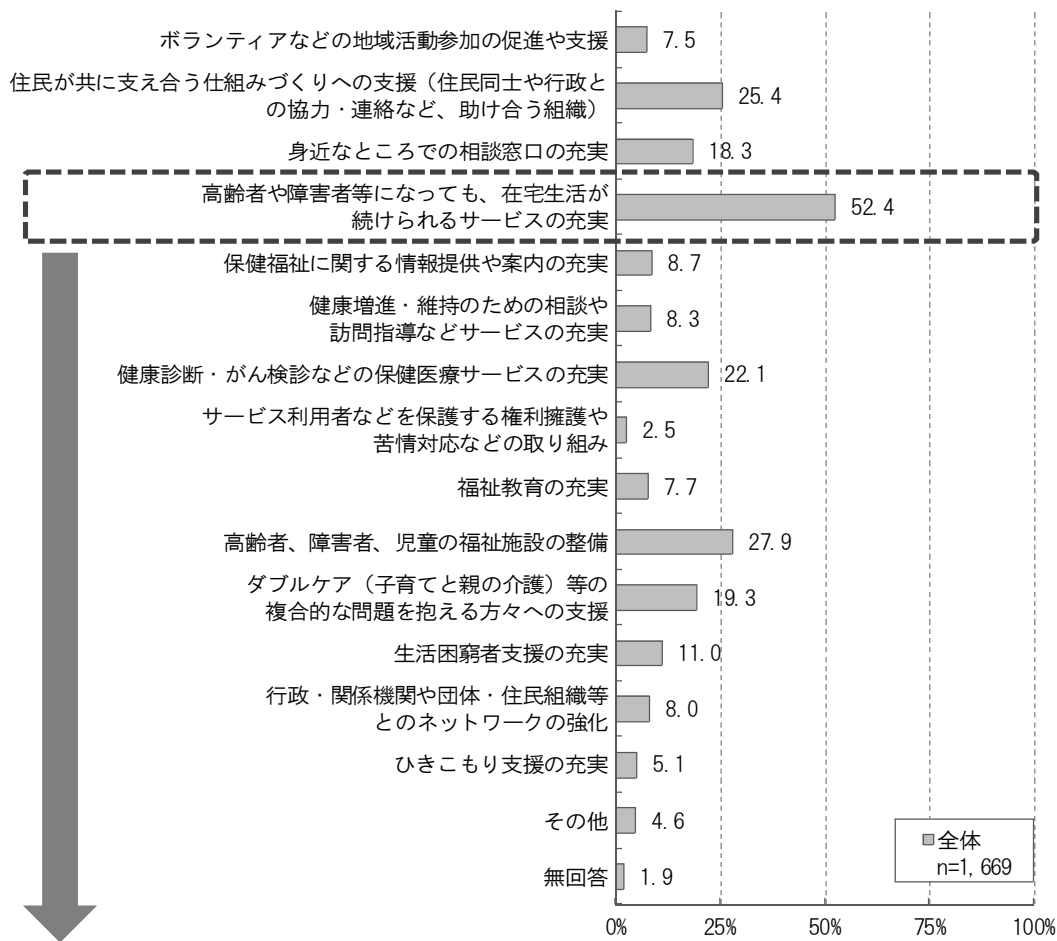




⑤ 市の施策について

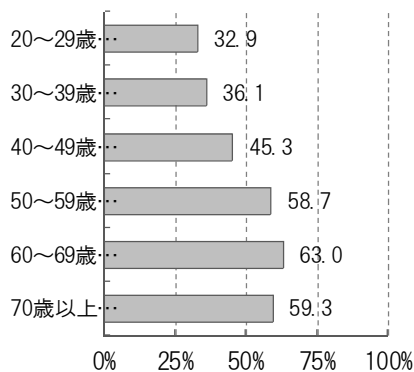
○今後、富山市が取り組むべき施策について、「高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」(52.4%)が最も高く、次いで「高齢者、障害者、児童の福祉施設の整備」(27.9%)、「住民が共に支え合う仕組みづくりへの支援(住民同士や行政との協力・連絡など、助け合う組織)」(25.4%)となっています。

問 18 今後、富山市が取り組むべき施策



問 18 今後、富山市が取り組むべき施策×年齢階級

高齢者や障害者等になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実(年齢階級)

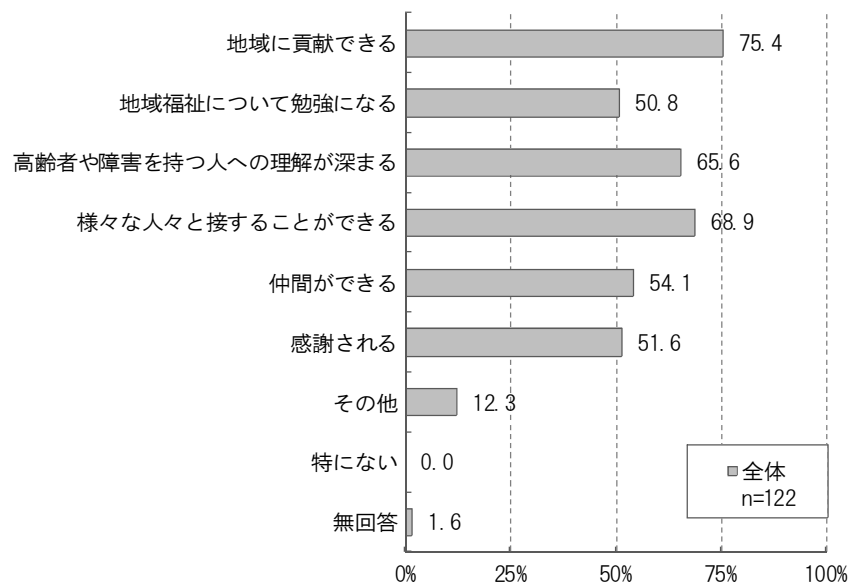




## ⑥ 関係団体等の活動について

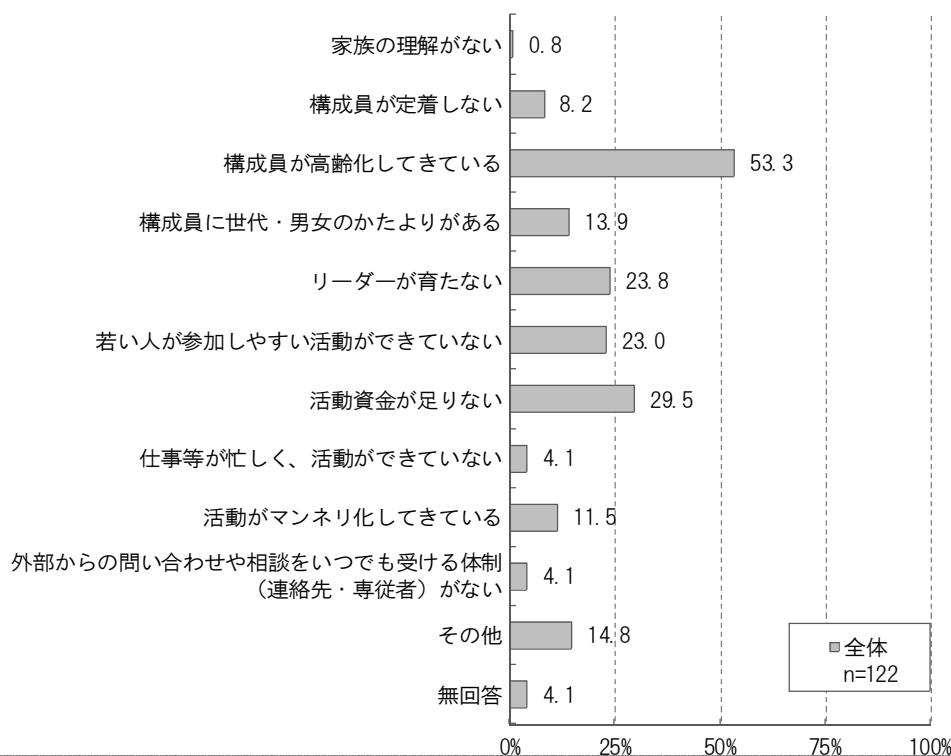
○活動を行ってよかったことは、「地域に貢献できる」(75.4%)が最も高く、次いで「様々な人々と接することができる」(68.9%)、「高齢者や障害を持つ人への理解が深まる」(65.6%)となっています。

(関係団体) 問6 活動を行ってよかったこと



○団体・組織の運営で困っていることは、「構成員が高齢化してきている」(53.3%)が最も高く、次いで「活動資金が足りない」(29.5%)となっています。

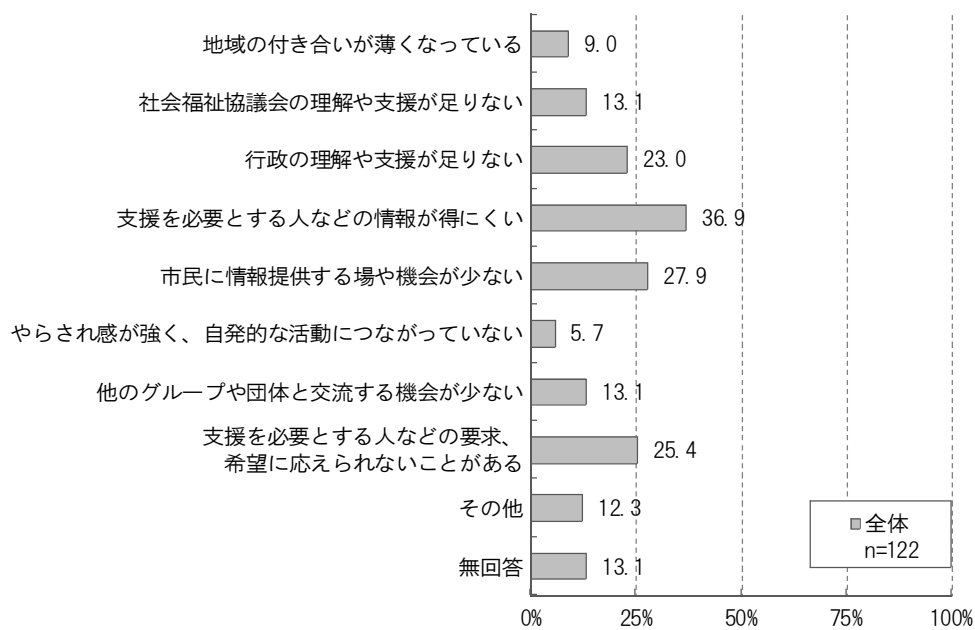
(関係団体) 問7 団体・組織の運営で困っていること





○活動している中で困っていることは、「支援を必要とする人などの情報が得にくい」(36.9%)が最も高く、次いで「市民に情報提供する場や機会が少ない」(27.9%)となっています。

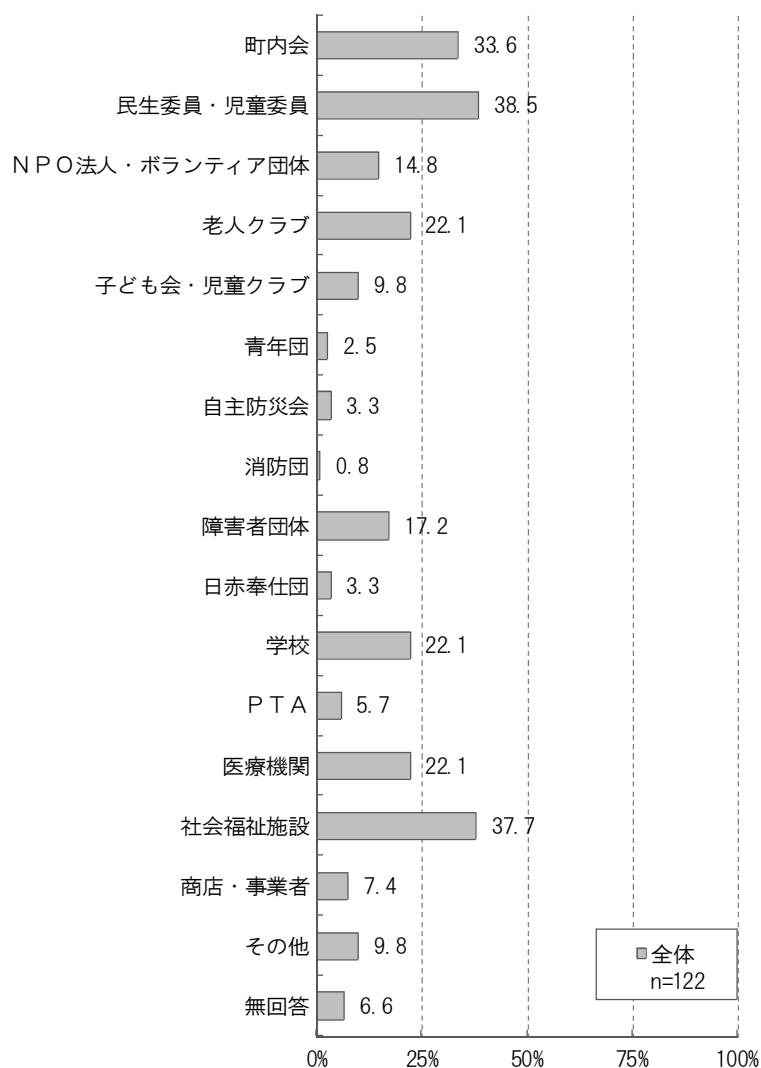
(関係団体) 問8 活動している中で困っていること





○活動にあたり連携が必要と思われる他組織団体等をみると、「民生委員・児童委員」(38.5%)が最も高く、次いで「社会福祉施設」(37.7%)、「町内会」(33.6%)となっています。

(関係団体) 問9 活動にあたり連携が必要と思われる他組織団体等

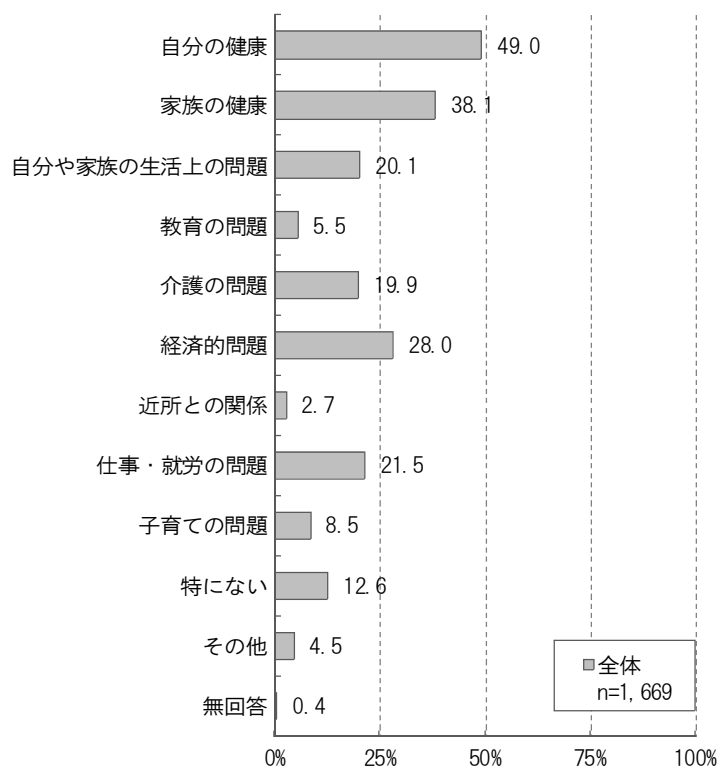




⑦ 悩みや不安と相談

○普段感じている悩みや不安をみると、「自分の健康」(49.0%)が最も高く、次いで「家族の健康」(38.1%)、「経済的問題」(28.0%)となっています。

(市民) 問 11 普段感じている悩みや不安

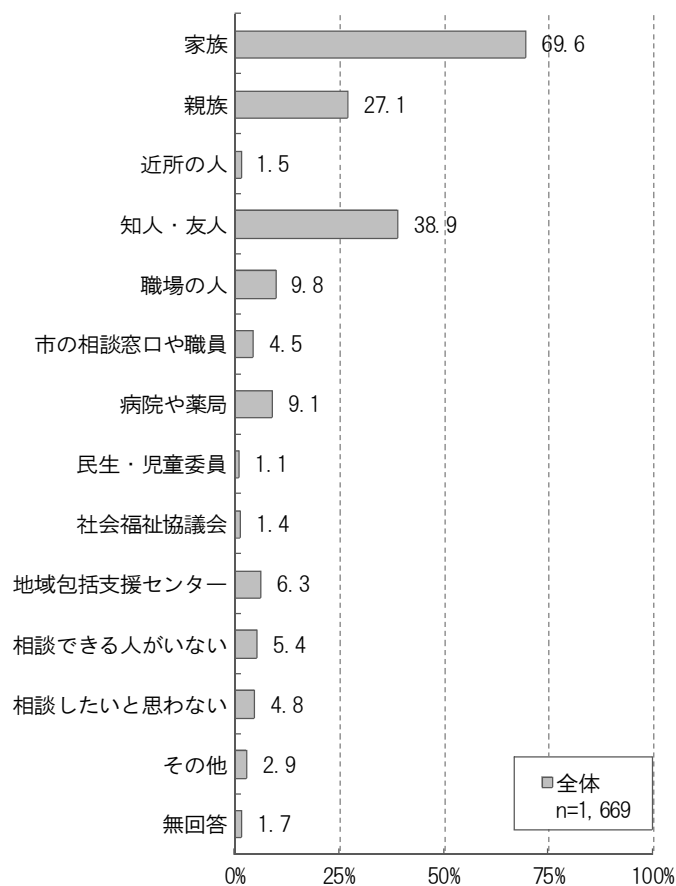






○悩みや不安について相談したい人は、「家族」(69.6%)が最も高く、次いで「知人・友人」(38.9%)、「親族」(27.1%)となっています。また「相談できる人がいない」は5.4%となっています。

(市民) 問 12 悩みや不安について相談したい人

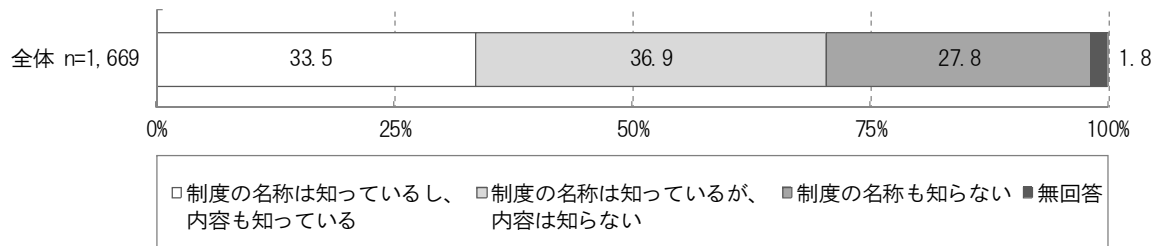




⑧ 成年後見制度について

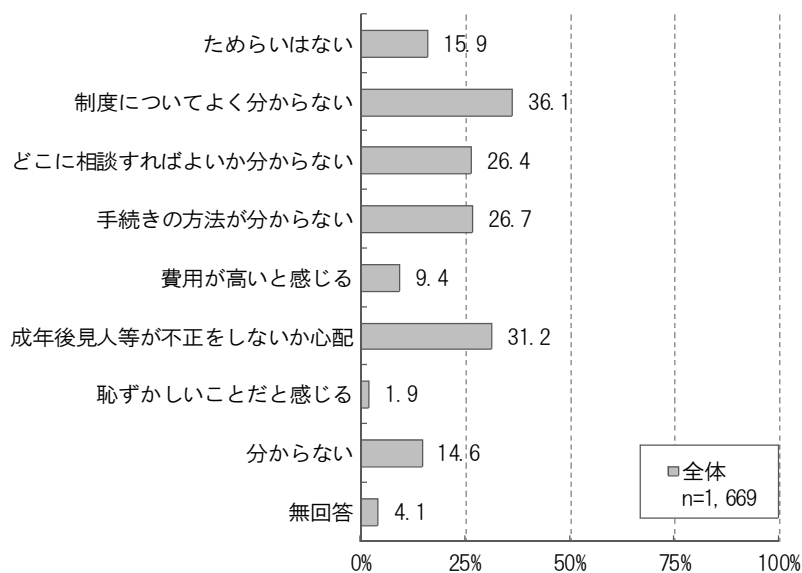
○「成年後見制度」の認知状況をみると、「制度の名称は知っているが、内容は知らない」(36.9%)が最も高く、次いで「制度の名称は知っているし、内容も知っている」(33.5%)となっています。

(市民) 問 19 「成年後見制度」の認知状況



○「成年後見制度」の利用をためらう理由は、「制度についてよく分からない」(36.1%)が最も高く、次いで「成年後見人等が不正をしないか心配」(31.2%)、「手続きの方法が分からない」(26.7%)、「どこに相談すればよいか分からない」(26.4%)となっています。

(市民) 問 20 「成年後見制度」の利用をためらう理由

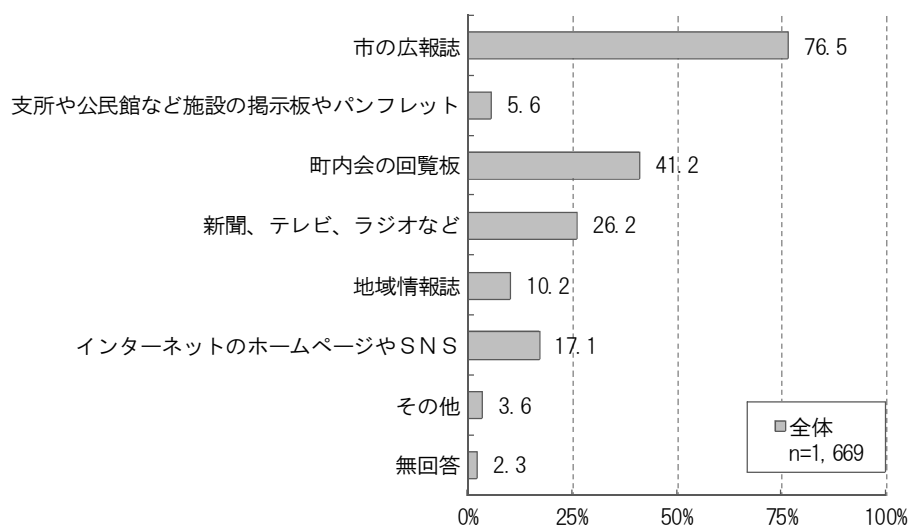




### ⑨ 情報の入手について

○福祉に関する情報の入手方法は、「市の広報誌」(76.5%)が最も高く、次いで「町内会の回覧板」(41.2%)、「新聞、テレビ、ラジオなど」(26.2%)となっています。

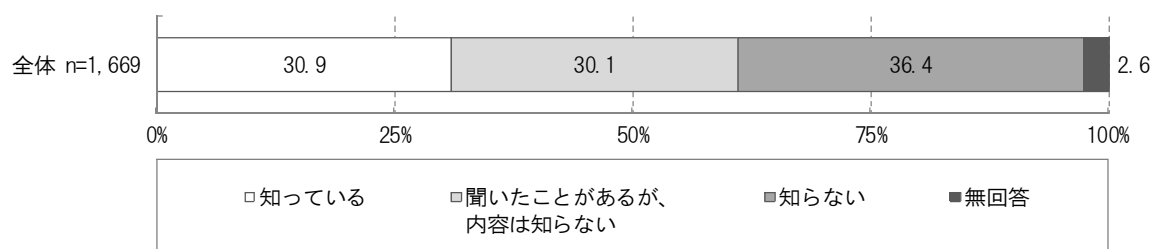
(市民) 問 21 福祉に関する情報の入手方法



### ⑩ ダブルケアについて

○「ダブルケア」の認知状況をみると、「知らない」(36.4%)が最も高く、次いで「知っている」(30.9%)、「聞いたことがあるが、内容は知らない」(30.1%)となっています。

(市民) 問 22 「ダブルケア」の認知状況

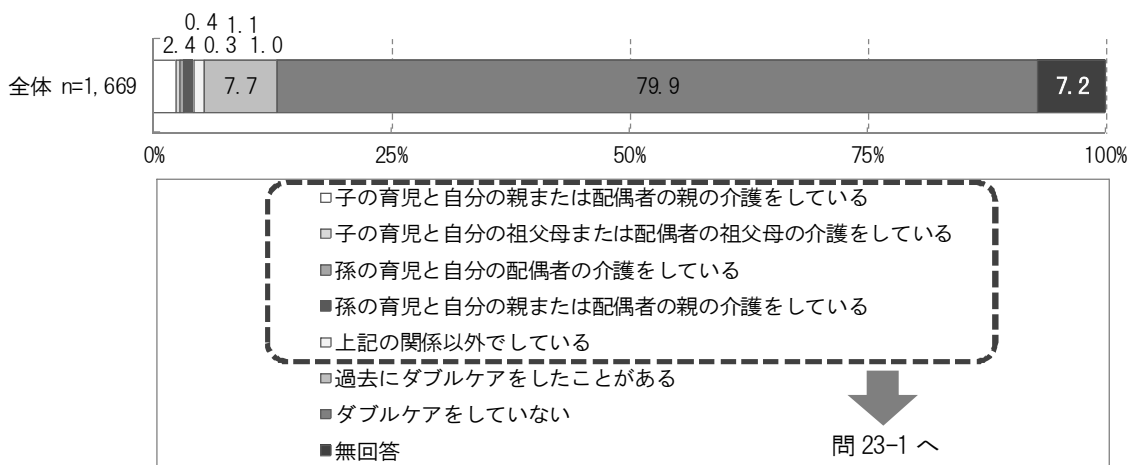




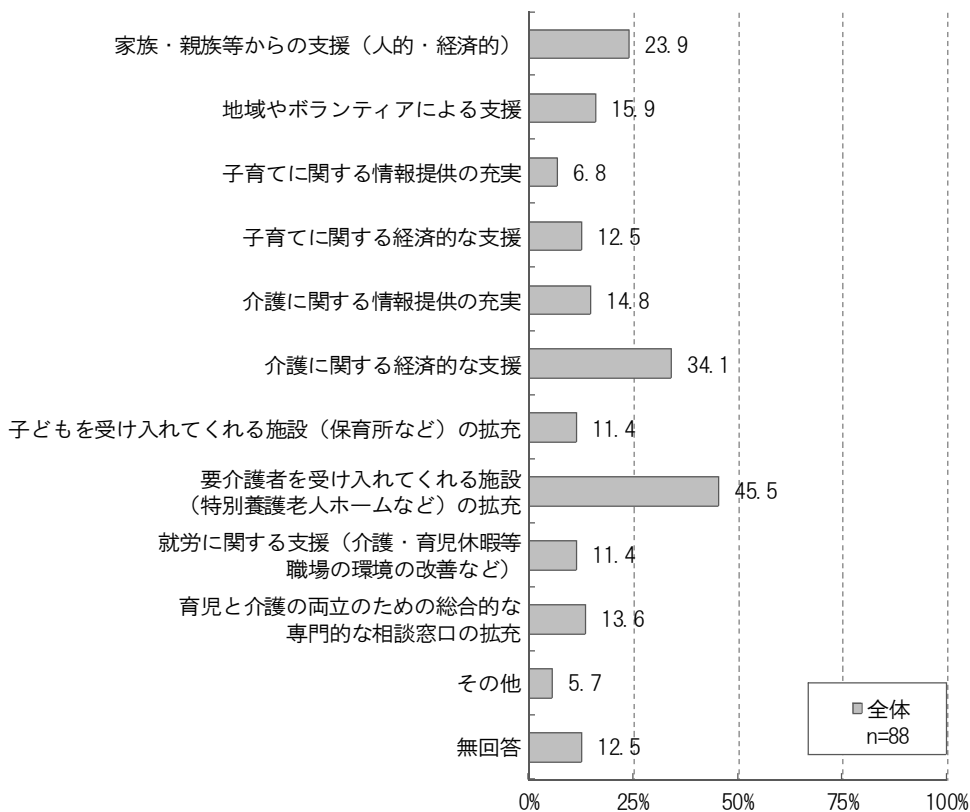
○市民では、「ダブルケア」の経験について、現在「ダブルケア」をしていると回答した方は1割未満となっています。一方、「ダブルケアをしていない」と回答した方は約8割を占めています。

○「ダブルケア」の負担を軽減するために必要だと思う支援は、「要介護者を受け入れてくれる施設（特別養護老人ホームなど）の拡充」（45.5%）が最も高く、次いで「介護に関する経済的な支援」（34.1%）、「家族・親族等からの支援（人的・経済的）」（23.9%）となっています。

（市民）問23 「ダブルケア」の経験



問23-1 「ダブルケア」の負担を軽減するために必要な支援

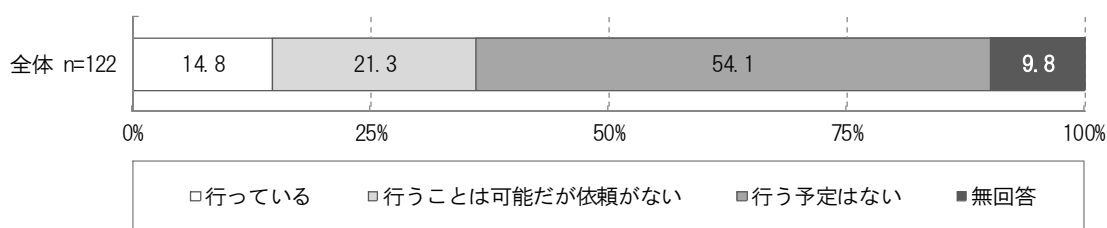




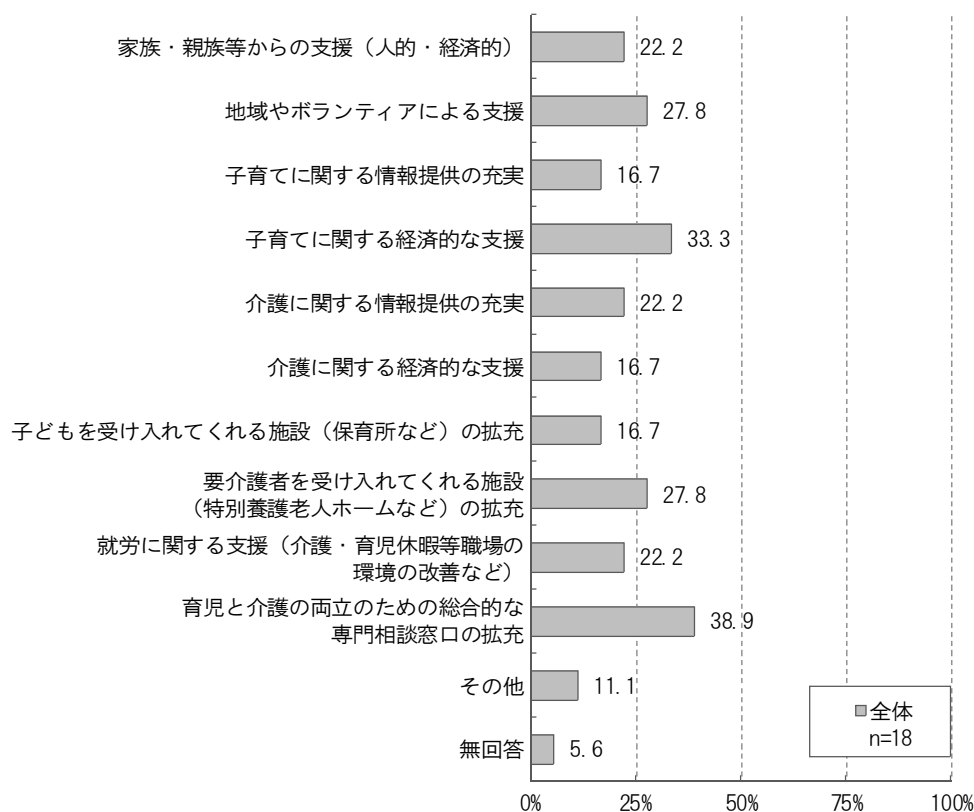
○関係団体では、ダブルケアで困っている方への支援について、「行っている」が14.8%となっています。一方「行う予定はない」が54.1%と最も高くなっています。

○「ダブルケア」の負担を軽減するために必要な支援については、「育児と介護の両立のための総合的な専門相談窓口の拡充」(38.9%)が最も高く、次いで「子育てに関する経済的な支援」(33.3%)、「地域やボランティアによる支援」「要介護者を受け入れてくれる施設(特別養護老人ホームなど)の拡充」(各27.8%)となっています。

#### (関係団体) 問 14 ダブルケアで困っている方への支援について



#### (関係団体) 問 14-1 「ダブルケア」の負担を軽減するために必要な支援





### 3 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

平成30年5月30日現在

	所属団体・役職	氏名	専門分科会	備考
1	富山短期大学長	宮田 伸朗	児童福祉	会長
2	富山市社会福祉協議会長	野尻 昭一	民生委員審査・ 老人福祉	副会長
3	富山市民生委員児童委員協議会長	山村 敏博	民生委員審査・ 児童福祉	
4	富山商工会議所女性会長	近藤 裕世	民生委員審査	
5	富山市自治振興連絡協議会長	谷井 光昭	民生委員審査・ 老人福祉	
6	富山市身体障害者福祉協議会長	大西 貞夫	障害福祉	
7	富山市手をつなぐ育成会長	服部 隆則	障害福祉	
8	富山市医師会長	吉山 泉	障害福祉	
9	福祉保健部理事・富山市保健所長	元井 勇	障害福祉	
10	富山市地域児童健全育成指導員連絡協議会長	棚瀬 静香	児童福祉	
11	富山市児童クラブ連絡協議会長	浅岡 弘彦	児童福祉	
12	富山県看護協議会長	大井 きよみ	老人福祉	
13	富山県老人福祉施設協議会副会長	岩井 広行	老人福祉	
14	富山市老人クラブ連合会長	島田 祐三	老人福祉	
15	富山市介護支援専門員協議会長	高原 啓生	老人福祉	
16	公募委員	柳原 博明		
17	公募委員	菱田 浩一		



## 4 富山市地域福祉計画策定委員会設置要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、富山市地域福祉計画を策定するにあたり、計画策定の円滑な推進を図るための「富山市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 富山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に対し、富山市地域福祉計画(案)を提出すること。
- (2) その他富山市地域福祉計画の策定に係る必要な事項に関すること。

### (組織)

**第3条** 委員会は、原則として別表1に掲げる職にある者を持って組織し、必要により関係者の出席を求めるものとする。

### (座長)

**第4条** 委員会に座長を置き、座長は富山市福祉保健部次長をもって充てる。

2 座長は、委員会を代表し、会務を統括する。

### (会議)

**第5条** 委員会は、座長が招集し、座長が議長となる。

### (任期)

**第6条** 委員の任期は、所掌事務が終了するまでとする。

### (ワーキンググループ)

**第7条** 委員会の円滑な運営と事業の推進のため、委員会にワーキンググループを設置する。

2 ワーキンググループは、別表1にあげる課等の長がその所属職員のうちから推薦する者を充てる。

### (庶務)

**第8条** 委員会の庶務は、富山市福祉保健部社会福祉課において処理する。



## (補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、平成17年9月22日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

所属部局	職 名
福祉保健部	次長 次長 (医療介護連携・総合ケア・高齢者福祉) 社会福祉課長 指導監査課長 障害福祉課長 生活支援課長 長寿福祉課長 介護保険課長 行政サービスセンター地域福祉課長 保健所地域健康課長 保健所保健予防課長 保健所生活衛生課長 まちなか総合ケアセンター所長
こども家庭部	次長 こども支援課長 こども福祉課長 こども育成健康課長
市民生活部	市民生活相談課長 中核型地区センター所長
教育委員会	教育総務課長





## 5 用語集

### ～ あ行 ～

#### ■いきいきクラブ

ひとり暮らし高齢者等で、家に閉じこもりがちな人に対し、公民館等において、生きがい活動や食事を提供することにより、高齢者の孤独感の解消と栄養改善を行っている。市社会福祉協議会が推進している地域住民による福祉活動である。

#### ■SNS [Social Networking Service]

人と人とのつながりの促進をサポートするコミュニティ型の会員制のサービスのこと。

#### ■NPO [Non-Profit Organization]

非営利団体をいう。ボランティア団体もNPOである。

#### ■NPO法人 ⇒ 特定非営利活動法人

#### ■親子サークル

保育所（園）・認定こども園などに通っていない子とその保護者を対象に、親子の交流を深める遊びや子育ての仲間作りのお手伝い、子育ての悩み相談などを行う場である。幼稚園、保育所（園）及び認定こども園等で行っている。

### ～ か行 ～

#### ■介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護認定者等の相談に応じ、要介護認定者等がその心身の状況等に応じ適切な居宅サービス又は施設サービスを利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う人。

#### ■介護相談員

市の委託により、介護保険サービスを提供している場を訪問し、サービス利用者の相談等に応じ、苦情に至る事態を未然に防いだり、利用者の不平、不満や不安に対応して、それらの改善の途を探ったりする人をいう。

#### ■介護保険事業計画

高齢者の方々がいつまでも健康で、人と人とのふれあい・支え合いを大切にしながら、それぞれの地域でいきいきとした生活を送ることができるよう、老人福祉法及び介護保険法に基づき策定する計画。平成12年度より高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画（現在は第7期）を一体のものとして策定している。

#### ■介護予防サービス

介護保険法の地域支援事業の事業であり、要介護・要支援状態になり得るハイリスク高齢者とリスクが低い一般高齢者が一体的に取り組む方針が一般介護予防事業として取られている。



### ■核家族化

核家族とは、夫婦と未婚の子からなる家族を基本として、片親と未婚の子からなるもの、夫婦のみからなるものを含む。いわゆる三世代世帯等の減少を表す言葉として「核家族化」が用いられる。

### ■共生型サービス

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、障害者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、高齢者や障害者（児）が共に利用できるためのサービス。ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどがある。

### ■行政サービスセンター

住民票等の各種手続きや申請等を行うことができ、市役所の出張所的な役割を担う。

### ■協働

協力して働くこと。この計画は、市民・地域活動団体・福祉サービス事業者・社会福祉法人・社会福祉協議会・市が協働して推進することとしている。

### ■居宅サービス

介護保険法における居宅サービスとは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修の13種類の居宅要介護認定者（要支援認定者に対する給付にはサービス名の前にそれぞれ「介護予防」が付される）が利用可能なサービスをいう。

### ■グループホーム

介護保険法においては、比較的軽度の認知症の状態にある要支援・要介護認定者が5～9人で共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う入居施設をいう。障害者自立支援法の定めるグループホームは、介護を必要としない障害のある人が入居するものをいい、同法のケアホームが介護保険のグループホームに近いと考えられる。

### ■健康増進計画

2013年度から2022年度までの10か年を計画期間とした「健康日本21（第2次）」の市町村計画。

### ■権利擁護

認知症の高齢者や知的障害のある方、精神障害のある方などの判断能力が低下した方でも適切な自己決定や選択ができるようにするとともに、福祉サービスを利用しようとする人が安心してサービスを受けられるようにすること。

### ■合計特殊出生率

ある年の女性の年齢別出生率が変わらないという仮定のもとで、1人の女性（15～49歳）が、その生涯に平均何人の子どもを生むかを推計した値。人口を維持するために必要な水準は2.07とされている。



### ■高齡化率

高齢者人口（65歳以上人口）が総人口に占める割合をいう。

### ■高齡福祉推進員

市の委嘱により、ねたきりやひとり暮らし高齢者などで援護を必要としている人が、地域で安心して生活できるよう、家庭を訪問して孤独感の解消や安否の確認などを行い、日常生活を通じて在宅福祉サービスの利用促進等に努める地域ボランティアをいう。

### ■子育て支援センター

子育て全般に関する相談・指導、育児講座・子育てサロンの開催などにより、子育て家庭に対し支援を行う機関。

### ■子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、次代の社会を担うすべての子どもの健やかな育ちと保護者による子育てを地域や社会全体で支えていく環境の整備を目指し、子ども・子育てのための支援を総合的に推進するための計画。

## ～ さ行 ～

### ■サロン活動

高齢者や子育て中の親子と住民が、気軽に、無理なく、楽しく、自由に集い、それぞれの興味や関心にあわせた活動や、一緒にお茶を飲んだり、食事をすることによって、楽しいひと時を過ごす仲間づくりの活動の場。高齢者を対象とする「ふれあいいきいきサロン」と、子育て支援のための「ふれあい子育てサロン」がある。ふれあいサロンは、市社会福祉協議会が推進している地域住民による福祉活動である。

### ■自助・互助・共助・公助

自発的に生活課題を解決する力としての「自助」を中心とし、お互いが解決し合う力としての「互助」がそれを支え、「互助」で解決することが困難な課題に対して、制度化された相互扶助である「共助」が登場することで「互助」の負担を減らし、それでも解決できない場合に最終的に「公助」で対応しようという考え方。

### ■次世代育成支援対策行動計画

平成15年7月に公布された次世代育成支援対策推進法により、市町村及び都道府県に策定が義務づけられた子育て支援等に関する計画。

### ■指定管理者制度

地方公共団体が社会福祉事業団などの外郭団体に限定していた公の施設の管理を株式会社をはじめとした民間法人にもさせることができるという制度。

### ■児童クラブ

小地域で組織され、保護者や育成者のもと、子どもの健全育成を目的として異年齢の子どもが活動する団体をいう。他の多くの市町村においては、「子ども会」あるいは「こども会」という。



## ■シビックプライド

富山市の認知度とイメージを高めるための取り組みを総合的・戦略的に実施することを目的としたシティプロモーションにおいて、市民をはじめとした富山市に関わる多くの方々が、富山に誇りと愛着をいただくことを意味しており、本市におけるコンセプトは「AMAZING TOYAMA」としている。

## ■社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つで、地域福祉の推進を目的とし、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（ボランティア団体等）が参加する団体である。市町村、都道府県及び中央（全国社会福祉協議会）の各段階に組織されており、市町村社会福祉協議会は、複数の市町村を区域として設置することができる。社会福祉を目的とする事業の企画及び実施並びにボランティア活動等への住民参加のための援助並びに社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成等を業務としている。

## ■社会福祉事業団

社会福祉施設の運営を民間に委託することを目的に、都道府県又は市が設立した社会福祉法人。事業団の役員について、理事長は原則として都道府県知事又は市長とし、民生部（局）長が副理事長又は理事に加わるものとされている。事業団の主たる事業は、都道府県、市が設置した施設の受託経営である。 ⇒ **■指定管理者制度**

## ■社会福祉法

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする法律。平成12年に社会福祉事業法から社会福祉法に改正された。近年では、平成29年4月に改正され、社会福祉法人制度等が変更された。

## ■障害者計画

障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障害のある人のための施策に関する総合的な計画。

## ■障害児福祉計画

児童福祉法第32条の20に基づく、国の定める基本指針に即して、障害児通所支援や障害児相談支援の提供体制の確保に関して定める計画。

## ■障害福祉計画

障害者自立支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村障害福祉計画は、障害福祉サービス、地域生活支援事業等を計画的に推進するため、3年を1期として作成する。

## ■食生活改善推進員

市の委嘱により、保健福祉センターと連携して、地域における食生活改善活動を推進する人をいう。



### ■シルバー人材センター

一定地域に居住する定年退職者等を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県知事の指定する公益法人。シルバー人材センターは、厚生労働大臣に届け出て、無料の職業紹介事業を行うことができるとされている。

### ■身体障害者相談員

身体障害者福祉法に基づく身体に障害のある人の福祉の増進を図るための民間協力者。都道府県又は指定都市もしくは中核市が委嘱する。委嘱期間は2年。身体に障害のある人の地域活動の推進を図ったり、更生援護に関する相談に応じた指導や関係団体への協力のほか、障害のある人に対する住民の認識と理解を深めるため、関連団体等との連携を図り援護思想の普及活動などの業務を行う。

### ■生活困窮者

経済面や日常生活面において問題を抱え、生活保護を受けていないものの、生活保護を受けるに至るおそれがあり、かつ自立が見込まれる人のこと。

### ■生活困窮者自立支援制度

平成25年に公布された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対し、福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給などを行う制度。

### ■成年後見制度

成年後見制度は知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立て、援助してくれる人を付けてもらう制度。「後見」「保佐」「補助」の支援があり、法定後見制度と任意後見制度の2つに大別される。弁護士などの専門職後見人の他、市民後見人も家庭裁判所の判断により選任されることがある。

### ■総合計画

地方自治法に基づく市町村経営の最上位計画。

## ～ た行 ～

### ■ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時進行する状態のこと。

### ■地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

### ■地域支援事業

高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業。地域支援事業は、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業等があり、その経費は介護保険から支払われる。



### ■地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として、障害者自立支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができるかとされている。

### ■地域相談員

日頃の様々な相談活動の中で、障害を理由とする差別についての情報提供等を行う身体障害者相談員や知的障害者相談員、精神障害等に関する相談員のことをいう。

### ■地域福祉活動計画

社会福祉協議会が策定する地域の福祉に関する計画。市社会福祉協議会は、平成27年3月に、平成27年度から平成31年度を第2期計画期間とする富山市地域福祉活動計画「ささえあいプランとやま」を策定している。

### ■地域福祉セミナー

地区社会福祉協議会の役員など地域福祉に携わっている人達と市社会福祉協議会が情報交換等を行う場。

### ■地域福祉フォーラム

地域福祉の推進を地域住民の人々とともに考えるため、パネルディスカッションや講演会などを行う市社会福祉協議会の事業。

### ■地域包括ケアシステム

環境の変化がストレスになる高齢者の中には、可能な限り住み慣れた地域や自宅で日常生活を送れるようにするため、地域における「住まい」「医療」「介護」「予防」「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できるケア体制を構築しようとする考え方。団塊の世代が後期高齢者となる2025年を目途に高齢福祉分野で構築・進化・推進が図られており、その考え方を普遍化することで、障害福祉・子ども・子育て家庭・生活困窮の分野に波及させることが可能であると考えられている。

### ■地域包括支援センター

地域包括支援センターは、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、総合相談・支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関である。地域包括支援センターは、生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。市内32か所に設置されている。

### ■知的障害者相談員

知的障害者福祉法により、知的障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に置かれる民間協力者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長が委嘱する。地域において、知的障害のある人の家庭での養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うほか、施設入所・就学・就職等に関して関係機関への連絡や、障害のある人に対する住民の認識と理解を深めるため、関連団体等との連携を図り援護思想の普及活動などの業務を行う。



### ■DV (Domestic Violence)

同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力のこと。

### ■出前講座

市の職員が地域に出向き、行政情報等を積極的に提供しながら市制への理解を深めるとともに、これからのまちづくりをともに考えることを目的とする。市の将来像や介護、子育て、環境、健康など、11分野（平成30年度）の講座があり、生涯学習の一環として実施している。

### ■特定非営利活動法人（NPO法人）

特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること、等の要件を満たすことが必要である。

### ■富山型デイサービス

児童や高齢者、障害のある人が、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域の一つ屋根の下で受けることができるデイサービスの方式。富山型デイサービスは、平成5年に富山市で誕生し、平成31年3月現在、市内に47か所ある。利用者に暖か味を感じていただくため、民家を改修した施設が多い。

## ～ な行 ～

### ■日常生活圏域

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」においては、「市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して日常生活圏域を定める必要がある」としており、地域介護・福祉空間整備等交付金が交付される日常生活圏域と同じと考えられる。富山市高齢者総合福祉プランにおいては、18圏域としている。

### ■認知症コーディネーター

地域の資源を把握し、関係機関相互のネットワークを活用しながら、特に初期の対応や生活環境の変化（入退院時等）の際など、連携を円滑に進めていくために、専門職に対する助言等支援を行う。

## ～ は行 ～

### ■8050 (8050問題)

引きこもり等の理由により収入のない50代の子と80代の高齢の親とが同居している状態や世帯のこと。この状態の世帯において、収入面や親の介護の面で問題が生じることを「8050問題」という。

### ■福祉推進員

地域において、福祉に関する問題や要望を発見し、見守り・声かけ活動を展開して、地域の人たちがともに福祉のまちづくりを進めていく推進役となる地域ボランティアである。福祉推進員は、町内会単位に配置することを基本とし、地区社会福祉協議会会長等が委嘱する。



### ■放課後児童健全育成事業

小学生を放課後などに預かる事業。本市には、小学校の余裕教室などを利用して、放課後などに子どもたちが自主的に参加できる健全な遊び場を提供する地域児童健全育成事業（こども会）と、保護者が仕事などの理由により昼間自宅にいない家庭の児童の保護者が帰宅するまで預かる放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）がある。地域児童健全育成事業は各小学校区の運営協議会に委託し、放課後児童健全育成事業は市内の社会福祉法人等に補助を行うかたちで実施している。また、平成18年度から、町内会やボランティア団体などが小学生を対象とする地域ミニ放課後児童クラブ事業を開始した。

### ■保健推進員

市の委嘱により、保健福祉センターと連携して、地域における健康づくり活動を推進する人をいう。

### ■ボランティアサポーター

ボランティア活動の推進を図るため、市社会福祉協議会が委嘱し、各地区に配置している人をいう。ボランティアサポーターは、ボランティアコーディネーターと緊密な連携をとって活動している。

### ■ボランティアセンター

ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。具体的には、ボランティア活動の需給調整を中心として、相談、教育、援助、調査研究、情報提供、連絡調整などを業務としている。富山市社会福祉協議会が市内7か所にボランティアセンターを設置しています。

## ～ ま行 ～

### ■民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

### ■メンタルヘルスサポーター

メンタルヘルスの研修を重ね、地域での相談や、心の健康に関する情報の紹介などを行う、富山市から委託を受けた心の健康づくりのボランティアをいう。

## ～ や行 ～

### ■ユニバーサルデザイン

国籍・言語・文化・年齢・性別の違いや障害の有無や能力差等を問わずに利用できることを目指したデザイン様式のこと。

### ■要援護者

援助を必要とする人。生活保護受給者、母子家庭等で生活に困っている人、要支援・要介護認定者、重度の





障害のため日常生活に困っている人などがある。

## ～ ら行 ～

### ■老人クラブ

会員相互の親睦を深めるとともに、社会奉仕等の社会参加により、生きがいを高めようとする高齢者による自主的な組織。ゲートボール、歌、踊り、地域奉仕、地域交流等の活動が行われている。老人クラブの対象年齢は、多くが60歳以上としているが、長寿化に伴って対象年齢の引き上げをした所もある。

## ～ わ行 ～

### ■我が事・丸ごと

公的支援制度では対象とならない身近な生活課題や制度の狭間にある課題を解決するには、「縦割り」ではなく、分野をまたがって包括的に「丸ごと」支援する公的支援への転換や「他人事」ではなく「我が事」として、主体的に自分たちの暮らしや地域社会に豊かさや安心、生きがいを生み出す地域づくりへの転換の必要性を訴えた「地域共生社会」実現のための考え方。

### ■ワークショップ

参加者自身が、積極的に研究会や研修会に参加し、進行していくとともに作業を行いながら取り組んでいく集会をいう。



## 富山市 地域福祉計画

発行日 2019年（平成31年）3月

発行 富山市 福祉保健部 社会福祉課

〒930-8510

富山県富山市新桜町7番38号

TEL 076-443-2164 FAX 076-443-2208

URL <http://www.city.toyama.toyama.jp/>

---